

令和7年第487回須崎市議会 1月臨時会会議録
令和7年第488回須崎市議会 3月定例会会議録

*掲載内容は次のとおりです

- 表紙
- 会期日程（1月臨時会、3月定例会）
- 目次
- 本文
 - （臨時会）
1月10日
 - （定例会）
3月5日 開会日（市長提出議案上程、提案趣旨説明、議案説明）
3月11日 一般質問
3月12日 一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
3月19日 閉会日（委員長報告、議員提出議案上程、表決）
- 一般質問・関連質問目次
 - *各議員の一般質問、関連質問の概要を掲載しています。
- 議決一覧表（1月臨時会、3月定例会）
 - *市長提出議案、議員提出議案、請願・陳情の審査結果等を掲載しています。

第 4 8 7 回

須崎市議会 1 月臨時会会議録

令和 7 年 1 月 1 0 日開会

令和 7 年 1 月 1 0 日閉会

第 4 8 8 回

須崎市議会 3 月定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日開会

令和 7 年 3 月 1 9 日閉会

須崎市議会

第 4 8 7 回須崎市議会 1 月臨時会

会 期 日 程

会 期 令和 7 年 1 月 1 0 日（金） 1 日間

会議の概要

（開 会）

会期の決定

会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

市議案第 1 号～第 8 号

第488回須崎市議会3月定例会

会 期 日 程

自 令和7年3月5日（水）
 会 期 》15日間
 至 令和7年3月19日（木）

会 議 の 概 要

日次	月日	曜日	摘 要
1	3/5	水	（開 会） 1．会期の決定 2．会議録署名議員の指名 （諸般の報告） 3．市議案上程 （提案趣旨説明、議案説明） 4．市議案上程 （提案趣旨説明、議案説明、採決） 5．市議案上程 （提案趣旨説明、議案説明、採決）
2	3/6	木	休 会
3	3/7	金	
4	3/8	土	
5	3/9	日	
6	3/10	月	
7	3/11	火	一般質問
8	3/12	水	一般質問、議案の審議及び付託、陳情の付託
9	3/13	木	休 会
10	3/14	金	休 会（総務文教委員会）
11	3/15	土	休 会
12	3/16	日	
13	3/17	月	休 会（産業厚生委員会） ※ケーブルTV収録予定
14	3/18	火	休 会
15	3/19	水	委員長報告、表決（閉 会）

第487回須崎市議会1月臨時会会議録目次

第 1 日 令和7年1月10日（金曜日）	
開 会	2
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
（諸般の報告） 1. 事務局長	3
市議案第1号～第8号	4
（招集挨拶） 1. 市 長	4
（議案説明） 1. 総務課長	4
2. 市民課長	6
3. 長寿介護課長	7
4. 上下水道課長	7
5. 学校教育課長	8
（議案質疑） ① 杉山愛子議員（総務課長）	9
採 決	9
閉会挨拶（市 長）	11
（議 長）	11
閉 会	11
決議一覧（参考資料）	177

第488回須崎市議会3月定例会会議録目次

第 1 日 令和7年3月5日（水曜日）	
開 会	1 4
会期の決定	1 4
会議録署名議員の指名	1 5
（諸般の報告） 1. 事務局長	1 5
市議案第9号～第43号	1 7
市議案第45号～第52号	1 7
（提案趣旨説明） 1. 市 長	1 8
（議案説明） 1. 総務課長	2 3
2. 市民課長	2 8
3. 子ども・子育て支援課長	2 8
4. 企画情報課長	3 2
5. 住宅・建築課長	3 2
6. 元気創造課長	3 2
7. 上下水道課長	3 3
8. 建設課長	3 3
9. 長寿介護課長	3 4
9. 福祉事務所長	3 4
10. 文化スポーツ・観光課長	3 4
11. 総務課長	3 5
12. 企画情報課長	3 8
13. 学校教育課長	3 9
14. 市民課長	4 0
15. 住宅・建築課長	4 1
16. 長寿介護課長	4 1
17. 上下水道課長	4 2
18. 総務課長	4 4
19. 上下水道課長	4 5
20. 建設課長	4 6
21. 健康推進課長	4 6
22. 子ども・子育て支援課長	4 7
23. プロジェクト推進室長	4 7
24. 福祉事務所長	4 7
25. 副市長	4 8
26. 総務課長	4 8
27. 企画情報課長	4 8
市議案第44号	4 9
（議案説明） 1. 環境未来課長	4 9
（討 論）	5 0
（採 決）	5 0
市議案第53号	5 0
（議案説明） 1. 農林水産課長	5 0
（討 論）	5 1

(採 決)	5 2
第 2 日 <u>令和 7 年 3 月 6 日 (木曜日)</u> 休会	
第 3 日 <u>令和 7 年 3 月 7 日 (金曜日)</u> 休会	
第 4 日 <u>令和 7 年 3 月 8 日 (土曜日)</u> 休会	
第 5 日 <u>令和 7 年 3 月 9 日 (日曜日)</u> 休会	
第 6 日 <u>令和 7 年 3 月 10 日 (月曜日)</u> 休会	
第 7 日 令和 7 年 3 月 11 日 (火曜日)	
開 議	5 4
市議案第 54 号	5 4
(議案説明) 1. 学校教育課長	5 4
一般質問	
1. 森光一晴議員	5 5
(防災課長、企画情報課長、子ども・子育て支援課長、学校教育課長、環境未来課長、健康推進課長、元気創造課長)	
2. 宮田志野議員	6 4
(市長、農林水産課長、学校教育課長、長寿介護課長、企画情報課長、総務課長、環境未来課長)	
3. 佐々木學議員	7 7
(市長、防災課長、プロジェクト推進室長、子ども・子育て支援課長)	
4. 吉野寛招議員	8 9
(市長、防災課長)	
5. 森田收三議員	9 7
(市長、防災課長、文化スポーツ・観光課長)	
【関連質問】①森光一晴議員 (防災課長)	10 5
第 8 日 令和 7 年 3 月 12 日 (水曜日)	
開 議	10 9
一般質問	
1. 海地雅弘議員	11 0
(市長、元気創造課長、教育長、建設課長、健康推進課長)	
2. 杉山愛子議員	12 1
(長寿介護課長、学校教育課長、教育長、市長、子ども・子育て支援課長)	
3. 高橋立一議員	13 2
(市長、元気創造課長、総務課長)	
議案審議	
市議案第 9 号	14 0
委員会付託	14 0
市議案第 10 号	14 0
委員会付託	14 0
市議案第 11 号	14 0
委員会付託	14 1
市議案第 12 号	14 1
委員会付託	14 1
市議案第 13 号	14 1
委員会付託	14 1

市議案第 1 4 号	1 4 1
委員会付託	1 4 1
市議案第 1 5 号	1 4 1
委員会付託	1 4 2
市議案第 1 6 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 1 7 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 1 8 号	1 4 2
委員会付託	1 4 2
市議案第 1 9 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 2 0 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 2 1 号	1 4 3
委員会付託	1 4 3
市議案第 2 2 号	1 4 3
委員会付託	1 4 4
市議案第 2 3 号	1 4 4
委員会付託	1 4 4
市議案第 2 4 号	1 4 4
委員会付託	1 4 4
市議案第 2 5 号	1 4 4
委員会付託	1 4 4
市議案第 2 6 号	1 4 4
委員会付託	1 4 5
市議案第 2 7 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 2 8 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 2 9 号	1 4 5
委員会付託	1 4 5
市議案第 3 0 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 3 1 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 3 2 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 3 3 号	1 4 6
委員会付託	1 4 6
市議案第 3 4 号	1 4 7
委員会付託	1 4 7
市議案第 3 5 号	1 4 7
委員会付託	1 4 7

市議案第36号	147
委員会付託	147
市議案第37号	147
委員会付託	148
市議案第38号	148
委員会付託	148
市議案第39号	148
委員会付託	148
市議案第40号	148
委員会付託	148
市議案第41号	149
委員会付託	149
市議案第42号	149
委員会付託	149
市議案第43号	149
委員会付託	149
市議案第45号	149
委員会付託	149
市議案第46号	150
委員会付託	150
市議案第47号	150
委員会付託	150
市議案第48号	150
委員会付託	150
市議案第49号	150
委員会付託	151
市議案第50号	151
(採決)	151
市議案第51号	151
委員会付託	151
市議案第52号	151
委員会付託	152
市議案第54号	152
委員会付託	152
第9日	令和7年3月13日(木曜日) 休会
第10日	令和7年3月14日(金曜日) 休会 《総務文教委員会》
第11日	令和7年3月15日(土曜日) 休会
第12日	令和7年3月16日(日曜日) 休会
第13日	令和7年3月17日(月曜日) 休会 《産業厚生委員会》
第14日	令和7年3月18日(火曜日) 休会
第15日	令和7年3月19日(水曜日)
開議	155
市議案第9号～第43号、第45号～第49号、第51号、52号、54号、 陳情第15号	156

（委員長報告） 1. 高橋立一総務文教委員会委員長	1 5 7
2. 森光一晴産業厚生委員会委員長	1 6 1
市議案第 3 7 号の訂正について	1 6 2
（議案説明） 1. 市民課長	1 6 2
委員会付託	1 6 4
（委員長報告） 1. 森光一晴産業厚生委員会委員長	1 6 4
（討 論） 1. 宮田志野議員	1 6 4
2. 杉山愛子議員	1 6 5
市議案第 2 9 号	1 6 8
（採 決）	1 6 8
市議案第 3 2 号	1 6 8
（採 決）	1 6 8
市議案第 4 2 号	1 6 8
（採 決）	1 6 8
市議案第 5 2 号	1 6 8
（採 決）	1 6 8
市議案第 9 号～第 2 8 号、第 3 0 号、第 3 1 号、第 3 3 号～第 4 1 号、第 4 3 号、 第 4 5 ～第 4 9 号、第 5 1 号、第 5 4 号	1 6 8
（採 決）	1 6 9
陳情第 1 5 号	1 6 9
（採 決）	1 6 9
閉会中の事務調査	1 6 9
字句等の整理	1 6 9
閉会挨拶（市 長）	1 6 9
（議 長）	1 7 0
閉 会	1 7 0
一般質問・関連質問目次（参考資料）	1 7 2
議決一覧表（参考資料）	1 7 8

第487 須崎市議会 1月臨時会 会議録

須崎市告示第1号

令和7年1月10日に、須崎市議会臨時会を須崎市議会議事堂に招集する。

なお、会議に付すべき事件は、次のとおりである。

令和7年1月8日

須崎市長 楠瀬 耕作 

1. 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
2. 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第9号）について
3. 令和6年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
4. 令和6年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
5. 令和6年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について
6. 工事請負契約の締結について
7. 工事請負契約の締結について
8. 工事請負契約の締結について

議事日程

令和7年1月10日（金曜日）午後2時開会

第1. 会期の決定

第2. 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

- 第3. 市議案第1号 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
市議案第2号 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第9号）について
市議案第3号 令和6年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
市議案第4号 令和6年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
市議案第5号 令和6年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について
市議案第6号 工事請負契約の締結について
市議案第7号 工事請負契約の締結について
市議案第8号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番 西村 泰一君
3 番 宮田 志野君
5 番 吉野 寛招君
7 番 佐々木 學 君
9 番 森田 收三君
1 1 番 森光 一晴君
1 3 番 高橋 祐平君

2 番 大崎 宏明君
4 番 杉山 愛子君
6 番 松田 健 君
8 番 山本 啓介君
1 0 番 海地 雅弘君
1 2 番 高橋 立一君

欠席議員

1 4 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
総 務 課 長 松浦 すが君
建 設 課 長 楠瀬 晃君
市 民 課 長 高橋 正恭君
上 下 水 道 課 長 大野 明君
教 育 次 長 西村 浩司君
生 涯 学 習 課 長 福本 博一君

副 市 長 梅原健一郎君
元 気 創 造 課 長 山岡 伸也君
長 寿 介 護 課 長 大崎 弘美君
福 祉 事 務 所 長 森光 澄夫君
教 育 長 竹内 新君
学 校 教 育 課 長 中西 司君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君
会 計 年 度 任 用 職 員 森本 慧君

次 長 谷脇 弘君

午後 2 時 開会

○副議長（高橋祐平君） 皆様、お疲れ様です。本日、ここに第 4 8 7 回須崎市議会 1 月臨時会が招集されました。

御報告いたします。1 4 番、土居信一議長から病氣療養のため、本日 1 日の欠席の届けが来ております。

今議会に提出されました市長提出議案は、令和 6 年度一般会計補正予算、令和 6 年度特別会計補正予算、工事請負契約の締結、条例改正案など、8 件であります。後刻、提案趣旨及び議案説明がありますが、十分に審議を尽くされまして適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから第 4 8 7 回須崎市議会 1 月臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○副議長（高橋祐平君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○副議長（高橋祐平君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番西村泰一さん、2番大崎宏明さん、3番宮田志野さん、以上3人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○副議長（高橋祐平君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） 事務局より御報告申し上げます。

市長より、今期臨時会に付議するため、市議案第1号から市議案第8号までの計8議案の提出があり、その写しを議席に配布いたしております。次に、今期臨時会の説明員として、議長より、市長、教育長及びその委任を受けた者に対しましては今議会中、出席を要請いたしております。次に、地方自治法第180条第2項に基づく専決処分の報告が市長より1件ありましたので、報告書の写しを議席に配布いたしております。次に、監査委員より、令和6年11月分の、例月現金出納検査結果の報告がございました。「各会計の計数は正確であり、現金の出納、及び、保管の状況は適正と認めた」旨の報告でございます。次に、第486回12月定例会で議決されました議会議案第15号「精神障害者保健福祉手帳所持者に対する精神科医療費および一般医療費への助成制度（重度心身障害者医療費助成制度）への意見書」につきましては、令和6年12月19日付けで高知県知事宛てに提出をいたしております。最後に、14番土居信一議長より、病氣療養のため、本日1日、欠席の届け出があっております。

以上で、報告を終わります。

須総発第 3 号

令和7年1月8日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬耕作 

議案の送付について

令和7年1月8日招集の須崎市議会臨時会に提出する下記議案を送付いたしますので、付議してください。

記

- 市議案第 1 号 須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
市議案第 2 号 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第9号）について
市議案第 3 号 令和6年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
市議案第 4 号 令和6年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
市議案第 5 号 令和6年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）について
市議案第 6 号 工事請負契約の締結について
市議案第 7 号 工事請負契約の締結について
市議案第 8 号 工事請負契約の締結について
-

日程第3 市議案第1号から第8号

○副議長（高橋祐平君） 日程第3、市議案第1号から第8号の8議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○副議長（高橋祐平君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 皆様、改めまして、新年明けましておめでとうございます。どうぞ本年もよろしくお願いいたします。

本日、ここに急施を要します事件の御審議をお願いするために、臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用中にもかかわらず御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。さて、本議会には、市議案第1号の須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、市議案第2号から市議案第5号までの令和6年度各会計の補正予算案、市議案第6号から市議案第8号までの工事請負契約の締結についての8議案を提出いたしております。各議案の詳細につきましては、この後、関係課長から御説明申し上げますので、御審議のうえ、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○副議長（高橋祐平君） 続いて、議案の説明を求めます。総務課長

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 市議案第1号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきまして、御説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。本議案は令和6年度の人事院勧告に基づく給与法改正により、一般職員の給料月額及び期末勤勉手当を改正するとともに議員、特別職の期末手当を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては議案書2ページから7ページでございます。

第1条は、須崎市一般職員の給与に関する条例の一部改正といたしまして、第16条第2項中

「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の６８．７５」を「１００分の７１．２５」に改めるものといたします。これは一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当率の改正となっております。

第１７条第２項第１号中「１００分の１０２．５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の４８．７５」を「１００分の５１．２５」とする改正は、一般職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当率の改正となっております。また、給料月額の変更に伴いまして、別表第１を次のように改めるとし、行政職給料表を２ページから６ページに記載のとおりにすることといたしております。

続きまして、６ページ第２条では須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、本年度引き上げ分の期末手当について来年度は６月、１２月に振り分けるため、第１６条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の７１．２５」を「１００分の７０」に改めることといたしております。また、勤勉手当率も同様に第１７条第２項第１号中「１００分の１０７．５」を「１００分の１０５」に、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「１００分の５０」に改めることといたしております。

第３条では須崎市議会議員の報酬等に関する条例の一部改正として、人事院勧告による引き上げ率に合わせて期末手当の率を改正するもので、第５条第３項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１５７．５」を「１００分の１６７．５」に改めるとともに、第４条では、来年度における振分け措置として「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改めるものといたします。

第５条では、須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部改正といたしまして、人事院勧告による引き上げ率に合わせて期末手当の率を改正するもので、第５条第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１５７．５」を「１００分の１６７．５」に改めるとともに、第６条では来年度における振分け措置として「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改めるものといたします。

第７条では、須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正として、人事院勧告による引き上げ率に合わせて期末手当率を改正するもので、第８条第２項中「１００分の１２２．５」を「１００分の１２７．５」に、「１００分の１７０」を「１００分の１７５」に改めるとともに、別表を次のように改めるとして任期付職員の給料表を記載のとおりにするものといたします。また、第８条では来年度における振分け措置として「１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に改めるものといたします。

なお、附則といたしまして、第１条でこの条例は公布の日から施行し、令和６年１２月１日から適用することといたしておりますが、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は令和７年４月１日から施行することといたしております。また、第２項では一般職員及び一般職の任期付職員の給料月額に係る改定に関して令和６年４月１日から適用することとし、改正後の給与条例第

14条の規定は、令和7年1月1日から適用することといたしております。次に、第2条では給与の内払について、第3条では規則への委任について規定をいたしております。

続きまして、市議案第2号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第9号）についてにつきまして、御説明いたします。議案書8ページ、別冊令和6年度須崎市補正予算書の1ページでございます。

補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の更正及びふるさと納税による寄附金額の増に伴う経費の増額補正、また、高台整備事業による高台候補地測量設計調査に係る費用の増額補正となっております。歳入歳出にそれぞれ13億2,186万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億4,078万4,000円としようとするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳出から御説明いたします。3ページから4ページでございます。第2款総務費及び第8款土木費を除き、すべて報酬や手当等人件費に係る補正となっております。第1款議会費は48万円、第2款総務費は人件費更正で3,819万9,000円、ふるさと納税の寄附増額によるすさきがすきさ応援事業費更正11億7,529万3,000円で計12億1,349万2,000円の増、第3款民生費は1,053万4,000円、第4款衛生費は763万3,000円、第6款農林水産業費は237万円、第7款商工費は38万8,000円、次に4ページに移りまして、第8款土木費は高台整備事業による土木管理費更正4,500万円と人件費更正で500万円の計5,000万円、第10款教育費は3,696万9,000円、それぞれ増額の補正となっております。

これらに充当いたします財源といたしまして、2ページの歳入でございますが、第15款国庫支出金が728万2,000円、第16款県支出金が706万6,000円、第17款財産収入が29万3,000円、第18款寄付金が11億7,500万円、第19款繰入金が4,656万2,000円、第20款繰越金が8,859万7,000円のそれぞれ増額、第21款諸収入が293万4,000円の減額補正となっております。

次に、予算書5ページ、第2表繰越明許費補正でございますが、第8款土木費第1項土木管理費として高台整備事業費4,500万円につきまして翌年度に繰り越す必要が生じたことから追加をお願いするものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正でございますが、ふるさと納税返礼品等配送業務委託につきまして、期間を議決日から令和7年度まで、限度額を2億9,700万円といたしております。なお、6ページ以降に、歳入歳出補正予算事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 続きまして、議案の説明を求めます。市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） 市議案第3号、令和6年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明いたします。

議案書9ページ、別冊令和6年度須崎市補正予算書の20ページを御覧ください。この度の補

正予算案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億６千１万７、０００円を追加し、総額をそれぞれ３億７、８５６万６、０００円としようとするものでございます。

歳出から御説明いたします。別冊令和６年度須崎市補正予算書の２１ページを御覧ください。第１款総務費第１項総務管理費２億００万円につきましては、人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う増額補正であります。第４款保健事業費第１項特定健康診査等事業費６千１万７、０００円につきましては、こちらも人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定に伴う増額補正でございます。

続きまして、歳入でございます。第３款県支出金第１項県補助金６千１万７、０００円は、特別交付金における保険者努力支援分の増額更正によるものであります。第５款繰入金第１項他会計繰入金２億００万円は、人事院勧告に伴う職員給与費等繰入金の増額更正によるものとなっております。なお、詳細につきましては、２２ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 続いて、議案の説明を求めます。長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第４号、令和６年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書１０ページ、別冊令和６年度須崎市補正予算書２７ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ２億００万６、０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ２億６千７、０２０万円としようとするものでございます。

それでは歳出から御説明いたします。２８ページの第１表、下の段の歳出を御覧ください。第３款地域支援事業費第１項介護予防・生活支援サービス事業費２千１万３、０００円、第２項一般介護予防事業費９千１万６、０００円、第３項包括的支援事業・任意事業費８万７千７、０００円のそれぞれの増額補正につきましては、人事院勧告に基づく、会計年度任用職員等の給与改定によるものでございます。

続きまして、同ページの上段、歳入につきましては、第３款国庫支出金第２項国庫補助金６億１万、０００円、第４款支払基金交付金第１項支払基金交付金２億９万円、第５款県支出金第２項県補助金３億１万、０００円、第７款繰入金第１項一般会計繰入金３億１万６、０００円、第２項基金繰入金４億９万８、０００円のそれぞれの増額補正は、歳出予算の増額更正に伴う事業費財源の増に伴うものでございます。

なお、詳細につきましては、２９ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 続いて、議案の説明を求めます。上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） 市議案第５号、令和６年度須崎市水道事業会計補正予算（第２号）につきまして御説明をいたします。

議案書１１ページ、別冊令和６年度須崎市水道事業会計補正予算書１ページを御覧ください。

補正の内容につきましては、第2条（収益的支出の補正）の第1款事業費用第1項営業費用は、人事異動及び人事院勧告に伴います人件費の補正でありまして、393万3,000円を増額し、事業費用総額を5億7,595万円とするものでございます。

次に、第3条（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）につきましては、職員給与費を393万3,000円増額し、8,211万7,000円とするものでございます。

2ページ以降には、補正予算実施計画等を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 続いて、議案の説明を求めます。学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） 市議案第6号工事請負契約の締結についてにつきまして御説明いたします。議案書12ページでございます。本契約は、給食センター新築工事のうち、建築主体工事に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

工事の概要としましては、給食センターの建築主体一式及び厨房機器の整備でございます。契約の金額は7億807万円、工期は令和8年2月13日まで、契約の相手方は、高知市西秦泉寺435番地1、株式会社岸之上工務店でございます。

なお、お手元に資料を配布しておりますので、御参照ください。

続きまして、市議案第7号工事請負契約の締結についてにつきまして御説明いたします。議案書13ページでございます。本契約は、給食センター新築工事のうち、機械設備工事に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

工事の概要としましては、給食センターの給排水衛生設備や受水槽、浄化槽等の機械設備工事でございます。契約の金額は3億4,114万3,000円、工期は令和8年2月13日まで、契約の相手方は、高岡郡四万十町本町9-5、株式会社日化住宅機器でございます。

なお、お手元に資料を配布いたしておりますので、御参照ください。

続きまして、市議案第8号工事請負契約の締結についてにつきまして御説明いたします。議案書は14ページでございます。本契約は、給食センター新築工事のうち、電気設備工事に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

工事の概要としましては、給食センターの受変電設備や動力設備等の電気設備工事でございます。契約の金額は1億5,392万3,000円、工期は令和8年2月13日まで、契約の相手方は、高知市棧橋通2丁目2番25号、株式会社四電工高知支店でございます。

なお、お手元に資料を配布いたしておりますので、御参照ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 以上で一括議案の説明は終わりました。

これより、市議案第1号から第8号までの8議案について、一括して質疑に入ります。

杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 臨時議会でこのようにたくさんの補正予算が議案として上がってきているので、ちょっと審議の時間が十分に取れなかったことで、ちょっと困惑をしているんですけども、先程の説明をお聞きしまして、今回補正予算として上げられているものは、人事院勧告に伴う給与の改定とふるさと納税の寄附の見込み、それから高台整備に係るもの、以上ということでよろしいでしょうか。人事院勧告に伴う給与改定の他に上げられている予算はないと認識をしてよろしいでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。一般会計の補正予算については、人事院勧告に基づく人件費の更正、ふるさと納税の寄附の増による経費の補正、高台移転の調査、この３つになっております。以上でございます。

○副議長（高橋祐平君） 他に御質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら８議案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。よってこれらの８議案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

暫時の間、休憩いたします。

午後 ２時２５分 休憩

午後 ２時２７分 再開

○副議長（高橋祐平君） それでは休憩前に引き続き会議を戻します。

それでは、これにて討論を終決いたします。

△市議案第１号採決

○副議長（高橋祐平君） これより市議案第１号須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決といたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第２号採決

○副議長（高橋祐平君） 次に、市議案第２号令和６年度須崎市一般会計補正予算（第９号）につ

いてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第3号採決

○副議長（高橋祐平君） 次に、市議案第3号令和6年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第4号採決

○副議長（高橋祐平君） 次に、市議案第4号令和6年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第5号採決

○副議長（高橋祐平君） 次に、市議案第5号令和6年度須崎市水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第6号採決

○副議長（高橋祐平君） 次に、市議案第6号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第7号採決

○副議長（高橋祐平君） 次に、市議案第7号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第 8 号採決

○副議長（高橋祐平君） 次に、市議案第 8 号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋祐平君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○副議長（高橋祐平君） 以上で、本日の臨時会に付議されました議件は、すべて終了いたしました。

市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

本議会に御提案申しあげました議案につきまして、慎重審議のうえ、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。

寒さも一段と厳しくなってきましたが、議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも御留意され、ますます御活躍されますよう、御祈念申しあげまして、閉会前の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（高橋祐平君） 閉会前にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会は、12月定例会以降、早急に議決を要する議件につきましての臨時開催となりましたが、皆様方の慎重な御審議をいただき、ここに全議案を議了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、改めまして、厚く御礼を申し上げます。

新年明けて早々の臨時会開催、議長代行に務めるにあたり身が引き締まる思いをしておりますが、私自身心を新たに、円滑な議会運営に、今年一年、全力で努めてまいりたいと考えております。また、本年が、皆様方にとって素晴らしい一年間となります事を心より御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶といたします。

これをもちまして第487回須崎市議会1月臨時会を閉会いたします。

午後 2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第488回須崎市議会3月定例会会議録

須崎市告示第6号

令和7年3月5日に、須崎市議会定例会を須崎市議会議事堂に招集する。

令和7年2月26日

須崎市長 楠瀬 耕作^印

議事日程

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開会

第1．会期の決定

第2．会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

第3．市議案第9号～第43号

市議案第45号～第52号

第4．市議案第44号

第5．市議案第53号

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席議員

1 番 西村 泰一君	2 番 大崎 宏明君
3 番 宮田 志野君	4 番 杉山 愛子君
5 番 吉野 寛招君	6 番 松田 健君
7 番 佐々木 學君	8 番 山本 啓介君
9 番 森田 收三君	10 番 海地 雅弘君
11 番 森光 一晴君	12 番 高橋 立一君
13 番 高橋 祐平君	14 番 土居 信一君

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 小野修一郎君

副 市 長 梅原健一郎君
総 務 課 長 松浦 すが君

企画情報課長 堅田 典寿君
元気創造課長 山岡 伸也君
防災課長 濱崎 守央君
建設課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 國廣 哲也君
長寿介護課長 大崎 弘美君
市民課長 高橋 正恭君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教育長 竹内 新君
学校教育課長 中西 司君

子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 市川ゆかり君

プロジェクト推進室長 岡田 進一君
文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
税務課長兼固定資産評価員 森光 和明君
農林水産課長 嶋崎 貴寿君
環境未来課長 宮本 良二君
健康推進課長 中川 雄大君
福祉事務所長 森光 澄夫君
上下水道課長 大野 明君
教育次長 西村 浩司君
生涯学習課長 福本 博一君

港湾政策推進監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君
会計年度任用職員 森本 慧君

次 長 谷脇 弘君

午前10時 開会

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに第488回須崎市議会3月定例会が招集されました。

今議会に提出された市長提出議案は、条例の制定、改正並びに令和7年度当初予算など45件であります。後刻、提案趣旨及び議案説明がありますが、十分に審議を尽くされまして適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

ただいまから第488回須崎市議会3月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

○議長（土居信一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長（土居信一君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、１番西村泰一さん、２番大崎宏明さん、３番宮田志野さん、以上３人の方を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（土居信一君） この際、諸般の報告を行います。事務局長より報告いたします。

〔事務局長 久万敏幸君登壇〕

○事務局長（久万敏幸君） おはようございます。御報告申し上げます。

市長より今期定例会に付議するため、市議案第９号から第５０号までの４２議案の提出があり、その写しを過日配付いたしております。また、本日、市長提出議案その２として、市議案第５１号、第５２号、第５３号の３議案の提出があり、その写しを議席に配付いたしております。

次に、今期定例会の説明員として、議長より、市長と教育長及びその委任を受けた者に対しましては、今議会中、出席を要請いたしております。

次に、監査委員より、令和６年１２月から令和７年２月までの例月現金出納検査結果の報告がございました。各会計の計数は正確であり、現金の出納及び保管の状況は適正と認めた旨の報告でございます。

また、地方自治法第１９９条第９項の規定に基づき令和６年度定期監査結果報告書が提出されましたので、その写しを議席に配付いたしております。

次に、須崎市債権管理条例第１５条第１項の規定に基づく放棄した債権の報告について並びに地方自治法第１８０条第１項に基づく専決処分の報告についてが４件市長より提出ありましたので、報告書の写しを議席に配付いたしております。

また、地方自治法第１００条第１３項及び須崎市議会会議規則第１６６条第１項に基づく閉会中の議員の派遣報告並びに１月臨時会以降の議会日誌につきましても議席に配付いたしております。

続きまして、１月臨時会以降の市議会議長会関係の会議の報告でございますが、全国高速自動車道市議会協議会第５１回定期総会及び全国市議会議長会第１８２回産業経済委員会の報告書を議席に配付いたしております。なお、議案書等の詳細な会議資料等につきましては、第１委員会室において閲覧に供しておりますので、御参照願います。

以上で報告を終わります。本日はよろしく申し上げます。

須総発第８５号

令和７年２月２６日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 印

議案送付について

令和７年３月５日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

- 市議案第 9 号 須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について
- 市議案第 10 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 市議案第 11 号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 12 号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 13 号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 14 号 須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 15 号 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 16 号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 17 号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 18 号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 19 号 須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 20 号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 21 号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 22 号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 23 号 須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 24 号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 25 号 須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 26 号 須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 27 号 須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 28 号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第 29 号 須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について
- 市議案第 30 号 専決処分の承認について
- 市議案第 31 号 専決処分の承認について
- 市議案第 32 号 令和 7 年度須崎市一般会計予算について

市議案第 33 号 令和 7 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
市議案第 34 号 令和 7 年度須崎市バス事業特別会計予算について
市議案第 35 号 令和 7 年度須崎市スクールバス特別会計予算について
市議案第 36 号 令和 7 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
市議案第 37 号 令和 7 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
市議案第 38 号 令和 7 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
市議案第 39 号 令和 7 年度須崎市介護保険特別会計予算について
市議案第 40 号 令和 7 年度須崎市水道事業会計予算について
市議案第 41 号 令和 7 年度須崎市下水道事業会計予算について
市議案第 42 号 令和 6 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について
市議案第 43 号 令和 6 年度須崎市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
市議案第 44 号 工事請負契約の変更について
市議案第 45 号 市道路線の認定について
市議案第 46 号 指定管理者の指定について
市議案第 47 号 指定管理者の指定について
市議案第 48 号 指定管理者の指定について
市議案第 49 号 指定管理者の指定について
市議案第 50 号 教育委員会委員の任命について

須総発第 94 号

令和 7 年 3 月 5 日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 

議案送付について

令和 7 年 3 月 5 日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第 51 号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第 52 号 須崎市総合計画の基本構想の策定について
市議案第 53 号 区域内の公共的団体等の活動の総合調整について

日程第 3 市議案第 9 号から第 43 号、市議案第 45 号から第 52 号

○議長（土居信一君） 日程第 3、市議案第 9 号から第 43 号並びに市議案第 45 号から第 52 号までの 43 議案を一括議題といたします。

△提案趣旨説明

○議長（土居信一君） 提案趣旨の説明を求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

本日、3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただき開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

最初に、誠に恐縮ではございますが、少しお時間をいただき、おわびを申し上げたいことがございます。お許しをいただきたいと思います。

私ごとになりますが、新聞等で報道されましたとおり、1月19日の日曜日に自家用の軽自動車須崎市神田の国道56号線から県道23号須崎仁ノ線を結ぶ農耕関係車両道を通行したことによる通行禁止違反で検挙されました。

交通安全運動を推進していく立場である市長として、市民の皆様並びに関係機関の皆様に対し、この場をお借りいたしまして深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

このたびの交通違反を深く反省し、私自身の処分議案として、給料月額の10%を1か月間減給する条例改正議案を提出させていただきました。

今後は、このような違反を起こさないよう、交通安全への意識をさらに高め、信頼回復に努めてまいります。

さて、本定例会には、条例制定議案をはじめ45議案を提出いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、若干の御報告を申し上げます。

まず、令和7年度における本市の当初予算についてであります。

令和7年度の予算編成に当たりましては、防災対策や産業振興、子育て支援や教育環境の充実など喫緊の課題への取り組みを強化しながら、市民満足度の向上につながる施策に対して優先的に予算を配分し、須崎市総合計画で目指すべき未来像の実現に向けた予算編成を行ったところであります。

本市の令和7年度一般会計予算の総額は255億8,000万円で、前年度と比較して39億9,000万円、率にして18.5%の増となっております。これは普通建設事業費において、スケートパーク整備事業費が11億8,320万円の増となり、図書館等複合施設整備事業費についても対前年度比10億4,376万円の増となる24億7,474万円を計上したことや、ふるさと納税制度のすさがすきさ応援寄附金を前年度より6億2,000万円の増となる30億2,000万円と見込んだことに伴い、返礼品等に係るすさがすきさ応援事業費を対前年度比3億5,395万円の増となる16億6,795万円を計上したことなどが大きく影響しております。

歳入面におきましては、市税収入については、個人住民税の定額減税が終了したことや近年の決算状況などから、個人市民税においては対前年度比1,760万円、法人市民税においては4,170万円の増収を見込んでおります。市税総額としては、対前年度比1億3,720万円増の26億1,250万円を見込んでおります。また、普通交付税におきましても公債費の基準財政需要額への算入額の増や地方財政計画の増減率等を勘案し、対前年度比1億円増の38億円を計上しております。

歳入全体としては、繰入金において、すさがすきさ応援基金繰入金を対前年度比3億7,225万円増の9億6,718万円を計上するなど、事業の財源となる基金を多く活用したものの、一般財源不足を解消するには至らず、減債基金を10億円、財政調整基金を3億円取り崩して予算編成を行うこととなり、引き続き厳しい財政状況となっております。

これらのことから、今後とも行財政改革に取り組みながら、厳正かつ適切な事業の運営、予算の執行に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、令和7年度予算に盛り込んだ主要事業について御説明申し上げます。

まず、財源的に有利な過疎対策事業債の活用を前提とした過疎地域持続的発展計画に基づく事業につきましては、ハード事業として、多ノ郷体育センターの大規模改修等に係る経費として新たに1億4,552万円計上しております。継続事業といたしましては、図書館等複合施設整備事業費に24億7,474万円、道路橋梁更新整備関連経費として、道路メンテナンス事業費に1億9,796万円、市単道路整備事業費に1億8,890万円をそれぞれ計上しております。また、ソフト事業として、引き続き子どもの医療費を18歳まで無料化する子育て医療応援事業費などを計上しております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業といたしましては、新規事業として、空き家や居住中の住宅のリフォームに係る費用を補助する住宅リフォーム補助金交付事業費に3,570万円を計上しております。また、前年度に引き続き、移住促進等集落維持・再生事業費に3,289万円、マスコットキャラクター事業費に5,040万円をそれぞれ計上しております。

地震津波災害に備えたまちづくり事業といたしましては、前年度に引き続き安和漁港海岸高潮対策事業費に1億8,450万円、木造住宅耐震化促進事業費に1億567万円を計上するほか、老朽住宅等除却事業費、須崎港直轄港湾改修事業費などについても引き続き所要額を計上しております。

次に、子どもの健全育成に向けて、基礎学力向上と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を推進するため、引き続き学校情報通信環境整備事業費、外国語教育推進事業費、児童生徒心の居場所づくり推進事業費、子ども第三の居場所事業費、新しいすさきの学びの推進事業費などを計上し、教育環境のさらなる充実を図ってまいります。また、学校給食センターの整備に向けた経費として学校給食センター整備事業費についても計上しております。

次に、ふるさと納税寄附金につきましては、令和6年度の寄附額が38億5,000万円の決算見通しになることを踏まえ、令和7年度は30億2,000万円を見込んでおり、このふるさと納税寄附金を原資とするすさがすきさ応援基金を産業振興や雇用創出、人口減少対策に向けた多くの事業に活用しております。主な事業といたしましては、マスコットキャラクター事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業、その他教育環境整備をはじめとする子育て支援や高齢者・障害福祉関連事業などとなっております。

以上が、当初予算についての概要となります。

次に、新たな須崎市総合計画についてであります。

近年の本市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う人口減少をはじめ、地震・津波をはじめとする自然災害のリスク、コロナ禍をきっかけとした急速なデジタル化の進展など、目まぐるしく変

化しております。こうした環境変化に伴い、市民の皆様のライフプラン及びライフスタイルに関する価値観やニーズも多様化しております。

これまで取り組んでまいりました須崎市総合計画及び第2期須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、計画期間が本年度をもって終了となることから、変わり行く時代の中にあっても本市が持続的に成長・変化していくための新たな計画の策定に向け、市民の皆様や各団体の皆様から御意見をいただき、協議を進めてまいりました。

新たな総合計画は、須崎市総合計画と須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略がより連動した取り組みとなるよう一体的に策定し、令和7年度から令和16年度までの10年間の計画期間といたしました。そして目指すべき本市の未来像を『未来へひろがる「元気創造」と「協働」のまち』とし、主要プロジェクトとする住民自治と協働のまちづくり、SDGsの推進、高台まちづくり、新たな教育の推進、港湾整備の5つを中心とした事業を展開することで、いつまでも安心して住み続けたいと思えるようなまちを実現することを目標に掲げております。

今後におきましても目指すべき未来像に向け、須崎市自治基本条例の基本理念にのっとり、市民の皆様との協働によるまちづくりを推進するとともに、過去の実績や経験、価値観にとらわれることなく、自由で柔軟な発想・思考による取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、高台移転に向けた整備の取り組みについてであります。

昨年12月定例会におきまして、東川内第1市営住宅の建物解体後の用地を宅地造成することについて御答弁申し上げ、去る1月臨時会において測量設計業務委託費に係る補正予算案の議決をいただいたところであります。

この場所は、約7,000平方メートルの小規模な宅地ではありますが、海拔15メートル以上で津波浸水想定区域の範囲外となっていることから、限られた土地を最大限に広げて活用できるよう周辺の用地についても取得に向け地権者と交渉を重ねているところであります。

また、新たな高台整備候補地として、多ノ郷地区にある須崎自動車学校の用地を取得整備するため、地権者である有限会社オーシャン・クルー様と協議することといたしました。

面積は約2万5,000平方メートル、海拔は約19メートルの高台にあり、津波からの緊急避難場所にも指定しております。オーシャン・クルー様におかれましては、高台候補地の少ない本市の事情を鑑み、この事業に対して全面的な御理解を賜っておりますことに感謝申し上げます。今議会におきましては、測量設計、用地測量、地質調査、擁壁調査、土地鑑定評価に係る予算を計上しておりますが、このほかにも造成工事に至るまでの様々な作業や手続がありますので、これらを確実に実行してまいります。

次に、スケートパークの整備についてであります。

スケートパークの整備につきましては、令和3年12月定例会において、須崎市にスケートボードパークをつくる会から提出された陳情が全会一致で採択された後、令和4年度に基本構想を策定し、建設予定地の地権者との交渉等を経て、本年2月に設計業務が完了いたしました。

スケートパークは、マルナカ須崎店南東側に建設中であるホテル西隣に敷地面積約5,800平方メートルとして建設予定であり、スケートボードのみならず、BMX、ボルダリング、パルクールといったアーバンスポーツを中心として利用できる設計としております。また、年齢、性

別を問わず技術の研さんと健康及び体力の維持を図ることを目的に、誰でも気軽にアーバンスポーツを楽しむことができるよう各世代の多様性を包摂するスケートパークを施設のコンセプトとしており、初心者から上級者までの多様な利用ニーズに対応することができる設備を整備するよう考えております。

今後のスケジュールにつきましては、令和7年4月から整備工事に着手し、令和8年度春頃からの供用開始を予定しております。

また、施設の管理運営につきましては、指定管理による運営を検討しており、民間事業者等の有するノウハウを活用しながら活力あるまちづくりに資する施設運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、須崎斎場の運営についてであります。

須崎斎場につきましては、現在、本市と津野町が経費を負担し、高幡広域市町村圏事務組合で管理運営がなされているところであります。

その中で、昨年、土佐市から須崎斎場の利用団体への加入について打診があり、先日2月25日付で土佐市から高幡広域市町村圏事務組合に対し正式に申入れがございました。

これらのことから、構成市町と須崎斎場の現在の受入れ数や今後の維持管理に係る経費負担などについて勘案するとともに、詳細について協議を重ねているところでございます。

今後、協議が調いましたら、その結果を改めて御報告いたします。

次に、国民健康保険税における資産割の廃止についてであります。

現在、高知県内の国民健康保険につきましては、法令等の規定に基づき、各市町村がそれぞれの基準で保険料を決定しておりますが、令和4年8月に開催された県内国保の保険料水準の統一に向けた知事・市町村長会議において、県内における国民健康保険を安定的かつ持続可能な制度とすることを目指し、令和12年度において高知県内34市町村の保険料率を統一することを高知県知事及び高知県内全ての市町村長が合意しました。

保険料率の統一後の賦課方法は、所得割、均等割、平等割の3方式によるものとなりますが、本市における現在の賦課方式は、所得割、均等割、平等割、資産割の4方式であることから、保険料率の統一に向け令和7年4月1日から資産割を廃止し、3方式での賦課方式とする条例改正議案を本定例会に上程いたしております。

なお、今後の保険料率の改正及び経過措置につきましては、財政状況も見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、1歳未満の乳児におけるRSウイルス感染症の予防についてであります。

RSウイルス感染症は、乳幼児期における呼吸器疾患の主要な原因の一つであり、2歳に達するまでにほぼ全ての乳幼児が感染すると言われております。特に1歳未満の乳児が感染すると重症度がより高くなり、入院を必要とする確率が約20%、未熟児の乳児に至っては約60%が入院を必要とする報告されております。

また、このウイルスには特効薬がなく、水分補給や解熱剤の服用などにより一時的に症状を和らげる対症療法が治療の主体となるため、重症化した場合は医療機関において人工呼吸器の使用をはじめとする高度な医療が必要となります。

このような中、令和6年3月に新生児、乳幼児等を対象とする日本初のRSウイルス感染症予防薬としてニルセビマブが薬事承認され、日本小児科学会も国に対して予防投与体制を要望するなど早期の定期予防接種化が望まれております。

現在、この予防薬は、RSウイルス感染症の重症化リスクを有する乳幼児に限り保険適用で投与されておりますが、感染の予防を目的とした投与は保険適用とならないため、高額な自己負担が必要な状況であります。

しかしながら、昨年末この予防薬を開発したサノフィ株式会社様から本市に対し保険適用後並みの価格で提供したいとの申出があったことから、接種体制について市内小児科医療機関、高知県医師会及び須崎福祉保健所と調整を行い、接種を希望する1歳未満の乳児に対する接種体制が整う見込みとなりました。

この予防接種によりRSウイルス感染症罹患児の重症化リスクの軽減を図るとともに、より一層安心して子育てができるまちを目指していきたくと考えております。

なお、接種開始時期等につきましては、準備ができ次第改めて御案内させていただきます。

次に、株式会社クリーブラッツとの訴訟についてであります。

去る2月7日、本市と株式会社クリーブラッツとの間における損害賠償請求事件及び使用差止め等反訴請求事件の第一審の判決が東京地方裁判所において言い渡されました。

判決の内容につきましては、平成31年2月に本市が行った記者会見等での発表が不正競争防止法に規定する虚偽の事実を告知し、または流布する行為に当たるとして、本市に対しクリーブラッツ社に786万2,347円及び遅延損害金の支払いを命じるものとなっております。

また、本市が反訴として提起いたしましたキャラクター「ちいたん☆」の使用差止め請求につきましては、本市はクリーブラッツ社に対し、キャラクター「ちいたん☆」の使用を含め同キャラクターが独自に商業活動することについて黙示に許諾していたと言ふべきであるとした上、許諾に係る錯誤無効、詐欺取消し、許諾に係る合意の解除をいずれも否定し、許諾に係る期間が満了したとは認められないとして棄却されております。

本市といたしましては、この判決を容認することはできず、代理人弁護士とも協議の上、控訴することといたしました。

なお、代理人弁護士からは、去る2月21日付で控訴状を送付し、同月25日に到達したと報告を受けております。

今後におきましても、市民の財産であるしんじょう君の権利を守るべく控訴審に臨みたいと考えております。

続きまして、本定例会に提出いたしました幾つかの議案につきまして、若干の御説明を申し上げます。

市議案第10号につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであります。

市議案第24号につきましては、東川内第1市営住宅の解体及び撤去に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

これらを含めまして、条例議案を22議案提出いたしております。

予算案につきましては、市議案第31号の令和6年度一般会計補正予算についての専決処分の承認、市議案第32号から市議案第41号までの令和7年度一般会計、各特別会計及び各公営企業会計の当初予算案と市議案第42号及び市議案第43号の令和6年度各会計の補正予算案、合わせて13議案を提出いたしております。

その他の議案といたしまして、市議案第30号の専決処分の承認について、市議案第44号の工事請負契約の変更について、市議案第45号の市道路線の認定について、市議案第46号から市議案第49号までの指定管理者の指定について、市議案第50号の教育委員会委員の任命について、市議案第52号の須崎市総合計画の基本構想の策定について、市議案第53号の区域内の公共的団体等の活動の総合調整についてを提出いたしております。

以上、本定例会に45議案を提出いたしておりますが、各議案の詳細につきましては、この後、関係課長から御説明申し上げますので、御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

△議案説明

○議長（土居信一君） 続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） おはようございます。

市議案第9号須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書1ページから10ページでございます。本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1日から改正されることとなり、本市においても国家公務員の旅費制度に準じた、もしくはその基準内で条例を定めていることから、このたびの見直しを受け所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、県外宿泊費の見直しや宿泊手当の新設に伴う日当の廃止などとなっております。

まず、目次で第1章から第4章までとし、第1章、総則において、第1条で目的を、第2条で用語の意義を、3ページ、第3条では旅費を支給する対象となる職員等を、第4条では旅行命令等について規定をいたしております。

次に、4ページ中段の第5条では旅行命令等に従わない場合の旅費の支給に関して規定し、第6条では旅費の種類を、第7条では旅費の計算について、また第8条では旅費の請求手続について規定をいたしております。

5ページに移りまして、中段、第2章、内国旅行の旅費において、第9条から第13条までで鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、自家用車の車賃について旅費の対象となる額をそれぞれ規定いたしております。

次に、6ページ中段下からの第14条から第17条において宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費についてそれぞれ規定し、第18条において近距離の転居に係る転居費等の制限を、第19条では着後滞在費を、第20条では家族移転費について定めております。

8ページに移りまして、第21条では本庁以外に勤務する職員が旅行する場合の路程の計算方法、第22条では退職者等の旅費を、第23条では遺族の旅費について規定をいたしております。

次に、第3章、外国旅行の旅費において、第24条で外国旅行の場合においては国家公務員等の旅費に準じるものとし、9ページ、第4章、雑則において、第25条で旅費の支給額の上限等を定め、第26条で旅費の特例を、第27条で旅費の返納を、第28条で非常勤職員の旅費について規定し、最後に、10ページ、第29条で委任について定めております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2項において第1号から第7号までに定めるそれぞれの条例において引用している本条例の条例番号を改めることといたしております。

最後に、第14条及び第16条に関する別表を規定いたしております。以上でございます。

続きまして、市議案第10号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

議案書11ページからでございます。本議案は、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日付で施行され、懲役刑及び禁錮刑が新たな自由刑として単一化されることに伴いまして、須崎市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び須崎市議会の個人情報保護に関する条例中の禁錮及び懲役を拘禁刑に改めるとともに、改正附則において所要の経過措置を規定するものでございます。

12ページの改正内容でございますが、第1条は、須崎市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正といたしまして、第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

また、第2条では、須崎市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正するもので、第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和7年6月1日から施行することといたしておりますが、第2条中の須崎市議会の個人情報保護に関する条例第2条第10項の改正規定は令和7年4月1日から施行することといたしております。

また、経過措置として、第2項において、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることといたしております。

次に、第3項では、この条例の施行後にした行為に対して、ほかの条例においてなお従前の例による場合の経過措置を規定し、第4項では拘禁刑、第5項では禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴についてのみなし規定をそれぞれ定めているものでございます。以上でございます。

続きまして、市議案第11号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書13ページから24ページでございます。本議案は、令和6年度の人事院勧告に基づく給与法改正により、令和7年4月1日からの一般職の職員の給料月額、各種手当の額等の改定をしようとするものでございます。

初めに、第4条第4項中、第6条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「1万円」を「1万2,000円」に改める改正は、管理職特別勤務手当の支給額を改め

るものでございます。

次に、第7条の改正は、国の基準に合わせ配偶者に係る扶養手当を段階的に減額した上で削除することとし、扶養親族である満22歳までの子どもについては手当額を増額することといたしております。

14ページ、下から3行目、新たに職員となった者の扶養手当について定めておりました第8条を削除し、規則への委任で定めることといたしております。

次に、第8条の2第1項第2号の改正は、単身赴任者の住居手当の支給範囲を改めるものでございます。

15ページに移りまして、通勤手当を定めております第9条の改正は、交通機関等に係る手当の支給額を15万円まで引き上げるとともに、その範囲において特急料金等も支給対象とする改正となっております。

次に、16ページ、第9条の2第3項の改正は、単身赴任手当の支給範囲を新たに職員になった者も対象とすることとし、第13条の3第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員における手当を見直すもので、住居手当を追加することといたしております。

第16条の2第3号及び第4号並びに16条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、別表第1を表のとおり改めるものでございます。

20ページに移りまして、なお、附則とし、第1項において、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第16条の2及び第16条の3の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定は令和7年6月1日から施行することといたしております。

次に、第2項では別表第1の改正に伴い、21ページ中段からの附則別表において切替えを行うこととし、第3項では切替日の異動者の号給の調整を、第4項では廃止されました配偶者に対する扶養手当を段階的に減額する経過措置を、第5項では単身赴任手当に関する経過措置を、第6項では罰則の適用等に関する経過措置等を、21ページ、第7項では禁錮等を拘禁刑に改める際の経過措置を、第8項としてその他の経過措置について規則へ委任することを定めることといたしております。以上でございます。

続きまして、市議案第12号須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書25ページをお願いいたします。本議案の主な改正内容でございますが、国家公務員一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則において職員の勤務時間のインターバルの確保に係る努力義務が規定され、令和6年4月1日より施行されていることから、国家公務員の取り組みを参考に、地方公共団体においてもインターバルの確保についての検討を求められており、職員の健康確保の観点から所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案書26ページからでございます。はじめに、第1条の次に健康及び福祉の確保に必要な勤務間の時間確保として第1条の2を加え、勤務の終了からその次の勤務の開始まで職員の健康及び福祉の確保に必要な時間を確保するよう努めなければならないことといたしております。

次に、第9条の3の改正では、これまでに深夜勤務や時間外勤務の制限をする場合の対象とな

る子どもの年齢の範囲の拡大を行ったところでございますが、第3項及び第4項において一部3歳までの子どもを対象とした規定を全て就学前までの子どもまでを対象にするための所要の改正を行うものでございます。

次に、第17条の改正では、第1項中「規則で定める者」の次に、「(第21条の2第1項において「配偶者等」という。)」とし、職員の介護休暇の対象者を用語で置き換えを行い、また21条の次に、第21条の2及び第21条の3の2条を加え、第21条の2では配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を行うものとし、第21条の3において勤務環境の整備に関する措置として、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため措置を講じるものとしたしております。

なお、附則といたしまして、第1項で、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2項で経過措置を規定いたしております。以上でございます。

続きまして、市議案第13号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書28ページお願いいたします。本議案は、雇用保険法等、刑法等の改正に伴い、国家公務員退職手当法が一部改正されたことにより、須崎市職員の退職手当について所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容でございますが、29ページお願いいたします。失業者の退職手当を規定いたしております第10条第11項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削るものでございます。

次に、第13条、第14条、第15条及び第17条の改正は、刑法等の改正により条文中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めることといたしております。

次に、附則第26項、附則第31項、附則第32項及び附則第33項の改正につきましては、雇用保険法等の改正に基づくもので、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしておりますが、第13条から第15条まで及び第17条の改正規定並びに附則第3項の規定は令和7年6月1日から施行することといたしております。

また、第2項及び第3項では、必要な経過措置やみなし規定を定めるものでございます。以上でございます。

続きまして、市議案第14号須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書31ページと32ページお願いいたします。本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴いまして、須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第22条第3項中「当該非常勤職員が」の次に「労働基準法第67

条の規定による」を加え、引用している法律に条ずれが生じたことから、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。以上でございます。

続きまして、市議案第15号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書33ページと34ページお願いいたします。改正内容でございますが、第3条第2項において引用している須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正に伴い、条例番号を改めることとし、次に、別表のうち総合計画審議会条例の一部改正に伴い、総合計画審議会委員の項中「総合計画」の次に「等」を加え、審議会の名称の改正を行い、次に、次世代育成支援行動計画策定委員会委員の項を削り、また生活保護法による嘱託医の項中「生活保護法施行事務費交付基準に定める月額又は日額」を一般嘱託医については年額71万6,480円、精神科嘱託医については年額17万9,120円に改め、また福祉手当関係法令による嘱託医の項を削るものでございます。

なお、附則といたしまして、令和7年4月1日から施行することといたしております。以上でございます。

続きまして、市議案第16号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書35ページ、36ページをお願いいたします。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、一部が令和7年4月1日から施行することに伴い、引用している法律に条ずれが生じたため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますが、第2条第3号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第4号中「法第2条第9項」を「法第2条第10項」に改め、同条第5号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第6号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、令和7年4月1日から施行することといたしております。以上でございます。

続きまして、市議案第17号須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書37ページ、38ページお願いいたします。本議案は、市長が先般の通行禁止違反で検挙されたことにより、市長の給料を1か月間10分の1減額するものでございます。

改正内容でございますが、第4条中第2項の改正は、旅費支給条例の全部改正により条例番号を改めるものであり、附則において第13項として、市長の給料を令和7年4月1日から4月30日までの間、給料月額の10分の1を減じた額とすることといたしております。

なお、附則といたしまして、公布の日から施行することとし、第4条第2項の改正規定は令和

7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） 市議案第18号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書39ページから40ページでございます。このたびの改正は、高知県内における国保保険料水準の統一の方針に向けた取り組みといたしまして、国保税の賦課方式を現在の所得割率、資産割率、均等割率、平等割率の4方式で課税計算を行う方法から、資産割率を廃止して、残りの3方式での課税計算に変更しようとするものでございます。

改正内容といたしましては、第2条2項から第4項までの規定中「及び資産割額」の文言を削るとともに、第4条、第7条並びに第9条の規定をそれぞれ削除するものとなっております。

なお、附則といたしまして、第1項において、この条例は令和7年4月1日から施行するとともに、第2項において適用区分といたしまして、この条例による改正後の須崎市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを規定いたしております。

続きまして、市議案第19号須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書41ページから42ページでございます。このたびの改正は、国保税の資産割率の廃止に伴い、改正前の基金条例において国民健康保険事業の財源の不足を生じたときの財源を積み立てるためといたしておりました基金の設置の目的を国民健康保険事業の健全な運営及び各年度間の財政調整を図ることを目的として変更しようとするものであります。

改正内容といたしましては、第1条の規定中「に財源の不足を生じたときの財源を積み立てる」の文言を「の健全な運営及び各年度間の財政調整を図る」に改めるとともに、第6条の規定を基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができると改め、同条の第1号において保険給付若しくは経済事情の変動または災害等により財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。と、第2号におきまして保健事業の財源に充てるとき。と、第3号において前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上必要が生じたとき。と規定いたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） 続きまして、市議案第20号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の４３ページから４５ページでございます。本議案につきましては、内閣府令が公布されたことに伴いまして、須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の概要は、保育の内容に関する支援に関する連携施設の特例要件の新設、代替保育の提供に係る連携施設確保の特例要件の緩和、附則中の連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限の延長であります。

議案書４４ページを御覧ください。本条例で第４３条第１項で特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う幼稚園や保育所を適切に確保しなければならないとありますが、今回の改正で保育内容支援連携施設の確保が著しく困難と認める場合の要件を新たに規定するものです。第４３条中で要件を規定することから、第３８条第１項中「第４３条第３項第１号」を「第４３条第３項」と改めます。

次に、第４３条第１項中「第５項」を「第７項」に改め、同項第１号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、同条第２項で市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、同項各号の要件を全て満たすと認められる場合は連携施設の確保をしないことができると規定。第３項では、保育内容支援連携協力者について規定しています。

続いて、代替保育の提供に係る連携施設確保について、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合の要件を規定します。第４３条中、第９項を第１１項とし、第４項から第８項までを２項ずつ繰り下げ、第３項の次に第４項として、市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、同項各号のいずれかの要件を満たすときは連携施設の確保をしないことができると規定し、第５項には代替保育連携協力者について規定をしています。

また、附則５、連携施設に関する経過措置につきまして、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限を「１０年」を「１５年」と改めます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、市議案第２１号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の４６ページから５１ページでございます。本議案につきましては、内閣府令及び厚生労働省令が公布されたことに伴いまして、須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正の概要は、栄養士法改正による管理栄養士の配置の追加、保育内容支援に係る連携施設確保の特例要件の新設、代替保育提供に係る連携施設確保の特例要件緩和、附則中の連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限の延長、安全計画策定等の義務化、自動車を運行する

場合の所在の確認、保育士、保育従事者の配置基準の見直しと経過措置などであります。

議案書 47 ページを御覧ください。まず第 7 条につきまして、第 1 項では、家庭的保育事業者等と保育所等の連携について規定。第 2 項では、市長は、家庭的保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同項各号の要件全てを満たすと認められる場合は、連携施設の確保をしないことができると規定しています。第 3 項では、保育内容支援連携協力者について規定。第 4 項では、代替保育提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、同項各号のいずれかの要件を満たすときは代替保育に係る連携施設を確保しないことができると規定しています。第 5 項では、代替保育連携協力者について規定。第 6 項、第 7 項は、第 2 項から第 5 項までが新しく規定されることから、現行の第 4 項、第 5 項をこの改正で第 6 項、第 7 項とするものです。

続きまして、49 ページでございます。第 8 条の次に次の 2 条を加えるものです。第 8 条の 2 では、安全計画を策定、研修及び訓練の定期的実施、保護者に対しては安全計画に基づく取り組み内容について周知をし、また安全計画は必要に応じて変更を行うことを規定しています。

第 8 条の 3 では、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合、利用乳幼児の乗降の際にその所在を確実に把握することができる方法により利用者の所在を確認しなければならないことを規定しています。

続きまして、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは保育に支障がない限り家庭的保育事業所等の設備及び職員は併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる旨の規定ができたことから、第 11 条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削ります。

続きまして、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の規定を整備するものとして、第 15 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する」に改めます。

続きまして、栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能になったことを受け、内閣府令で定める各種施設の基準において栄養士の配置等を求めている部分につき管理栄養士を追加するもので、第 17 条第 1 項第 2 号中「以下同じ。）」の次に「又は管理栄養士（栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 1 条第 2 項に規定する管理栄養士をいう。以下同じ。）」を加え、「栄養士による」を「栄養士又は管理栄養士による」に改めます。

続きまして、保育士、保育従事者の配置基準の見直しにより、第 30 条第 2 項第 3 号中、第 32 条第 2 項第 3 号中、第 45 条第 2 項第 3 号中、第 48 条第 2 項第 3 号中の満 3 歳以上 4 歳未満の児童「20 人」を「15 人」に改め、第 30 条第 2 項第 4 号中、第 32 条第 2 項第 4 号中、第 45 条第 2 項第 4 号中、第 48 条第 2 項第 4 号中の満 4 歳以上の児童「30 人」を「25 人」に改めます。

附則第 3 項中、連携施設に関する経過措置につきまして、連携施設を確保しないことを認める経過措置の有効期限について「10 年」を「15 年」と改めます。

また、職員の配置基準に関する経過措置として、附則第 10 項、第 11 項を規定します。

最後に、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。
以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、市議案第22号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の52ページから54ページでございます。本議案につきましては、令和5年6月21日付で改正した職員の基準に関する経過措置の特例事項について、令和7年3月31日をもって経過措置の特例期間が終期を迎えること、また厚生労働省令が公布されたことに伴いまして、須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

改正の概要は、安全計画策定等の義務化、自動車を運行する場合の所在の確認、業務継続計画の策定等の努力義務化、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化であります。

議案書53ページを御覧ください。まず、本条例第7条の次に次の2条を加えます。第7条の2では、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに安全計画を策定、研修及び訓練の定期的実施を行うこと、保護者に対しては安全計画に基づく取り組みの内容について周知し、また安全計画は必要に応じて変更を行うことを規定しています。

第7条の3では、利用者の移動のために自動車を運行する場合、利用者の乗降の際に利用者の所在を確実に把握することができる方法により利用者の所在を確認しなければならないことを規定しています。

次に、第13条の次に次の1条を加えます。第13条の2で放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに業務継続計画を策定、研修及び訓練の定期的実施を行うこと、また計画は必要に応じて変更を行うことを規定しています。

次に、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の規定を整備するものとして、第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めます。

附則第4項につきましては、職員の基準に関する経過措置の特例として、当分の間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で市長が指定する日までに修了することを予定している者を含む。）」と改めるものです。

最後に、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。
以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 市議案第23号須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書55ページ、56ページでございます。本議案につきましては、新しい須崎市総合計画の策定に際し、須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体として計画を策定することとなり、これまで須崎市総合計画審議会及び須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会で御審議いただいていたものを今後は、須崎市総合計画等審議会を設置し、一体的に御審議いただくため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容といたしましては、まず題名を須崎市総合計画等審議会条例に改めることとし、第1条では題名に合わせた改正としております。

次に、第2条では須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体となることによる所掌事務の整理を行い、第3条及び第4条につきましては今回の改正にあわせた審議会委員の人数変更のほか、表記の整理をするものであります。

最後に、附則といたしまして、第1項では、施行期日として、この条例は令和7年4月1日から施行することとしており、また第2項の委員の解任では、現在の須崎市総合計画審議会委員の任期が令和8年3月31日までとなっておりますことから、本条例の施行にあわせて委員の解任を規定するものであります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 國廣哲也君登壇〕

○住宅・建築課長（國廣哲也君） 議案書は、57ページからとなります。市議案第24号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本議案は、公営住宅法における耐用年限を経過し、建物の老朽化により解体及び撤去しましたので、用途廃止に伴い削除しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 山岡伸也君登壇〕

○元気創造課長（山岡伸也君） 市議案第25号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の59、60ページでございます。今回の改正は、現行の規定では新規雇用従業者の定義が企業者が事業所立地に際して雇用する従業者とされており、また新規雇用者の人数が10人未満となった場合は指定の取消し要件に該当することとなり、新規雇用従業者が不慮の事故や自己都合の退職による退職など誘致企業者の責めにならない場合等でも当該取消し要件に該当してしまう可能性があり、解雇できないといった状況になることも考えられております。

本条例の目的は、本市の企業誘致のために必要な措置を講じることにより雇用促進及び産業の

活性化を図り、もって市勢の進展に寄与することとされていることから、誘致企業者が事業所立地時のみならず立地後においても安定した経営と従業員の雇用を維持していけるよう整理する必要があることから改正するものでございます。

改正内容としましては、第2条第5号中「雇用する従業者」の次に「又は事業所立地後に当該事業所において新たに雇用する従業者」を加えるものとなっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） 市議案第26号須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書は、61ページから64ページでございます。本議案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行により、関係する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたします。昨今の水道整備管理行政に携わる職員数の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科、土木科以外の課程の追加や技術上の実務経験年数の見直し等を行うものでございます。

第4条につきましては布設工事監督者、また第5条につきましては水道技術管理者の各資格要件について改めております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） 市議案第27号須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書65ページから66ページでございます。本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の関係条例の引用条文について、条項の繰下げによる整理を行うものであります。

改正内容は、須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例第4条第6号中の「施行令第21条」を「第22条」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行することといたしております。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第２８号須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書６７ページから６８ページでございます。今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令により、市町村が従う基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書６８ページお願いします。栄養士法の改正により栄養士免許を取得せずとも管理栄養士になることが可能になることを受け、第１５２条第１３項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） 市議案第２９号須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について御説明いたします。

議案書の６９ページ、７０ページでございます。在宅介護手当につきましては、寝たきり状態の高齢者を介護する家族の方への支援といたしまして、介護サービスの基盤整備も不十分であったという当時の実情を踏まえ平成４年度から開始し、平成１１年度からは寝たきり状態である２０歳以上６５歳未満の重度の障害者も事業の対象に加え実施をまいりました。

その後、平成１２年４月の介護保険制度の開始に伴い、高齢者を対象外とする改正が行われ、また障害福祉分野におきまして平成１５年度からの支援費制度、平成１８年度からの障害者自立支援法、これらを経て、平成２５年４月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されるなど障害者に係る福祉サービスが充実されてまいりましたことから、須崎市在宅介護手当支給条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） 市議案第３０号専決処分の承認について御説明いたします。

議案書７１ページ及び７２ページでございます。本議案は、令和５年１１月６日に須崎市立スポーツセンターよこなみアリーナで発生しました事故に関しまして、相手方と和解し、損害賠償の額を決定することにつきまして、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定に基づき御報告申し上げますとともに、御承認をお願いするものでございます。

損害賠償額は67万8,851円、損害賠償の相手方は高岡郡四万十町川ノ内274-5、小笠原康眞氏、小笠原円氏、和解内容は記載のとおりであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 議案書73ページ、市議案第31号専決処分の承認につきまして御説明いたします。

本議案は、令和6年度須崎市一般会計補正予算（第10号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げますとともに、承認をお願いするものでございます。

別冊令和6年度須崎市補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、すさきがすきさ応援事業費及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による非課税世帯支援事業費の更正となっており、歳入歳出にそれぞれ4億1,371万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億5,449万7,000円とするものでございます。

予算書2ページ、第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、第15款国庫支出金が1億3,862万円、第17款財産収入が9万3,000円、第18款寄附金に2億7,500万円の補正となっております。

歳出では、第2款総務費が2億7,509万3,000円、第3款民生費が1億3,862万円の補正となっております。

なお、3ページ以降に歳入歳出補正予算事項別明細書等を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

続きまして、議案書74ページ、市議案第32号令和7年度須崎市一般会計予算について御説明いたします。

初めに、令和7年度の予算編成に当たりましては、老朽化が進む公共施設の維持改修、道路橋梁等のインフラの長寿命化に必要な財源の確保を図りながら、子育て支援や教育環境の改善、防災対策や産業振興など、様々な喫緊の課題への取り組みもさらに強化するとともに、市民満足度の向上につながる施策に対して優先的に予算配分し、須崎市総合計画で目指す未来像の実現に向けた予算編成を行ってきたところでございます。

それでは、別冊令和7年度須崎市一般会計予算書の1ページをお願いいたします。令和7年度の一般会計予算の総額は255億8,000万円、当初予算ベースで前年度比18.5%の増となっております。

歳入における市税収入では、定額減税の終了による増収などを見込むなど市税全体で5.5%増の26億1,250万円。交付税につきましては、普通交付税38億円、特別交付税7億円の計45億円を見込んでおります。また、国庫支出金につきましては、スケートパーク整備や図書館等複合施設整備などによりまして45.5%増の50億6,096万2,000円。そのほか、順調に推移する、ふるさと納税を主として寄附金を26%増の30億2,300万2,000円を計上し、基金につきましても財源として活用することとし、すさきがすきさ応援基金を前年度

比62.6%増の9億6,718万3,000円、また施設等整備基金を前年度比188.5%増の2億5,651万円を計上いたしておりますが、なお不足する一般財源への対処といたしまして、減債基金の繰入金に対前年度と同額の10億円を計上し、さらに財政調整基金繰入金を3億円計上することとなりました。

次に、歳出でございますが、義務的経費では給与改定等を主な要因として人件費全体で対前年度比6.3%増、扶助費では児童手当の対象拡大等により8.5%増、公債費におきまして近年の普通建設事業費の増加に伴う起債発行額の増や金利上昇の影響により9.1%増。全体では7.9%の増となっております。投資的経費といたしましては、補助事業ではスケートパーク整備事業費や図書館等複合施設整備事業費の増加などにより対前年度比63.4%増となりましたが、単独事業では朝ヶ丘中学校や須崎中学校の大規模改造に係る経費として計上した学校施設環境改善交付金事業の単独事業分が減額となるなど、投資的経費全体で対前年度比24.5%増となっております。また、その他の経費といたしまして、ふるさと納税制度によるすさがすきさ応援寄附金を前年度より6億2,000万円の増額を見込んだことにより、返礼品等に係るすさがすきさ応援事業費を16億6,795万円計上するとともに、脱炭素先行地域づくり事業費8億6,687万円などが主な歳出増額の要因となっております。

それでは、2ページからの第1表、歳入歳出予算でございますが、6ページから8ページの歳出から御説明いたします。

なお、各款にわたります人件費につきましては109ページからの給与費明細書を、債務負担行為につきましては115ページの調書を、地方債の現在高は117ページの調書をそれぞれ御覧ください。

まず、第1款議会費は、前年度とほぼ同額の1億1,689万9,000円となっております。

第2款総務費では、すさがすきさ応援事業費及び積立金の増、スケートパーク整備事業や観光クラスター整備事業、防災対策費の木造耐震化などを継続して実施することに加え、さらに人口減少対策といたしまして女性活躍推進事業、子育て世帯新築住宅取得支援事業や住宅リフォーム補助金交付事業など新たな事業費の計上などにより、前年度より68%増の67億5,426万5,000円となっております。

第3款民生費では、社会福祉費において障害者自立支援給付費や介護基盤整備事業費が、児童福祉費では児童手当の制度改正により児童措置費が増額となったことから、前年度比7.1%増の50億662万2,000円となっております。

第4款衛生費では、令和7年度が最終年度となるクリーンセンター横浪の施設改良工事が減額となる一方、新たに定期接種となった带状疱疹やRSウイルス予防接種の追加による予防費の増や脱炭素先行地域づくり事業費の増額により、前年度比25.6%増の23億6,341万8,000円となっております。

そして、第5款労働費は、シルバー人材センター運営補助金といたしまして、前年度並みの965万円を計上いたしております。

第6款農林水産業費では、農林水産業振興を基本とした各種施策、事業を継続するとともに、新たに競争力強化生産総合対策事業や園芸用ハウス等リノベーション事業費を計上することとい

たしておりますが、一方、水産業費においては令和7年1月に完成しました魚市場建設事業の皆減などが主な要因となって、31.5%減の10億2,894万5,000円となっております。

第7款商工費では、商工振興費における須崎市商品開発・販路拡大等補助金交付金事業の増によりまして、前年度比26.9%増の4億215万9,000円となっております。

第8款土木費では、道路橋梁りょう費において道路メンテナンス事業などインフラ整備を継続するとともに、土木管理費において令和6年度に着手いたしました高台整備事業費の皆増、地籍調査事業費の増額、また港湾費における国直轄港湾改修事業負担金の増、住宅費において公営住宅外壁改修事業の増額などによりまして、前年度より4.7%増の15億4,585万8,000円となっております。

第9款消防費では、消防屯所建設事業費の皆増など、前年度比7%増の5億2,552万6,000円。

第10款教育費では、学力向上に資する取り組みや児童の居場所づくりなど教育関連事業を継続することとし、新たに令和6年度に取り組みを開始いたしました新しいすさきの学び推進事業や海外短期留学事業など「Make “IT” Fun（メイクイットファン）」を実現するための各事業費を計上いたしております。また、学校統合事業費やスクールバス購入事業の皆増、給食センター整備事業費、さらに学校に設置している遊具の整備を行うための遊べる学べる環境整備事業を計上し、教育環境整備に取り組むことといたしております。社会教育費では、図書館等複合施設整備事業費に約27億7,400万円、また保健体育費において多ノ郷体育センターの改修事業を計上いたしております。以上によりまして、教育費全体で前年度より12.4%増の53億3,681万9,000円となっております。

8ページに移りまして、第11款災害復旧費は1億102万1,000円。

第12款公債費は、野外体験施設やクリーンセンター横浪火災復旧工事などの償還が始まることなどにより、元金が約1億1,700万円増、利子は約4,500万円増となり、前年度比9.1%増の19億3,816万6,000円となっております。

第13款諸支出金では、巡航船事業特別会計及びバス事業特別会計への繰出金、水道事業会計、下水道事業会計への繰出金で4億4,065万2,000円を、第14款予備費といたしまして、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、これらに充当いたします財源につきまして御説明いたします。

予算書2ページをお願いいたします。第1款市税につきましては、当初予算ベースで前年度比5.5%増の26億1,250万円、第2款地方譲与税につきましては、同じく当初予算ベースで前年度比8.1%増の1億7,537万円、第3款利子割交付金は200万円、第4款配当割交付金は1,100万円、第5款株式等譲渡所得割交付金は1,400万円、第6款法人事業税交付金は3,400万円、第7款地方消費税交付金は、前年度比5.6%増の5億7,000万円といたしております。

第8款ゴルフ場利用税交付金は400万円、第9款環境性能割交付金は700万円、第10款地方特例交付金は600万円、第11款地方交付税は、普通交付税38億円、特別交付税7億円の45億円といたしております。

第12款交通安全対策特別交付金は250万円、第13款分担金及び負担金は3,802万2,000円、第14款使用料及び手数料は2億1,491万6,000円、第15款国庫支出金は普通建設事業の増加に伴い、45.5%増の50億6,096万2,000円。

4ページに移りまして、第16款県支出金は、2.1%減の16億2,681万4,000円となっております。

第17款財産収入は1,341万8,000円、第18款寄附金は、ふるさと納税の見込みを反映し26%増の30億2,300万2,000円、第19款繰入金は、減債基金及び財政調整基金からの繰入れをそれぞれ10億円、3億円としたことから、前年度比59%増の27億5,763万9,000円となっております。

第20款繰越金は1,000円、第21款収入は1億5,305万6,000円、第22款市債は、各事業債それぞれ増減はございますが、中でも普通建設事業の増加に伴う過疎債に45億4,860万円計上しており、市債全体で12.9%増の47億5,380万円となっております。

以上が歳入でございます。

次に、9ページの第2表、債務負担行為でございますが、学校給食センター調理配送業務委託を期間、議決日から令和10年度まで、限度額2億8,690万2,000円として債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第3表、地方債でございますが、起債の目的別に公共事業等720万円、災害復旧事業4,090万円、緊急防災・減災事業4,480万円、辺地対策事業2,000万円、過疎対策事業45億4,860万円、公共施設等適正管理推進事業610万円、緊急自然災害防止対策事業7,820万円、緊急浚渫推進事業800万円の総額47億5,380万円を限度額とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりといたしております。

それでは、再度1ページに戻っていただきまして、第4条では一時借入金の限度額を30億円とし、第5条では歳出予算の流用について定めております。

なお、詳細につきましては、10ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書、あわせまして別冊令和7年度当初予算主要事業説明書を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 続きまして、市議案第33号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書75ページ、別冊令和7年度須崎市特別会計予算書の1ページでございます。

令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出の総額をそれぞれ2,833万3,000円と定め、第2条では一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

次に、2ページをお開きください。まず、歳出でございますが、第1款巡航船事業費といたしまして2,762万7,000円、第2款公債費といたしまして20万6,000円、第3款予

備費といたしまして50万円を計上いたしております。

次に、歳入といたしまして、第1款事業収入といたしまして172万5,000円、第2款国庫支出金といたしまして468万6,000円、第3款県支出金といたしまして1,135万5,000円、第4款繰入金といたしまして1,056万3,000円、第5款諸収入では4,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、3ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画情報課長（堅田典寿君） 一部私の説明が誤っていた分ありますので、歳入につきまして再度御説明させていただきます。第3款の県支出金につきまして1,135万5,000円をお願いいたします。

続きまして、市議案第34号令和7年度須崎市バス事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書76ページ、別冊令和7年度須崎市特別会計予算書の13ページでございます。

令和7年度須崎市バス事業特別会計予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,336万1,000円と定め、第2条では一時借入金の最高額を1,000万円と定めております。

次に、14ページをお開きください。まず、歳出でございますが、第1款バス事業費といたしまして2,212万5,000円、第2款公債費といたしまして73万6,000円、第3款予備費といたしまして50万円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、第1款事業収入といたしまして431万2,000円、第2款国庫支出金といたしまして477万円、第3款繰入金といたしまして1,427万9,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、15ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） 市議案第35号令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算についてにつきまして御説明いたします。

議案書77ページ、別冊令和7年度須崎市特別会計予算書の21ページからでございます。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,016万7,000円と定め、第2条で一

時借入金の最高額を６００万円と定めております。

次に、２２ページの第１表、歳出を御覧ください。第１款スクールバス事業費９３４万４、０００円、第２款公債費３２万３、０００円、第３款予備費５０万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入でございます。第１款使用料及び手数料８３万円、第２款繰入金９３３万７、０００円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、２３ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） 市議案第３６号令和７年度須崎市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

議案書７８ページ及び別冊令和７年度須崎市特別会計予算書の２９ページを御覧ください。

まず、第１条において歳入歳出予算の総額をそれぞれ２８億３、９４３万５、０００円と定めるとともに、第２条において地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額を３億円と定め、第３条において歳出予算の流用について定めております。

それでは、予算書の３１ページの歳出から御説明いたします。第１款総務費６、６４２万４、０００円、第２款保険給付費が２０億２、１４２万２、０００円、第３款国民健康保険事業費納付金が６億９、２１０万７、０００円、第４款保健事業費が４、６７４万８、０００円、第５款基金積立金が２３万２、０００円、第６款公債費が１、０００円、第７款諸支出金が２５０万１、０００円、第８款予備費が１、０００万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、３０ページ、歳入を御覧ください。第１款国民健康保険税が４億８、６６３万４、０００円、第２款使用料及び手数料が２、０００円、第３款県支出金が２０億５、７７３万１、０００円、第４款財産収入が２３万２、０００円、第５款繰入金が２億８、５０７万５、０００円、第６款繰越金が１、０００円、第７款諸収入９７６万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、３３ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

続きまして、市議案第３７号令和７年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

議案書７９ページ、別冊令和７年度須崎市特別会計予算書５１ページからでございます。

まず、第１条において歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億５、００８万円と定めるとともに、第２条において地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額を１億円と定めております。

それでは、５３ページの歳出から御説明いたします。第１款総務費が１、３６３万８、０００円、第２款後期高齢者医療広域連合負担金が４億３、４８３万９、０００円、第３款公債費が１、０００円、第４款諸支出金が１１０万２、０００円、第５款予備費が５０万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、５２ページの歳入を御覧ください。第１款後期高齢者医療保険料が３億５７９万３、０

〇〇円、第2款使用料及び手数料が2,000円、第3款繰入金が1億4,308万3,000円、第4款繰越金が1,000円、第5款諸収入120万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、54ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 住宅・建築課長。

〔住宅・建築課長 國廣哲也君登壇〕

○住宅・建築課長（國廣哲也君） 議案書は、80ページとなります。市議案第38号令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

別冊令和7年度須崎市特別会計予算書の65ページをお願いいたします。令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、第1条で予算総額を歳入歳出それぞれ1,542万7,000円と定めており、第2条では一時借入金の最高額を2億5,000万円と定めております。

続きまして、66ページ、歳出から御説明いたします。第1款事業費、第1項住宅新築資金等貸付事業費に457万6,000円、第2款前年度繰上充用金に1,085万1,000円を計上いたしております。

これらに充当する財源といたしましては、歳入では、第1款県支出金、第1項県補助金73万5,000円、第2款諸収入、第1項貸付金元利収入1,469万円、第2項雑入として2,000円を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、67ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） 市議案第39号令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について御説明いたします。

議案書81ページ及び別冊令和7年度須崎市特別会計予算書の71ページからでございます。令和7年度須崎市介護保険特別会計の予算につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,254万2,000円と定めようとするものでございます。第2条で地方自治法の規定により、債務負担行為の期間及び限度額を第2表、債務負担行為に定め、第3条で地方自治法の規定により、一時借入金の借入れの最高額を2億円と定め、第4条で歳出予算の流用を行うことができる場合について定めております。

それでは、第1表の歳入歳出予算の74ページからの歳出から御説明をいたします。第1款総務費7,618万3,000円、第2款保険給付費23億4,308万4,000円、第3款地域支援事業費1億7,002万7,000円、第4款基金積立金74万5,000円、第5款公債費50万円、第6款諸支出金100万3,000円、第7款予備費100万円をそれぞれ計上しております。

次に、72ページに戻っていただき、歳入でございます。第1款保険料は第1号被保険者の介

護保険料として4億4,185万3,000円、第2款使用料及び手数料6万7,000円、第3款国庫支出金、介護給付費負担金、調整交付金等で6億7,653万4,000円、第4款支払基金交付金6億6,168万5,000円、第5款県支出金3億7,412万3,000円、第6款財産収入74万5,000円、第7款繰入金、一般会計繰入金、基金繰入金を合わせまして4億3,752万3,000円、第8款諸収入1万2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、75ページの第2表、債務負担行為でございます。高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託の期間、議決日から令和8年度まで、限度額370万3,000円とし、債務負担行為をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、76ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書を御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 暫時の間、休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（土居信一君）

では、この際、10分間休憩をして、再開したいと思います。

午前11時58分 休憩

午後 0時 8分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） 市議案第40号令和7年度須崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書は82ページ、別冊令和7年度須崎市水道事業会計予算書は1ページからでございます。

第2条、業務の予定量は、給水戸数を9,220戸、年間総配水量を382万2,000立方メートル、1日平均配水量を1万470立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして1億5,270万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は前年度比約4.7%減の5億8,806万1,000円、支出の第1款事業費用は前年度比約1.6%減の5億6,270万5,000円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は前年度比約2.7%増の2億400万円、支出の第1款資本的支出は前年度比約2.9%増の4億3,976万4,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,576

万4,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,357万円と減債積立金取崩し額2,105万4,000円並びに過年度分損益勘定留保資金1億9,114万円で補てんすることといたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を上水道事業で1億2,590万円、過疎対策事業で3,630万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう、条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では職員給与費の8,127万円を定め、次の第9条では他会計からの補助金としまして、一般会計からの補助金1,970万7,000円を見込んでおります。

そして、最後に、第10条でございますが、ここではたな卸資産購入限度額を50万円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

続きまして、市議案第41号令和7年度須崎市下水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書は83ページ、別冊令和7年度須崎市下水道事業会計予算書は1ページからでございます。

第2条、業務の予定量は、水洗化人口1,350人、年間有収水量を13万4,040立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業としまして3億円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款事業収益は5億7,024万3,000円、支出の第1款事業費用は5億3,025万7,000円といたしております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入は5億4,492万円、支出の第1款資本的支出は7億835万9,000円といたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,343万9,000円につきましては、引継金337万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,968万9,000円並びに過年度分損益勘定留保資金3,904万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金9,133万1,000円で補てんすることといたしております。

次のページとなりますが、第5条の企業債につきましては、起債の限度額を下水道事業で1億8,320万円、過疎対策事業で7,720万円とし、借入金利は4.5%以内と定めております。

次の第6条では、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用では、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合、同一款内での経費を各項の間で流用できるよう条文として載せております。

続く第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費では、職員給与費の2,449万3,000円を定めております。

そして最後に、第9条でございますが、他会計からの補助金としまして、下水道事業の管理運営のため、一般会計から補助を受ける金額を1億118万5,000円と定めております。

以上が予算の概要でございますが、これらの説明といたしまして、3ページ以降に予算実施計画や予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 議案書84ページ、市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

別冊令和6年度須崎市補正予算書の1ページをお願いいたします。補正の額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ3億9,137万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ243億4,586万9,000円としようとするものでございます。

2ページからの第1表、歳入歳出予算補正でございますが、まずは3ページ、4ページの歳出から御説明いたします。第2款総務費は、第1項総務管理費として、主に退職手当の増加による職員人件費更正や、まち・ひと・しごと創生推進事業基金積立金更正などによりまして2億8,186万1,000円の補正となっております。

第3款民生費では、保育協会補助金など児童福祉費全般にわたる更正減などによりまして6,062万2,000円の減額補正となっております。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費において環境衛生費が減額更正となるなど1,361万1,000円の減額。

第6款農林水産業費では、農業振興費において農村整備事業費の補正などによりまして2,238万5,000円の補正。

第8款土木費では、国直轄の須崎港湾改修事業負担金や同県負担金などが増額となりますが、土木管理費における地籍調査事業費の減額などによりまして8,091万1,000円の補正となっております。

第10款教育費は、主に第2項小学校費において、空調設備整備臨時特例交付金事業費更正などによりまして5,610万9,000円の補正。

続きまして、4ページ、第13款諸支出金では、水道事業会計及び下水道事業会計繰出金として2,433万9,000円を補正計上いたしております。

これらに充当いたします財源といたしましては、2ページの歳入でございますが、第11款地方交付税が3,740万7,000円、第15款国庫支出金は1,857万4,000円のそれぞれ補正、第16款県支出金は119万8,000円の減額、第17款財産収入は1,000円、第18款寄附金は1億円のそれぞれ補正となっております。

次に、第19款繰入金は1億672万1,000円の補正、第20款繰越金は363万3,000円の減額、第22款市債は1億3,350万円の補正となっており、歳入合計で3億9,137万2,000円を計上いたしております。

続きまして、5ページからの第2表、繰越明許費補正でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費から第4款衛生費では第1項保健衛生費、第2項清掃費、第6款農林水産業費では第1項

農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第7款商工費では第1項商工費、6ページに移りまして、第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第4項港湾費、第9款消防費、第1項消防費、第10款教育費では第2項小学校費、第3項中学校費、第5項保健体育費、第11款災害復旧費では第1項農林水産施設災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、第13款諸支出金、第1項公営企業費までの全37事業につきまして、翌年度に繰り越す必要が生じたことから追加補正をお願いするものであります。

なお、各事業の金額につきましては記載のとおりでございます。

また、7ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、情報管理費1,468万7,000円、第7款商工費、第1項商工費、観光費は1,157万8,000円にそれぞれ変更するものでございます。

続きまして、第3表、債務負担行為補正でございますが、庁舎警備業務委託、期間は議決日から令和7年度まで、限度額は1,554万5,000円から、水門等管理業務委託までの業務委託及び負担金全8事項につきまして追加をお願いするものでございます。

なお、期間及び限度額につきましては事項ごとに記載のとおりでございます。

最後に、8ページの第4表、地方債補正でございますが、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業につきまして限度額を6,990万円とし、また、学校教育施設等整備事業につきまして限度額を8,900万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり追加するとともに、過疎対策事業を2,540万円減の33億1,560万円とし、起債総額を39億7,825万7,000円に変更しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、9ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書等を御覧いただきますようお願いいたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 大野明君登壇〕

○上下水道課長（大野明君） 市議案第43号令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書85ページ、別冊令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算書1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量の補正でございますが、業務のうち、主な建設改良事業費につきましては、ポンプ場の改築更新工事を実施するに当たり、令和6年度交付金額の更正が必要となりましたことから5,400万円を減額し、2億7,800万円とするものでございます。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。人件費及び負担金、固定資産除却費の更正により、収入の部の第1款事業収益は第1項営業収益を119万7,000円増額し、2億3,463万円に、また、第2項営業外収益を513万1,000円増額し、3億1,240万6,000円としまして、総計を5億4,704万6,000円に改めるものでございます。また、支出の部につきましては、第1款事業費用、第1項営業費用を895万8,000円増額し、5億1,270万4,000円といたしております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の補正でございますが、先ほど説明させていただきました交付金更正減に伴いまして、収入の部の第1款資本的収入、第1項企業債を2,700万円減

額し2億6,860万円に、また、第2項補助金を1億7,095万7,000円減額し、1億5,900万円。第4項他会計出資金を1億4,395万7,000円追加し、総計を5億7,155万8,000円と改めるものでございます。また、支出の部につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費を5,400万円減額し、総計を6億8,803万円といたしております。

なお、これに伴い、予算第4条、本文括弧書きにつきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,647万2,000円は、引継金1,339万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,561万4,000円、損益勘定留保資金8,746万7,000円で補てんするものと改めております。

次に、第5条では、企業債を補正するものでございます。次の3ページ、第1表で、下水道事業、過疎対策事業の限度額を2,700万円減額し、総額2億6,860万円とするものでございます。

次に、元の2ページを御覧ください。第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきまして、職員給与費を30万円増額し、総額2,392万2,000円に改めるものでございます。

最後に、第7条、他会計からの補助金を補正するものでございます。予算第9条に定めた下水道事業の管理運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2億2,975万8,000円を、8,580万1,000円に改めるものでございます。

なお、4ページ以降には、補正予算実施計画等を添付いたしておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

内容、内訳は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大野明君） 先ほど御説明いたしました予算につきまして、訂正をお願いいたします。

予算第4条、本文括弧書きの中で、引継金を1,339万1,000円に訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） 市議案第45号市道路線の認定につきまして御説明いたします。

議案書87ページでございます。本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、別冊認定路線調書の市道路線の認定について議決を求めるものでございます。

路線名は、ゴマジリ1号線、総延長63.5メートル及び弘岡4号線、総延長248.9メートルの路線について、県管理河川の桜川河川改修工事の一部完了に伴い、橋梁及び堤防道路の通行に当たり市道認定するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 中川雄大君登壇〕

○健康推進課長（中川雄大君） 市議案第46号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書88ページでございます。本議案は、浦ノ内診療所の管理につきまして、地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づき、須崎市横町1番28号、医療法人須崎会を指定管理者に指定

することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間といたしております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） 市議案第47号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の89ページでございます。本議案は、須崎市立吾桑保育園の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市山手町1番7号、社会福祉法人須崎市保育協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

吾桑保育園につきましては、地域の活性化の観点で、児童数が20人を下回るまで継続して運営することを決定しておりますが、現在、市の正規保育士が2名になり、直営での運営が難しいことから、昨年度に引き続き須崎市保育協会に管理運営をお願いするものであります。

なお、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） 市議案第48号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は90ページでございます。本議案は、須崎市海のまちづくり推進施設の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市東古市町1番30-1号、一般社団法人須崎海のまち公社を指定管理者に指定することについて、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間としております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 森光澄夫君登壇〕

○福祉事務所長（森光澄夫君） 市議案第49号指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の91ページでございます。本議案は、須崎市障害者地域活動支援センターの管理等につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、須崎市多ノ郷甲5483番5号、特定非営利活動法人STEP ONEを指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までといたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 副市長。

〔副市長 梅原健一郎君登壇〕

○副市長（梅原健一郎君） 市議案第50号教育委員会委員の任命についてにつきまして御説明をいたします。

議案書92ページでございます。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、須崎市原町1丁目9番4号、尾崎恵子氏を教育委員会委員に任命することにつきまして、同意を求めるものでございます。

なお、任期は、令和7年4月1日から4年間となっております。

尾崎氏の履歴書につきましては、93ページ、94ページに掲載いたしておりますので御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 市長提出議案（その2）の1ページ、市議案第51号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、令和6年度の人事院勧告に基づき、任期付採用職員におきましても勤勉手当を支給することとし、それに伴い所要の改正をしようとするものでございます。

2ページの改正内容でございますが、まず、新たに勤勉手当を支給することに伴いまして、特定任期付職員業績手当を定めております第7条第3項を削り、第4項及び第5項をそれぞれ第3項、第4項に繰り上げることといたしております。

次に、第8条第1項中、第6条の2から第8条の2まで及び第17条を第6条の2から第8条の2までに改めることといたしております。また、同条第2項中の100分の172.5を100分の95に、また、給与条例第17条第2項第1号中、100分の105を100分の87.5に改める改正は特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当率を定めるものといたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 続きまして、市議案第52号須崎市総合計画の基本構想の策定につきまして御説明をさせていただきます。

市長提出議案（その2）の3ページでございます。本議案は、議会の議決すべき事件を定める条例、第2条の規定に基づき、須崎市総合計画の基本構想を別冊のとおり策定することにつきまして議決を求めるものでございます。

それでは、別冊の須崎市総合計画（案）抜粋にて御説明させていただきますが、今回の基本構想につきましては、須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略（案）の第5章、基本構想に定められているものとあります。

まず、2ページをお開きください。1、目指す姿と主要プロジェクトにつきまして、今回新しい総合計画の計画期間における10年間の目指す姿を未来へ広がる元気創造と協働のまちとして、自由で柔軟な発想、思考による市民と行政との協働のまちづくりを推進することにより、目指す姿を実現することとしております。

次に、中段以降の主要プロジェクトといたしまして、先ほどの目指すべき姿を実現するため、5つの主要プロジェクトとして、住民自治と協働のまちづくり、SDGsの推進、高台まちづくり、新たな教育の推進、港湾整備を主要プロジェクトとして計画に位置づけ、取り組みを行っていくこととしております。

次に、3ページのほうをお開きください。中段以降の2、基本理念であります、今回基本理念といたしまして、安心して暮らせるまちをつくる、つながりを広げる、デジタル技術を積極活用するの3つの基本理念を定め、本市が有する独自性を大切にしながら時代に合わせて変化、成長を行うことにより、多くの人たちとのつながりを増やし、いつまでも暮らしたい、関わっていききたいと思われるサステナビリティ、持続可能なまちになるよう、まちづくりを推進していくこととしております。

以上を新しい須崎市総合計画での基本構想として策定することとしております。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明が終わりました。

日程第4 市議案第44号

○議長（土居信一君） 日程第4、市議案第44号を議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） 市議案第44号工事請負契約の変更につきまして御説明を申し上げます。

議案書86ページでございます。本契約は、令和5年度須崎市クリーンセンター横浪リサイクルプラザ基幹的設備改良工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

須崎市クリーンセンター横浪リサイクルプラザ基幹的設備改良工事につきましては、令和5年9月25日に契約し、令和7年度までの3年間で工事を進めているところでございます。その中で、近年の国際的な原材料価格の上昇や円安による海外からの輸入コストの増加などに起因し、国内でも賃金水準や物価水準が上昇傾向にあり、また、契約書第26条において、契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変更による請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができると規定されていることから、契約相手方から契約金額のスライド変更について協議の申入れがございました。このことから協議を行い、基準日を令和6年10月11日として、契約書第26条の規定により、当初の契約金額9億4,160万円から2,130万7,000円を増額し、9億6,290万7,000円として契約変更しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で市議案第44号の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております市議案第４４号については、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。市議案第４４号は、委員会へ付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△市議案第４４号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第４４号工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第５ 市議案第５３号

○議長（土居信一君） 日程第５、市議案第５３号を議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） 市議案第５３号区域内の公共的団体等の活動の総合調整について御説明申し上げます。

市長提出議案（その２）の４ページでございます。本議案は、地方自治法第１５７条の規定に基づき、須崎市浜町２丁目４番１０号、須崎町漁業協同組合に対しまして、次の５項目の措置を講ずることについて、同法第９６条第１項第１４号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

５項目の措置の内容でございますが、１、共同漁業権での正当な漁業権行使が困難になるような、不当、不誠実な行為に対する是正の勧告、停止の命令等の措置。２、許可漁業権の不当な主張、権利濫用に対する是正の勧告、停止の命令等の措置。３、市等が行う事業における協議、説明その他必要な手続において、正当な理由もなく拒否するなどの不誠実な行為に対する是正の勧告の措置。

４、市等の職員を正当な理由もなく勤務時間外に呼び出し、呼出しの趣旨と異なる関係のない批判

や叱責を繰り返した行為に対する是正の勧告の措置。５、高知県知事に漁業権を免許されている公共の団体であることを自覚し、不当、不誠実な行為を繰り返す代表理事組合長の解任はもとより、組織運営刷新のため、新たな運営体制の構築を含め、抜本的な組織改善策を講ずる措置。以上５項目でございます。

次に、本議案の提出に至った経過等につきまして御説明申し上げます。

まず、本年２月２８日、共同漁業権での正当な漁業権行使が困難であるという内容で、市内の４漁業協同組合より須崎町漁業協同組合に対して、不当、不誠実な行為を繰り返す代表理事組合長の解任はもとより、組織運営改善を講ずるよう指導を強く要望する要望書が、市長宛てに提出されました。その要望書を受け取る際、過去からの不当、不誠実な事案が幾つか報告をされまして、例えば一例を申し上げますと、共同漁業権内の漁場で養殖小割にシラス漁の網が接触し、破損したことに対し連帯責任で金銭を補償しろと要求があり、要求に応じなければ赤潮の発生などで養殖小割を避難しなければならないときでも、養殖小割の沖出しはさせないと言われた事案がっております。また、令和５年７月１９日、須崎沖自主調整協議会におきまして、会議の趣旨とは異なる質問や根拠のない事案を発言し、会議を２時間以上中断させた上、その後の会議には出席もせず、後日配付された議事の内容を見て勝手に決めたという主旨で市職員や漁協職員を叱責した事案もあっております。それから、市の事業における手続きでの不誠実な事案といたしまして、昨年の１２月２４日から港湾事業に係る協議の調整を依頼するも、正当な理由もなく、いまだに協議には応じてもらえず、本市における産業振興の推進にも影響を及ぼしておりますし、港湾事業以外でも、例えば市職員を正当な理由もなく勤務時間外に呼び出す行為や、釣りイベント、お魚祭などの催しを実施する際にも、漁業権を主張しイベント開催を批判し、あるいは反対するような事案もあっております。そのほかにも、過去には多くの不当、不誠実な事案がございまして、このたび本議案を通じまして、議員の皆様、市民はもとより、社会全体にこのような事案を知っていただくとともに、水産業を含めた本市の産業振興を今後より円滑に推進していくためにも、地方自治法第１５７条の規定に基づく、総合調整が機能できるよう努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○議長（土居信一君） 以上で市議案第５３号の説明は終わりました。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております市議案第５３号については、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第５３号は委員会への付託を省略することに決しました。

△討 論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 討論なしと認めます。

△市議案第53号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第53号区域内の公共的団体等の活動の総合調整についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（土居信一君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月10日までの5日間は議案下審査等のため休会し、3月11日から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、明日から5日間は休会することに決しました。

3月11日の日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時50分 散会

第488回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和7年3月11日（火曜日）午前10時開議

第1．市議案第54号

第2．一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

出席議員

1 番	西村 泰一君	2 番	大崎 宏明君
3 番	宮田 志野君	4 番	杉山 愛子君
5 番	吉野 寛招君	6 番	松田 健君
7 番	佐々木 學君	8 番	山本 啓介君
9 番	森田 收三君	10 番	海地 雅弘君
11 番	森光 一晴君	12 番	高橋 立一君
13 番	高橋 祐平君	14 番	土居 信一君

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長	小野修一郎君	総 務 課 長	松浦 すが君
企 画 情 報 課 長	堅田 典寿君	プロジェクト推進室長	岡田 進一君
元 気 創 造 課 長	山岡 伸也君	文化スポーツ・観光課長	廣見 太志君
防 災 課 長	濱崎 守央君	税務課長兼固定資産評価員	森光 和明君
建 設 課 長	楠瀬 晃君	農 林 水 産 課 長	嶋崎 貴寿君
住 宅 ・ 建 築 課 長	國廣 哲也君	環 境 未 来 課 長	宮本 良二君
長 寿 介 護 課 長	大崎 弘美君	健 康 推 進 課 長	中川 雄大君
市 民 課 長	高橋 正恭君	福 祉 事 務 所 長	森光 澄夫君
人権交流センター所長	松浦 永治君	上 下 水 道 課 長	大野 明君
教 育 長	竹内 新君	教 育 次 長	西村 浩司君
学 校 教 育 課 長	中西 司君	生 涯 学 習 課 長	福本 博一君
子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長	市川ゆかり君	港 湾 政 策 推 進 監	壹反田正好君

事務局職員出席者

局

長 久万 敏幸君

次

長 谷脇 弘君

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。本日、市長より、市議案第54号の提出がありましたので、その写しをお手元にお配りしております。

須総発第108号

令和7年3月11日

須崎市議会議長 土居 信一 様

須崎市長 楠瀬 耕作 

議案の送付について

令和7年3月5日招集の須崎市議会定例会に提出する下記議案を送付しますので、付議してください。

記

市議案第54号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例について

日程第1 市議案第54号

○議長（土居信一君） 日程第1、市議案第54号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

△議案説明

○議長（土居信一君） 議案の説明を求めます。学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） おはようございます。

市議案第54号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

追加議案書1ページから2ページでございます。現在、本市で配置をしております国際交流員や外国語指導助手は、一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラムを通じて招致されておりまして、任用期間は最長で5年間となっています。また、本市では、この5年間の任期満了後も、児童生徒や市民が外国語や外国文化に触れる取り組みに継続して従事してもらいたいと考え

ておりまして、市長が必要と認める場合は引き続き任用できることといたしております。このたび、JETプログラムの運用改善に関して、報酬額の見直しの通知がありました。その内容は、昨今の民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向等を踏まえて見直しを図るという内容でございます。これに伴いまして、本市も同様の取扱いをするとともに、6年目以降の市長が認める場合の任用においても報酬額の見直しを図るものでございまして、条例第4条中「35万円」を「38万円」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明が終わりました。

日程第2 一般質問

○議長（土居信一君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。11番森光一晴さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 皆様、改めまして、おはようございます。森光一晴です。よろしくお願いいたします。

初めに、大船渡市の山林火災で被災されました方々に謹んでお見舞い申し上げます。

今年になってから非常に寒い日が続いてまいりましたが、地球温暖化が進むと今まであまり寒くなかったところも寒くなるというようなことが、随分前のことですが、報じられておりまして、その根拠というのは、本来だったら北極圏にある寒気団が蛇行して南下をするというような話でして、温暖化になればそんなこともないのじゃないかという自分自身、感じておったところですけども、今年は何かそんなのが当たってるのかなというふうに私個人のちょっと考えてるところでございまして、梅の花も咲き、そろそろ春が来るかなというふうに感じてるところでございます。桜の開花もちょっと待ち遠しいという時期になってまいりました。

今日、3月11日は、14年前、東日本大震災が起きた日でもございます。あれから14年ということで、まだまだ全国に避難者もたくさんいらっしゃるということで、高知県も南海トラフ地震が心配されてるところなんですけども、このことも含めまして、地震関連等についてちょっと御質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、順次、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目としましては、地震の揺れから身を守る対策と啓発についてお伺いしたいと思います。

家屋の耐震や窓ガラスの飛散防止、家具転倒防止対策など、防災課ではいろいろな方法で周知を行っていますが、市民に十分情報が伝わってないのではないかと考えております。ホームページや広報誌による周知も有効ですが、ほかにも桃太郎旗の地域への設置など、地震、津波に関するさらなる啓発を行ってはどうでしょうか。

また、屋内設置のシェルターは、補助金の対象になっていないのですが、家屋の崩壊から身を

守る方法の一つとして、有効な手段だと思いますが、他県の取り組みなど情報提供してみてもいいかなでしょうか、防災課長に所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） 皆様、おはようございます。

地震の揺れから身を守る対策と啓発についてお答えさせていただきます。

耐震工事や家具転倒防止対策、窓ガラスの飛散防止の重要性の啓発につきましては、ホームページや広報による周知と併せまして、防災学習や各地域での訓練等で周知を図っております。今回、議員御提案の桃太郎旗の活用も含めまして、効果的な啓発方法について検討してまいりたいと考えております。

また、耐震シェルターにつきましては、局所的な安全空間の確保には効果的であるとは考えますが、家屋内の避難経路の安全確保や家屋の倒壊によります周辺の避難路閉塞も考えられるため、できる限り既存の耐震補強工事の補助制度を御活用いただければ、お住まいの住宅全体の耐震化を行っていただきたいと思いますと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） シェルターもいろいろ考え方はいろいろかと思いますが、他府県の取り組みだとかいろいろ参考になるところもあるかなというふうに思うところもありますので、なお引き続き検討というか、研究というかしていただければありがたいかなというふうに思っております。

以前にもちょっと取り上げさせていただいたわけなんですけど、ガラス等の飛散防止の対策として、業者さんとかいうところに依頼をして工事をする、工事というか、大がかりにはならないかも分かりませんが、それをするときに、フィルムを買って、買ったところの業者さんにやっていただく場合とか、フィルムは持ってるけど、貼ることだけをやりたいという場合に、防災課のほうでこういう形で受け付けます、こんだけの費用が要りますということも含めて、もうちょっとそこら辺の周知も増やしていただければありがたいかなというふうに感じているところがありますので、今後ともひとつよろしくお伺いいたします。

次に参ります。津波から逃げるということについての対策について一つお伺いいたします。

建設予定の図書館等複合施設には多くの利用者が集まることが想定されます。地震、津波避難対策について、市民から様々な意見や要望が上がっていますが、障害者や高齢者の逃げ遅れ対策として津波救命艇を設置する考えはございませんでしょうか、防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

津波救命艇につきましては、防災の全般的な視点で考えをお答えさせていただきます。津波救命艇は、東日本大震災を契機としまして、大地震による津波から身を守るための対策の一つとして国土交通省により津波救命艇ガイドラインが定められておりまして、その認定を受けた定員2

5人乗りのものから国際的な基準に基づきました小型のものまで、現在調べてみたところ、数種類あり、大きなものでもマイクロバス1台分程度あれば設置できると聞いております。この救命艇は船ごと浮いて逃げることになるため、津波の高さにかかわらず、避難を可能とするもので、最後の逃げ遅れの対策としての選択肢としては非常に有効であると考えております。また、本体価格も50人乗りで1,400万円程度、8人乗りで250万円程度と低コストで効果が高い、費用対効果、いわゆるコスパがよいものと考えております。このことから、引き続き逃げ遅れ対策の重要な選択肢の一つとして情報収集と研究を行ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） そういう認識でおっていただいているということですので、それが設置されれば、非常に安心につながるというところがあると思いますので、積極的に設置できるような方向にお願いをしたいというふうに思っております。

次に参ります。避難所の検証、点検整備等についてお伺いいたします。

日頃から市内の避難所を知っておくため、避難所名や場所がよく分かるような地図や防災マップの作成、提供は可能でしょうか、防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

本市におきましては、平成25年に津波浸水深や指定避難所、緊急避難場所を記載しました地区別津波ハザードマップを作成し配布をしておりますが、作成から10年以上経て新しく整備を行いました城山の港の見える広場などの情報が反映されておらず、課内でも更新を検討していたところ、市政懇談会の場で古いものとなっているとの御意見や内容への御要望をいただきました。そのため、令和7年度に指定避難所や緊急避難場所の新しいものを反映したものに更新することを予定しておりましたが、その後、高知県が被害想定の見直しに着手し、令和8年3月以降に公表の予定とのスケジュールが示されました。そのため、最新情報を盛り込む必要があると判断しまして、県の被害想定の見直しの公表後の令和8年度中に新たなハザードマップを作成し、配布することとしておりますので、お約束より遅れることとなりますので、おわび申し上げますとともに、変更への御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 中身は充実するということは、非常に重要なことですので、それを待ちたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、地震、津波により地域の公的避難所へ一時避難については、短期、長期も想定されます。高齢者など災害関連死を出さないためにも、避難所での生活環境は十分に整備されていますでしょうか。県は須崎市へもトイレカーの配置のための補助金も計上するとのことですが、防災課長の所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

須崎市では、現在、指定避難所の環境整備を施設整備のハード面と備蓄物資の充実のソフト面の両面で進めておりますが、まだ十分ではない現状があります。トイレの問題を例にしますと、断水中にもかかわらず使用したため、汚物があふれるなどのトイレパニックによりまして、トイレの使用回数を控えるための食料や水分の摂取を控え、脱水や栄養失調となる事例が見受けられています。本市では、その教訓を受けまして、それを防ぐために各指定避難所へ組立て式の個室型簡易トイレと既存の便器を使用するタイプの簡易トイレの整備を進めております。加えて広報や各地区の訓練、防災学習会などで、災害発生時は、トイレの外観に被害がない場合でも、断水している可能性が高いので、通常時のような使用を行わないようにとの啓発、指導を行っております。また、高知県が配置するトイレカーの運用に関しましては、移動ができる利点を生かし、市内各所でトイレが使用不能になった場合、また、トイレが足りないといった場合に活用していただくことを期待していますし、本市もトイレカーの導入を国の補正予算での対応の検討を行ってまいりましたが、納期等の諸条件により、残念ながら課内議論で見送った経過もあります。しかしながら、引き続き導入に向けての研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 今、防災課長も触れられておりましたけども、トイレは非常に問題があるというか、避難した人がトイレ、再々行きたくなったり困るんで、水分を控えるということで、水分控えることがやっぱり高齢者は血栓ができたりいろいろなことにつながるというような情報もあることでして、トイレとか非常に重要なところですので、今、認識としては持っていたらいいということ、ありがとうございます。

次に、お伺いいたします。民間企業など、避難所として利用するに当たっては、開設のタイミングや夜間、休日の開設方法、連絡体制、施設管理者等の理解や合意、協力、協定の内容や、また、不特定多数の人が利用するため、セキュリティの問題など、避難所になっている企業と検証、点検などはできておりますでしょうか、防災課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

本市におきましては、現在、民間施設を指定避難所としているところは2施設であり、その両方の施設所有者のエム・セテック株式会社様と平成26年に協定を結び、その指定を行っております。エム・セテック株式会社様より、避難所としての使用することに対しましては、御理解と御協力をいただいております。運用面等につきましても、必要に応じまして随時協議しながらの見直しと継続した検証と点検も行っていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） エム・セテックさんの場合は、24時間の操業しているところでござい

まして、避難所となっておるところに避難するということになると、24時間いつ行くか分からないというようなところで、いろいろと相手側にとってたくさんの人が行ったときに困るような事象が発生するのではなかろうかというようなことも懸念されておりますので、ちょっとそこら辺確認しておきたいなというふうに思ったわけです。南地区の避難所に指定されてるわけなんですけど、現実には非常にあそこまで南地区から避難するということは厳しいもんもございまして、距離的にも学校から2.1キロありまして、お宮、須賀神社辺りから3.1キロぐらいはあります。だから、実際はあそこへたくさんの人が行くってことはちょっと困難が生じるのかなというふうに感じるところあるんですけど、ただ、勢井地区の住民とか串ノ浦地区の住民からすると、エム・セテックさんはそんなに遠くなくて、避難を可能にするぐらいの距離なのかなというふうに感じはしてるんですけど、そんな感じできつい、言うたら突然地震が来て避難するときに、我々は言うたら土足でそこへ逃げ込むというようなことになります。風の日、雨の日、雪の日ってあって、夜の寒いときなんか外で長くおったりすると非常に寒いんで、すぐ中に入れていかなきゃいけないということで、現地の対応がスムーズでないと、非常にそこら辺で混乱を来すということも想定されるわけですし、日頃からそういうところと意思疎通及び日頃の調整というのは重要なというふうに感じておりますんで、いろいろと難しい点はあろうかと思いますが、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、運行バスの避難訓練の状況についてお伺いいたします。

市営路線バスの避難訓練についてお伺いいたします。

委託先の運行会社は、運行ルート上の指定避難所の周知及び避難訓練を実施されましたのでしょうか、企画情報課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

昨年の3月議会におきまして、避難訓練についての御質問をいただいておりますが、本年度、避難訓練等の実施には至っておりません。市営バスの運行ルート上には、南海トラフ地震による津波発生時に浸水が予想される地域も含まれておりますことから、日常から危機意識を持ち、災害等への備えが必要となると考えております。このことから、来年度、市営バスの委託業者とも協議し、指定避難場所の周知や避難訓練の実施に向けて準備をさせていただきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） いろいろとこの訓練というのは、訓練と簡単に言ってもなかなか実際は難しいというか、細かい詰めが必要だったりいろいろあることは認識しておりますんで、できるだけ実施できるようにしていただければありがたいなというふうに思っております。

次に、保育園の送迎バスの避難訓練についてお伺いいたします。

運行途中で地震、津波などが発生した場合に、園児の安全確保を優先し、どのように避難誘導していくのか協議し、避難訓練を実施、検討していきたいと考えがございましたが、避難訓練

は実施できましたでしょうか、子ども・子育て支援課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

令和6年3月議会で御質問いただきました保育園送迎バスの避難訓練実施について、今年度は訓練の実施に至っておりません。今後、送迎途中の園児の安全確保を考えた避難訓練の実施方法について、既に実施している機関の計画を参考に実施計画を検討し、それを基に委託先との協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 特に園児の場合は、こういうことを行なおうとしても、非常に手がかかったり、実際の行動に移すときに非常に一人、二人では済まないようなことも想定されます。よって、そういう訓練を必要として実施するときには、やっぱり添乗員も多くないとできないということも認識しております。そのために、運行業者さんの雇用しておられる添乗員さんも増やしていただくとかいうような、そのときは必要かもしれませんので、より細かくコミュニケーション取って、できるだけできるような方法を考えていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、スクールバスの避難訓練についてお伺いいたします。

スクールバスは児童生徒や一般の乗客の方も利用していることから、スクールバスは学校との調整もあることから、適切な実施方法など学校や運行会社と協議するとのことでしたが、具体的には調整や訓練計画は進みましたでしょうか、学校教育課長にお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） お答えいたします。

浦ノ内小学校と浦ノ内中学校のスクールバスでの訓練を想定をいたしまして、学校長と意見交換を行いました。その際には、スクールバスには小学生も中学生も乗車をしていることから、小学校、中学校双方で訓練を実施するよう期日や時間の設定が必要であること。一例としまして、登校中の時間であれば1時間目の授業の調整が必要であることや浦ノ内地域の方々への周知も必要となるという御意見を伺ったところでございます。また、バス運行会社からも、まずは学校の避難訓練の様子を見るということや学校の避難訓練に併せて実施ができないか考えてみたいという御意見もいただいたところです。こうした御意見をいただきましたけれども、本年度の訓練実施には至っておりませんので、次年度実施に向けて、さらに協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） いろいろな課題も多いかと思いますが、できるだけ実施できるよう

な方向にしていなければありがたいかなというふうに思いますんで、よろしくお願いいたします。

次に、環境美化対策について伺います。

シンボルロードと富士ヶ浜の清掃はボランティアの皆さんで毎月行われております。特に富士ヶ浜は新莊川河口から須崎魚市場付近にかけて長い砂浜が続いており、須崎の宝と言ってもよい場所です。全国的にも知られていた場所でもあります。今では流木が波に打ち寄せられ、大量のごみが積もっています。ごみの清掃を行ってはいかがでしょうか。冬場は乾燥しており、搬出しやすく、また、消防署の許可や近隣住民の了解を得て焼却することも一つの手段だと思いますが、その考えはありますでしょうか。

また、高知県土木事務所の管理下にあるのであれば、県土木と共に実施してはどうでしょうか、環境未来課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） お答えいたします。

富士ヶ浜につきましては、商工会議所が中心となっているみんなで須崎を美しくする会において、毎月ボランティアにより清掃活動を行っており、市も構成員の一員として建設課において各課で担当月を割り振り、職員のボランティア活動として参加しているところであり、また、須崎まつり前後には、より規模の大きな清掃活動を各種団体の御協力により行っているところでございます。

議員御指摘のごみにつきましては、漂流物である流木が主ということで、毎月のボランティア活動では対応できない大きな流木などがたまったままになっているもので、その対応について、夏の須崎まつりの前後だけではなく、さらに年に2回くらいは大規模なボランティアによる清掃活動を行い、こうした流木などの処理をしたらどうかということでございます。先日、富士ヶ浜を管理している県の須崎土木事務所になりますが、港湾漁港管理課に問合せを行いました。県でも前述した須崎まつりの前後の富士ヶ浜の清掃と併せて清掃活動を行っており、その際には、流木などの大きなものについても重機で処理しているとのことでございました。ただ、年に1回の清掃では流れてくる流木もたまったままになるため、もう少し頻度を上げられないか相談したところ、年に2回、3回程度の対応の検討は可能とのことでございました。ある程度流木などが増えたり、また、台風などの後には流木などが多くなることから、対応できる予算は準備しているので、年に複数回の対応は可能であり、連絡をいただければ、若干時間はかかるものの、可能な範囲で対応いただけるとのことで、その際には、広範囲に対応していただけるとのことでございました。

また、今回、議員が確認された富士ヶ浜にたまっている現状の流木などにつきましては、既に県のほうで状況を把握しており、先週くらいから数日にかけて業者による清掃処理を行っており、近日中にはきれいになる予定とのことでございました。このことから、富士ヶ浜につきましては、当面、現状の毎月のボランティアによる清掃活動を継続しながら、流木などの対応困難なものにつきましては、ある程度たまれば県に連絡し、処理の対応をお願いすることで当面は状況を確認

していきたいというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 県のほうの取り組みもしていただけるということで、もっともっときれいになるだろうなというふうに期待するところでございます。せっかく須崎市も海のまちを売り物にしておりまして、まちもきれいになっておりますし、そういうことで、流動人口も増やしていきたい。浜行ったときに、あまりにも富士ヶ浜がごみが多いと、せっかくまちもきれいで、そして海のまちで魚も売り物にしてところが肝心の浜があまりにも汚いと、ちょっとイメージもダウンすることも想定されます。よくニュース等で聞くとこなんですけど、外国人の観光者が日本に来たときに、日本というのはまちがきれいやと、そして人が優しいと、日本食というか、日本料理がおいしいというようなことはやっぱり評判のようですので、須崎に来ていただいたときも、まちはきれいやと、富士ヶ浜もきれい、当然人は優しいし食べ物はおいしいというところで、流動人口を呼び込むということにつながっていくのではないかないうふうに思いますので、今後、我々もできるだけ清掃には参加したいなと、私も参加させていただいておりますが、そういうきれいになるとうれしいうふうなふうに思います。またひとつよろしく願いいたします。

次に、健康維持増進対策について伺いいたします。

内閣府のアンケートでは、健康維持に心がけていることで最も割合の多いのは、中高年齢層、高齢者層ともに栄養のバランスの取れた食事を取るということが一番で、散歩やスポーツをするということは3番目になっておりました。昨年9月議会で、市民が津野町の里楽を利用した場合に費用の助成を要望しましたが、検討するとのことでした。水泳など運動する人が増えることで、市民の健康維持増進につながるのではないかと。里楽の利用者は津野町民以外でも年間1万人いることから、この現実を踏まえて検討されましたでしょうか、現在の状況を健康推進課長にお伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（土居信一君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 中川雄大君登壇〕

○健康推進課長（中川雄大君） お答えします。

森光議員御質問のとおり、昨年の9月議会で津野町にございます健康増進施設里楽を利用する本市の市民に対しまして、何らかの助成ができないか検討しているとお答えいたしました。その後、令和7年度の予算化に向けて検討するため、昨年11月、津野町の御担当者にお会いし、これまでの経過と本市の方針を伝え、具体的な協議を申し入れをいたしました。その際、津野町の御担当者様から、対象施設の里楽について、令和7年度中に大規模改修工事を計画しており、半年程度休館となる予定であり、運営方式においても現在の直営から指定管理での委託になる可能性があるため、須崎市民の利用助成については施設改修後の営業再開時に改めて協議をお願いしたいとの回答を得ております。このことから、令和7年度の助成に向けた協議、予算化を見送っているという現状でございまして、市民や議員の皆様には大変お待たせする結果となっております。現在におきましても、里楽の改修方法や予算規模など検討している最中とのことでございますので、本市といたしましては、事業の進捗等について逐次情報収集しながら、助成へ向けた協議を

最適なタイミングで再開したいと考えております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） そういうことでしたら、待つ楽しみもまたあるのかなというふうに思いますし、またそれが実際にできるようになると大変喜んでもらえるというふうに思いますんで、ひとつまた津野町さんとの協議を進めていただければありがたいなというふうに感じておりますんで、よろしくお願いいたします。

その他でちょっと1件伺います。デジタル振興券ジモッペイの紙ベースの発送は完了されましたでしょうか。私はスマホを所持していますが、所持していない方もいることから、紙ベースの3,000円を選択をさせていただきました。ジモッペイの紙ベースの対象は、最終的に何%だったのか、元気創造課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 山岡伸也君登壇〕

○元気創造課長（山岡伸也君） お答えします。

紙バージョンの振興券の発送につきましては完了しており、2月15日から利用できるようになっておりますが、該当になる方でまだお受け取りいただけていない方につきましては、元気創造課のほうに返ってきていますので、お問合せをしていただきますようお願いいたします。

なお、紙バージョンの振興券の対象者につきましては、4,112人で21.1%となっております。

○議長（土居信一君） 森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） やはり結構いたなという感じですね。

それで、実は私のところへもちょっと問合せをいただきまして、これを見て、そこの連絡先へ電話すると確認できると思いますので、電話されたらということで、これそういう方にお話をさせてもらいました。これを見ると、発行先、須崎市元気創造課、差出人、問合せ先、ジモッペイ事務局、高知新聞社内、電話番号は高知の番号です。ある方がここへ電話をしてくれました。もう高齢の方でしたので、あまり要領も得ないところもあったんですが、届いてないということをここへしたら、ここでは分かりませんと、高知のこの事務局では分かりません。元気創造課に電話してくださいと、こういう話でした。ならばここへ元気創造課の番号を入れとってもらったら、すぐ当然、元気創造課、ここへ電話してみいやという話が直接できたんですけど、何せ連絡先は高知やと。高知がまず窓口になるんだろうなということでその方にお話をさせてもらいまして、したところ分からないと。もう一回元気創造課へ電話して、いろいろ問合せをされたということがあるんですけども、結構このジモッペイの関係につきましては、スマホ持ってないとダウンロードは当然できてないし、高齢の方でしたんで、当然そこの家族の方はスマホ持ってないと言って紙ベースでもろうたもんになるんですけども、そんなことが、中には届いてても、何やら来たき、券があるきて、ひょっこり入れて、ほかの家族には周知もせずに、家族の御高齢の方がひょっこり自分のもんにしてしもうちよったって、もうひとりの人は俺んところは来てない、来てな

いじゃなくて、お母さんに聞いたら、来ちゃったって。お母さんにそれ何枚、2人全部入ってるはずだから中身見せてみって言うと、なかなか見せない。あるはずやと言うたら、いや、来てないというてごねるんですけど。どうしても私が、来てるはずだから中身見させてくれって、家族2人分がちゃんと入っておりました。そのお母さんも御高齢で、金券は分かっているんですけど、どういうわけでもともと来たのかってというのはあまり理解してなくて、金券を自分のものにそっくりしてしもうちゃったって。ほかの家族に言っていないもんですから、俺の分がないというようなことで、いろいろと私もその家へ入ってすったもんだして調べて、お母さんを説得してみたら、入ってたというようなことがあって、多少高齢者の中には混乱を来してるというところも若干ありまして、一つの反省、そこら辺はちょっとまあいいことなんですけども、その高齢者にとってみればよく分からなかったという現状がございましたので、今後のこういうことがある場合は、もうちょっと検討が必要なのかなというところを思い、もともとはデジタル振興券ということで、そちらのほうは当初想定されてなかったからというところもあるんですけども、やはり平等に配ってもらう。4,000円はなかったけど、3,000円が届いたと。ちまたのニュース等では、平等ではないっていう話も当然あるんですけども、3,000円が届いたことによって、非常にありがたく思っていたいてる方もいらっしゃいましたということで、非常に効果はあったというふうに私自身感じております。平等性の観点からいうと、どうかなというところもあったんですけども、そういうことで、今後こういうことのところ、もうちょっと配慮していただければありがたいかなというふうに思います。

私、予定しておりました質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。3番宮田志野さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。通告に従いまして、順次質問いたします。

まず、最初に、須崎市総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。

須崎市総合計画は、本市の将来像や目標を明確にし、その実現に向けた施策を示したもので、今後の行政運営とまちづくりに関する重要な計画です。5年前に総合計画を策定してからの取り組みで進んだ部分もあるかと思いますが、課題もまだたくさん残されているのではないのでしょうか。それらについて、総合的な見解を市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在の須崎市総合計画に基づきまして、社会環境の変化が進む中であつても地域で暮らし続けることができる持続可能なまちづくりに向けまして、キャッチフレーズを「未来へつなぐ元気創造のまち」とし、南海トラフ地震や自然災害に備える防災対策を最重要課題と位置づけまして、海洋スポーツパーク構想の推進による本市の魅力発信、交流人口の増加、農林水産業、商工業、観光産業等の各産業の振興、子育てや健康づくりの充実化、福祉の向上に努めてきたつもりでございます。

また、第2期須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、目指すべき将来の方向

と人口の将来展望を提示するとともに、雇用の創出や地域の活性化につなげるための指針として4つの基本目標をそれぞれの重点目標といたしまして、事業ごとの取り組みを推進してまいりました。

その結果、これらの取り組みにより、産業の振興や交流人口の拡大といった目標につきましては、おおむね目標どおりに進捗しているものと認識しておりますが、目標の根幹となっております人口減少の抑制に関する人口の自然増や社会増といった数字にはつながっていないという結果となっております。本議会におきまして、今後10年のまちづくりの指針として、新たな総合計画の御提案をしておりますが、少子高齢化問題、南海トラフ地震対策、急速なデジタル化の進展など、目まぐるしく変化する中であっても、地域をしっかり維持できるように、引き続き持続可能な須崎づくりを推進していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 様々な取り組みがなされたということで、持続可能な須崎市をつくっていくことができるということですが、その中で、具体的な施策についての策定ですが、どのように行われているのでしょうか。また市民の意見を反映するために、どういった取り組みがなされてきたのかをお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） このたびの新たな須崎市総合計画及び総合戦略の策定にあたりましては、市民の皆様の満足度や重要度といった意見を把握するために、住民アンケート調査を実施するとともに、市内の各種団体の御意見も広く反映することを目的といたしまして、それら各種団体に対しましてアンケート調査も実施しておりまして、これらのアンケート結果や御意見を基として、基本計画や総合戦略での具体的な各取り組みについての策定を行ってきております。

また、アンケート結果や策定に係る素案につきましては、須崎市総合計画審議会及び須崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会でも御意見等をお伺いしているところでございまして、総合計画審議会へ諮問させていただいた後にパブリックコメントの募集を行い、審議会から答申をいただいたところでもございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 様々な議論を経てなされ、やっているということですが、私、十分に市民の意見が吸い上げられているのかというところが私はちょっと疑問に思うところでございます。

次の質問ですが、この計画の中に、目指すべき方向と人口の将来展望の中で、このまちに住み、子どもを産み育てたいという希望の実現を妨げる要因を取り除く必要があると書かれています。人口減少に対しても取り組んでいかなければいけないと市長もおっしゃられました。私は市が行ってきました保育園やこれから行おうとしている学校統合は、その妨げの原因になるのではないかと考えるところです。市の進める統合計画と学校統合などは矛盾しているのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 学校統合は一定の学校規模を確保しながら、よりよい教育環境を維持していくものでございます。これからの時代を生きていく子どもたちを育てていくためには、こうした環境整備を行政が責任を持って対応しなければならないと思っております。保育園につきましても同様に、保育の質を上げることで子どもの発達を保障していける保育環境整備を市内の園児に平等に用意したいと考えております。さらに、本年度から、学校と保育園を対象といたしまして、「Make “IT” Fun」をスローガンに、教育変革ビジョンに取り組んでおります。このことも踏まえ、よりよい教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

御指摘の矛盾としては全く捉えておりませず、統合を含む教育環境を整えることは、このまちに住み、子どもを産み育てたいという願望を開くものと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） この統合問題につきましては、市長とは私は全く平行線だと思いますが、保育園がなくなった地域では、実際、子どもの出生数減っているという現状があります。子どもを産み育てるためには、地域に保育園や学校があることは不可欠です。地域の学校を残してもらいたいという声がある中で、なぜ無視するのでしょうか。私は矛盾しているということに気がつかれないということに大変な懸念を抱いております。根本的な考え方が私はちょっと間違っているのではないかと指摘させていただきます。子育てをしてきた身にしましては、近くに保育園、学校がある、本当に大切なことです。そこでなければ子どもを育てようという気にはなりません。本当に少子化問題を考えるのであれば、私はそういった保育園、学校は守っていくべきだと考えております。以上です。

次の質問に移ります。市内には舗装が劣化した道路や老朽化の激しい橋が見受けられます。市民からは、改善の要望が再三出されていますが、この総合計画の中にはそれらの維持管理は補修を計画的に行うとありますが、計画が市民の要求とは隔たりがあるのではないかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 市道につきましては、現在、市内に1,310路線、約距離にして418キロメートル、2.0メートル以上の、長さですけれども、2メートル以上の橋梁が461橋ございます。道路の舗装、改良に要する主要予算といたしまして、市単道路整備事業費を充てております。本年度は前年度予算から倍増以上の1億7,420万円に増額して整備を行ってまいりました。また、令和7年度予算につきましても、1億8,890万円に増額しており、地域の皆様からの要望箇所等も取り入れ、市内全ての市道路線の路面調査を実施し、間もなく策定できます市道舗装長寿命化計画に基づき、早期措置が必要な箇所から整備を行うこととしております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 確かに市道の整備につきましては、予算がかなり増えていたということは実感しておりますが、それでも市民の方からは、ここは舗装してもらいたい、直してもらいたいという声を度々お伺いいたします。毎日通る道、買物に行ったりとか病院に行ったりとかするときに、目にするわけです、市道が傷んでる、道が傷んでるって本当に気になります。市はお金がないのでできないのではないかっていう市民の方のお声もお聞きしますが、日々の生活をしているときに、道がやっぱり傷んでいるとかいうことは、本当、道や、そうですね、橋もです、橋が傷んで危ないとかっていうことを、本当に何ていうか、ストレスというか、何とかならないのかなって思ってる市民の方多いと思いますので、スピードをもう少し上げていって、この計画をよりもう少し頑張っていたきたいと要望いたしておきます。

次の質問です。港湾整備は国、県と連携して港湾及び防災機能強化を図るとこの計画の中にはありますが、事業計画と今後の港の活用についてお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 須崎港におきましては、石灰石、セメント、木材の国際貿易港といたしまして、港湾取扱貨物量が四国1位の港でございます。高知県の産業や経済におきまして、重要な役割を果たしておるところでございます。しかしながら、建設から60年を経過している岸壁などの港湾施設の老朽化が課題でございます。また、世界の船舶が大型化しておりまして、それに対応できずに物流コスト面において、国際競争力が確保できてない状況でもございます。

次に、防災でございますが、令和6年能登半島地震では、道路の寸断などを理由に、海上から支援活動が行われました。須崎市も同様に、南海トラフ地震など、大規模災害時には、海上からの支援活動が必然的に求められると考えております。この課題に対応するため、平成30年に改定されました港湾計画に基づく港湾整備を行い、企業競争力及び防災拠点港の機能強化を図っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問を許します。宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 市長先ほど、港湾整備について、もう60年もたって古くなっていることもあり、機能強化を図っていかなければならないとおっしゃられましたが、市長が考えておられるのは大型船、クルーズ船の就航とかもお考えになっておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 当然今の貨物船が主体で、木材と石灰石の船でございますが、これからやっぱり港の活用をもっともっと幅広げるという意味ではクルーズ船、あるいは今ばら積みの施設しかないわけですが、できれば私といたしましたら、コンテナの扱いもできるような、将来的でございますが、そういう港になれば、コンテナ船も入港できるような港になっていくというふうに考えてます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） クルーズ船の就航が観光産業としての取り組みの一つになってくるかとは思いますが、それが果たして市民の利益になるのかどうかということをちょっと見ていかないといけないと私は思っております。

港湾の問題といたしまして、開会日に市長が総合調整権を須崎町漁協に対して行使できる組織は正勧告を行い、議会は全会一致で可決いたしました。私たち日本共産党市議団は、これは港の整備とは別の問題と捉えて賛成いたしました。須崎港の港湾整備事業が行われるということですが、これから整備事業について注視していく必要があると思います。全国で特定利用港湾の指定が行われ、須崎港もその一つとなっています。軍港としての利用は絶対に許すべきではありません。戦争への道を歩むことにはならないのか、非常に注目される須崎港であると申し上げておきます。

次の質問に移ります。須崎市総合計画についてのパブリックコメントの募集期間と方法、結果についてお伺いいたします。

冊子のボリュームを減らす、公民館などで配布・閲覧できるようにするなどして、意見を上げやすくする工夫が必要ではなかったでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 新たな須崎市総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略案のパブリックコメントにつきましては、本市ホームページでの周知により、令和7年2月8日から21日までの2週間の期間で募集を行いまして、御意見の提出方法といたしましては、メール及びファクスや郵送、持参としておりましたが、募集結果につきましては、期間内の意見提出はございませんでした。市民の方はもとより、事業者や団体、通勤者等の皆様の意見も広くお伺いすることを目的としてパブリックコメントの募集を行っておりますが、結果的に意見が出てないという状況になっておりますので、今後につきましては、多くの方に関心を持っていただけるよう、長めの周知期間の設定や複数の広報を図ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 昨今、パブリックコメントを募集してもなかなか集まらないということで、須崎市にも悲しいですけども、ゼロ件、件数ゼロだったということですが、募集期間を長くするとか、本当に周知しなければこういった意見を上げようということにはならないと思いますので、ぜひもう少し精査していただきまして、今後は市民の意見が反映できるようなものにしていって

いただきたいと御要望いたしておきます。

次の農業政策についての質問に移ります。

国の新年度当初予算案は、防衛費 8 兆 7, 0 0 0 億円と大きな予算が組まれている一方、農業予算は 2 兆 2, 7 0 0 億円と 2 0 億円の微増にすぎず、政府が本気で農業政策に取り組む姿勢が見えません。昨年から続いております米騒動の原因は、5 0 年間の減反政策によって、生産量を減らし続けたことにあります。政府は、米の生産量は足りていると言い、市場任せにしてきた政策の破綻にほかならないのではないのでしょうか。需要予測ぎりぎり生産するよう誘導しつつ、流通を完全に市場任せにしてきたために、僅かな需要の変化で価格が乱高下するようになりました。この影響を受けた消費者は、米を買うことに振り回され、主食である米さえ安心して手にすることができない状況が起きています。今、白米が 5 キロ 4, 0 0 0 円ほどの高値で販売されています。その計算でいきましたら、玄米販売価格が 3 0 キロの販売価格が 2 万円からになるはずですが、私の周りの農家はそんな金額では販売していません。およそ 8, 0 0 0 円から高くても 1 万円ぐらいが相場です。米を作りましても経費ばかりかかり、販売してももうけはほぼないのが今の現状です。

農業を持続可能とするために、販売価格が生産コストを下回った場合に差額を補てんする価格保障によって、再生産が可能な収益を確保し、さらに環境維持や景観保全などの名目で農家に直接的に支払う補助金、いわゆる所得補償を上乗せしてほかの産業と同等の所得を維持する、これが価格保障、所得補償ですが、これをする時期に来ているのではないのでしょうか、制度の創設を国に求めていってほしいのですが、市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御案内のとおり、農業を持続可能とするためには、農作物の価格保障や農業者の所得補償も考えられるところではございますが、その財源は、御案内のとおり、全て国民が負担する税金でございます。したがって、昨年の 6 月定例会において、食料支援制度の創設の質問でも御答弁申し上げましたとおり、我が国の農業を維持していくための国民の適切な負担について、まずは議論していくことが必要ではないかと考えている次第でございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3 番 宮田志野君登壇〕

○3 番（宮田志野君） 2 月 1 4 日に農民運動全国連絡会と一般財団法人日本米穀商連合会、略して日米連ですが、とが懇談した際に、両者は、令和の米騒動について、政府の失政であると一致した見解でした。日米連の山崎理事長は、政府が減反政策を続け、米の消費拡大に背を向けてきたことが今の混乱を招いている。米の増産が必要であり、消費者も適正な価格で買えるようにすることが大事。生産者が安定的に生産できるよう、補助金などを充実させるべきだと話されています。価格保障や所得補償は、農業者だけでなく消費者にとってもよいものでございます。米は主食です。政府が需給に責任を持つことが当然であり、市からも強く求めていってほしいと市長に改めて要望しておきます。

次の質問です。私、農業委員として昨年、田んぼの意向調査を行い、担当の上分地区を回り、

数十件の方から聞き取りを行いました。５年後も作りますかという問いに、機械が壊れるまでは作る、体が動くうちは作ると何人の方が答えられました。皆さん懸命に農地を守ってくださっている、しかもそのほとんどは７０代から８０代の高齢者です。必死で水田を維持しようとしてくださっています。尊い存在です。しかし、米を作ってもお金になりません。耕作放棄地が増えているのは、こうしたことが原因です。主食の米生産はほぼボランティア活動となっているのが現状ではないかと思うところです。機械を買い換えようにも田植機や稲刈り機だけでも何百万円もかかり、とにかく農機具が高くて皆さん困っています。買換えの費用が出せないとおっしゃっています。

そこで、農業機械の購入補助制度を創設してもらいたい。例えば購入金額の半額もしくは一定金額の補助などについて検討してもらいたいのですが、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

最初に、質問の通告を受ける際、農業機械の種類をトラクター、田植機、稲刈り機、コンバインとお聞きしておりましたので、水稻用の機械を前提として御答弁を申し上げます。

まず、国、県の補助制度につきましては、集落営農組織が補助対象であるため、個人農家への補助金はなく、また、市単独で補助事業を創設するためには、農業機械が非常に高額であることから、財源などが課題となるため、現状では困難であると考えております。しかし、古くなった機械を新しく買い換えることができないといった声もありますし、それが水田の耕作放棄の原因となり、さらには市内における耕作放棄地の増加につながってくるものと推測されます。

そこで、昨年の１１月末に発足しましたＪＡ土佐くろしおと須崎市、中土佐町、津野町、高知県、須崎農業振興センターなどを構成メンバーとするＪＡ土佐くろしお水田維持管理対策研究会の中で、現在、水田の耕作放棄を防ぐための仕組みづくりを研究しておりますので、その研究テーマの一つとして、個人農家への農作業用機械のレンタルを取り上げてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） レンタルについて考えてくださるということですが、私はやっぱり個人で農機具持っておきたいという希望の方もおられます。財源が確かにたくさん必要になってくるかとは思いますが、国に制度創設を求めて、市からもできるというふうなこともまた考えていただきたいと要望しておきます。

次の質問に移ります。物価上昇に伴い、給食費の値上がりが心配されるところです。市では５０円の値上がりが予定されたいとお聞きいたしました。今、全国でも、県内でも給食費の無償化が進んでいます。そこで、提案ですが、無償化までには至りませんが、給食に地元の米を支給する取り組みについて検討していただきたいと思いますので、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） お答えいたします。

地元産品を活用する地産地消の推進は必要であるという認識をいたしておりますが、地元産、須崎市産のお米となりますと、活用可能なものがどれほどあるのかという情報も現在持っておりません。市内の多くは自家消費を目的としてお米を作っているものと推察をいたしておりますので、そのため、まずは数量の情報収集が必要であるというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 市内のお米は自家消費に使われるということですが、一部、産直市とか個人的に販売してるものもございます。ぜひ情報をつかんでいただきまして、須崎産のお米を提供できるように、できたら支給していただくように検討していただきたいと思います。給食にもし無償提供されたならば、子どもにとっても、生産者にとってもどれだけの喜びがあるのかと想像するだけで私は楽しくなってきます。ぜひ御検討いただきますよう御要望いたして次の質問に移ります。

隣の敷地にある木が伸びてきて困っている、農地や住宅に日光が当たらなくなったなど、支障木の問題が起きています。以前一般質問もいたしました。支障木伐採の補助制度についての検討はされたのでしょうか、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 嶋崎貴寿君登壇〕

○農林水産課長（嶋崎貴寿君） お答えします。

支障木伐採の補助制度につきましては、令和7年度からの新規事業として、今議会、令和7年度当初予算に予算計上をいたしております。事業内容につきましては、まだ詳細が確定できておりませんが、市内で現況山林とみなせる場所に存在し、住宅や私道、集会所に直接損害を与えるおそれのある危険木の伐採を実施する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することといたしております。補助額は補助対象経費の2分の1以内の金額で、上限は30万円でございます。また、補助の対象者は危険木を所有する者、危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住宅または私道の所有者、地区会長等でございます。

なお、市民の皆様への周知につきましては、本年4月以降、補助要綱が策定された後に、市広報等で周知していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 前向きに検討していただいたようで、この予算がついたこと、私は本当にうれしく思います。ちょっと補助金があればその木が切れるのになつてという声をたくさんお聞きいたしました。ぜひよりよい制度になるように要綱を定めていただきたいと思いますようお願いいたします。

次の質問です。タクシーチケット、公共交通についてです。

高齢者おでかけ応援事業の実績と今後の課題についてお伺いいたします。

また、タクシーチケットの金額の増額を求めるものです。長寿介護課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） お答えいたします。

まず、事業実績についてですが、令和7年2月28日時点で、対象者6,616人のうち3,434人が申請をし、タクシー及びバス両用チケット1冊3,000円分を5,510冊交付しております。そして、利用状況につきましては、交付枚数の約5割が利用されており、その中でタクシーの利用が9割、バスが1割となっております。利用内容として、市内の量販店や趣味活動への外出、病院受診や数人がチケットを合わせて県外へ出かけるなど、多様な活動で御利用いただいております。課題といたしまして、現在のチケットの利用枚数は、交付枚数の約5割と少ない状況となっております。このチケットは、高齢者の外出を進めていくことで、日常生活の活動量の維持向上を図る機会を支援していくこととしております。今後も市民の皆様にとってこのチケットが御利用しやすくなるよう、皆様の御意見もお聞きしながら、よい事業となるよう検討してまいります。

また、チケットの増額につきましては、利用状況を確認しながら検討していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 3月末がたしか使用期限だったと思いますが、まだ半分の方が使われてないということで、周知もしていただきたいと思います。

3,434名の方が申請をされたということですが、昨年、申請に市役所まで来られたわけですので、その方には今年度は郵送するプッシュ型という形で支給できれば発行手続の人件費も削減できるのではないかと思います。ぜひ御検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。上分では、あったかふれあいセンターの職員が買物支援を行ってまして、毎週金曜日に行っています。その他、病院へ送る支援を3名の方に行っているとお聞きしました。またそのほかにも通院は個人がタクシーで行っている方もおられるのではないかとのことでした。そこで、上分や安和地域などへ予約型乗合タクシーの延長についての検討をしていただきたいと思います。この点について、企画情報課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

本市の予約型乗合タクシーにつきましては、公共交通空白地区であります多ノ郷北部地区の高齢者等の移動手段を確保する目的で、令和2年から運行を行っております。御質問のありました上分、安和地域につきましては、現状、両地区とも高知高陵交通の路線バスやJRなどの公共交通がありますことから、予約型乗合タクシーの導入については検討いたしておりません。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 確かに路線バスが走ってたり、汽車が、JRがあつたりするわけですが、

そこまで行くことが非常に難しいという方が多くおられます。そういった方々が高齢者おでかけ支援事業のタクシーチケットを使われて買物とか病院に行ったっていうのが昨年の現状でもあるわけですが、予約型の乗合タクシーをするにはある一定人数まとめて、4人までまとめたの、最大ですね、最大4人までまとめたということもできますので、予算のとてもありがたい制度だと思います。路線バスやJRがあるからといって必ずしもそれが便利に使えるわけでもないっていうことの状況の方がおられるっていうこともぜひお考えいただきまして、検討いただきたいと思います。私たちもそういった声を一つひとつ丁寧に集めていって、ここにはこういう方がおられて、予約型タクシーを使われたらどうですかっていう提案もまたしていく必要があるかと思いますが、今後の検討課題としていただきたいと思いますので、御要望いたしておきます。

次の質問です。市が運営しておりますバスの料金収入は幾らでしょうか。それらを例えば1年間や半年といった長期について無料にして、バスへの利用の向上を図り、乗車の習慣をつくることも必要ではないでしょうか。このような思い切った政策ができないでしょうか、企画情報課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

まず、御質問をいただきました市営バスの料金収入につきましては、令和5年度に1万8,902人の方に御利用いただき、料金収入といたしましては433万1,530円となっております。

また、料金を無料にして利便性を図ってはとの御質問であります。私も市民の皆さんにできるだけ市営バスを御利用いただきたーいとは考えておりますが、一定期間無料にすることで習慣をつくれるかにつきましては、難しいと考えております。引き続き他の地域における取り組み等も参考にさせていただきながら、市営バスの利便性向上に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 1年間433万円の収益がある。いろいろ経費もかかっていると思いますので、これだけではないかと、予算としてはもっと必要かと思うがですけども、やってみないと分からない、確かにそうですが、効果があるかどうか分からないっていうことはおっしゃるとおりだとは思いますが、そういった思い切った施策をするのも私はこの際、必要ではないかと思ひます。さきに申しました須崎市総合計画の中にも市営バス及び巡航船については、本市を訪れる観光客の移動手段や観光資源としての役割も果たせるように、利便性の向上やPRなどについても取り組み、利用者数の減少傾向について改善を図っていきますとあります。よそから来られた観光客の方がどっか移動するときに、市のバスを使うなどして移動する機会も今後増えてくるのではないかと思います。そういったときに、須崎市はバスが無料であってというようなことがありましたら、それはとても大きいPRになるのではないかと考えるところです。ぜひ御検討をいただきたいのですが、もう一度お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） お答えいたします。

利便性の向上につきましては、今例えば高知高陵交通さんでありますとか、パターンダイヤと
いいまして、時刻表をある程度一定の時間帯にするとかっていう取り組みなんかもしていただい
ておりますんで、そこら辺とか、あと先ほど申しました他の自治体でのそういう利便性向上策も
参考にさせていただいて、引き続き市民の方にできるだけ多く利用していただくような取り組み
を行っていききたいと思います。

〔「無料にしているかどうかという」と呼ぶ者あり〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 先ほど無料のことにつきましても、他の自治体との状況なんかも
見させていただきまして、考えていきたいと思います。

〔「考えていく」と呼ぶ者あり〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 無料につきましては、

考えておりません。【発言訂正あり・訂正内容 78ページ参照】

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 須崎市は車を利用される方が、自家用車を利用される方が本当に多いで
すけども、車に乗れなくなったときに、本当に移動手段、困るっておっしゃられる方がたくさんお
いでます。車に乗らなくなっても無料のバスがあるよとか、タクシーチケットがあるよとあって
いう、そういった安心のある須崎市であることは、私はとっても夢のあることだと思いますので、
ぜひ前向きに御検討していただきたいと要望いたして次の質問に移ります。

自衛隊への適格者名簿提供についてです。

今年度、自衛隊への適格者名簿提供はどのように行われたのでしょうか、総務課長にお伺い
いたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） お答えいたします。

これまでと同様に、募集対象者情報の提出依頼に対しまして、紙媒体で情報提供をしておりま
す。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 適格者情報、名前などを紙に一覧にして自衛隊に提供してるということ
ですが、これ非常に私は心配するところでございます。いの町は一昨年から対象者に個別にお知ら
せを行い、名簿提出を望まない人には除外申出書を出すということになっております。2024
年度は対象者154人のうち50人、32.5%の除外申出があったということです。そこで、
市でも名簿提出についての通知を対象世帯に行い、提出の可否を問うことを求めるものですが、
お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） これまでにも同様の御質問は幾度かいただいていたかと思いますが、これまでとも同様の取扱いを行うことといたしております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 私は、この質問は非常に大切なことだと思ひまして、繰り返し行ってるわけです。大阪市のホームページには、自衛官等募集事務に係る対象者情報の資料提供についてというのがあり、その中に自衛隊への情報提供を希望されない方の申出、除外申請についてが掲載されています。それによりますと、窓口または郵送により申し出て自衛隊へ提供する情報から除外する。申出は18歳になる年度から21歳までの年度までで、対象者本人または代理人が申し出できます。このように市でもホームページに掲載することを御検討いただきたいのですが、再度お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 先ほどと同じ御答弁になろうかと思いますが、これまでどおりの取扱いをさせていただきたいと思っています。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 非常に残念なお答えです。大切な情報ですので、市民の情報、それを自衛隊法があるからといって、その下で提供していく。非常に私はこれは喜ばしくないことだと思います。自治体によっては名簿提出すらしてない自治体もございます。せめて自分の情報は漏らさないでもらいたいという申出があるのでしたら、そういった対応をしていただきたいと思いますので、また今後も御検討いただきたいと要望しておきます。

最後の質問です。その他、当面する課題ですが、猫の避妊去勢手術についてです。

猫の避妊去勢手術への補助金は市から1匹につき5,000円、一家庭当たり2匹までという条件となっています。この件数、または金額の拡充を求めるものです。地域猫などの手術ですが、ボランティア団体のSusakitty（すさきてい）が行いました猫のTNR活動、昨年は148匹で今年度は2月までで248匹にも及び、この間、合計400匹ほどの猫を対象としたことになります。このボランティア団体には市からの補助金も出して非常に助かっておりますが、もう少し積極的な補助が必要ではないかと考えます。今後の課題と市でできることについて検討していただきたいのですが、環境未来課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） 猫の不妊去勢手術に対する補助につきましては、これまでの議会でも御紹介してきましたが、動物の愛護及び管理の意識を啓発し、良好な生活環境を保持するため、市内の生息する猫の不妊去勢手術の費用に対し、対象猫1頭につき5,000円を上限に補

助しており、原則として1年度につき1世帯2頭までとしているところでございます。これは補助の対象を広くしているものではございますが、対象猫1頭について上限5,000円の設定につきましては、雄と雌で実際に手術にかかる費用が違ふことや、また、手術費用の高騰など、そういった点も含めて今後検討していきたいというふうに考えております。

また、市内のボランティア団体につきましては、以前より県の補助事業の高知県飼い主のいない猫不妊手術等推進事業を活用しております。これはボランティア団体と市が協議し、市から県に実施計画を提出し承認を受け、事業を行うもので、事業内容といたしましては、特定の地区に生息する飼い主のいない猫にまとめて不妊手術を行い、地区内での猫の繁殖を抑えることを目的とするもので、本年度は2団体で100頭分の計画承認を受けております。また、本年度より本市におきましても、新たに補助制度を創設し、TNR活動をいただいている市内のボランティア団体に対しまして、また、地域猫の取り組みをしていただいているボランティア団体に対しまして、それぞれ補助要綱に基づいた補助を行っております。これらにつきましては、実績報告による活動内容などを確認しながら、また、団体の声を聞きながら効率的に活動の幅が広がるようなものにしていきたいと考えております。

次に、課題でございますが、市内のボランティア団体はこれらの県と市の補助により活動しておりますが、県の補助につきましては、これまで行ってきたTNR活動に対する補助について、令和7年度より補助対象を主に地域猫活動に対する補助内容に変更する旨の連絡がございました。本市におきましては、現在ボランティア団体によるTNR活動は必要であると考えており、県の補助につきまして、これまでのようにTNR活動に対しても補助対象となるよう、県の担当課には要望していきたいと考えておりますが、この変更に伴い、本市のボランティア団体が県の補助を受け活動していた部分について、7年度は予定している事業が一部できなくなることが予想されます。本市といたしましては、こうしたボランティア団体の皆さんの活動により、猫のふん尿被害の減少と飼い主のいない猫の繁殖を抑えることで、自然淘汰での猫の減少が進んでいると考えており、1年間の活動や6年度の実績が見えた際に、今後の継続した取り組みについて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） 手術費用、本当に高く、雌猫の場合は2万円、雄猫の場合は1万円とかいう金額が大体かかってきます。手術費の補助額を検討していただくということで、どうか増額をよろしくお願いいたします。

県の制度が変わることによって、本当に困惑してるのがボランティア団体です。移動動物病院にじのはしスぺイクリニックが来まして、毎月第2水曜日に交流ひろばすさきの敷地内で行われてきました。本当に400匹という数、どういうふうに集めてきたかと申しますと、困っている方がおられた場合、本人から電話がかかってくる場合もありますが、近所の方から猫が増えて困っているという情報があった場合に、団体の者が駆けつけまして、相談に当たります。それで手術をしようということになりましたら、捕獲器をまず設置して、捕獲して、一晩、もしくは二晩とか預かったりそこに置いておったりして、手術するところまで連れてきて、もしくは連れてき

てもらって手術をして、それから再び飼い主さんや元いたところに返す大変な手間がかかっているわけです。本当にボランティアですので、無償で、下手をしたら保護猫がいた場合は、自分で餌代を見たり、ペットシート代、猫の砂代を負担するわけですので、大変な負担がかかっております。私はこういった団体、ボランティアだけに頼るのではなく、ぜひ市の担当係、担当をつくってもらいまして、例えば会計年度任用職員としてそういった方を雇用するとか、そういったことが私の思う市からの積極的な補助、援助ということになりますが、そういったことも御検討いただけないでしょうか、再度お伺いいたします。

○議長（土居信一君） 環境未来課長。

〔環境未来課長 宮本良二君登壇〕

○環境未来課長（宮本良二君） ボランティア団体の活動により、猫のふんとか尿の被害の減少と、あと繁殖を抑えることができているということに関しましては、団体の皆様、本当に感謝を申し上げたいと思います。ただ、市でできることといたしましては、今補助金を本年度から創設しておりますが、この補助金、補助を継続してボランティアの皆さんにおける今の取り組み、そういったものが継続できるように補助内容とか、金額もそうなんですけれども、そういった取り組みは今年度結果が出るといいますので、そういったものを見ながら、団体の皆さんとまた協議しながら考えていきたいと思っています。今はお答えは補助金で充実させるということしか私のほうからできませんけれども、議員の御指摘があったことは、そういう意見があったということで心には留めておきたいと思っています。

○議長（土居信一君） 宮田さん。

〔3番 宮田志野君登壇〕

○3番（宮田志野君） ぜひ庁内でも御検討いただきたいと思います。猫対策などについては、町とかで職員が積極的に関わって行っている自治体もございますので、ぜひそういったところも御参考にしていただいて、市として関わっていただきたいと思います。

それと、現在、交流ひろばすさきで行っております手術ですが、例えば市役所の敷地内で行うということなどをもしましたら、市民の皆さんや職員の方にもこういった活動が目に触れることになるといいますので、ぜひそういったことも検討していただきたいと、これは御要望として申し上げておきます。

今本当に生活が苦しい、病院代や税金の負担が本当に重い、今確定申告の時期ですけども、消費税も本当に負担が重い、そんな声もお聞きいたします。先日、入院することになったらお金がかかるだろうから、本当に心配やという高齢者の方からのお話もお聞きいたしました。多くの方がそうではないでしょうか。高齢者だけでなく、私たちの中年世代も若い世代も将来に不安を抱えているというのが今の現状だと思います。この須崎市総合計画も策定されようとしておりますので、市民の不安を一つひとつ取り除くということに前向きに行っていただきたいとお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。7番佐々木學さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 皆さん、こんにちは。公明党の佐々木學です。通告に基づきまして、3月

市議会定例会 3 番手で質問を行わせていただきます。

前段のお二人の質問と重なるところもありますけれども、多くの市民の皆様の声を踏まえ、質問をいたしますので、執行部の分かりやすい誠意ある答弁をよろしくお願いを申し上げます。

今日は東日本大震災から 14 年を迎えました。災害関連死も含め 2 万 2, 000 人を超える死者、そして行方不明者へ思いを致すとき、今なお深い悲しみを覚えるところでございます。犠牲となった方々と御遺族に哀悼の誠をささげます。

また、昨年の能登半島地震、また大船渡の森林火災など、深刻な被害が続いております。本市におきましても、人ごとでなく、市民の方々も大きな不安を抱えていることと思います。そういった厳しい現実を踏まえまして質問に入らせていただきたいと思います。

1 問目、市長の政治姿勢並びに南海トラフ巨大地震対策など、防災まちづくりの観点から質問に入らせていただきたいと思います。

市長は、昨年 12 月議会で、令和 8 年度から県が進める事前復興まちづくり計画策定指針に本市として取り組むと表明されたと認識をいたしております。また、高知県は、令和 9 年度には県からの事前復興まちづくり計画を取りまとめると表明したとも認識をいたしております。こういったことを踏まえまして、須崎市総合計画案におきましては、高台まちづくりを掲げまして、事前復興まちづくりや人口減少対策の観点から、現在取り組む高台整備事業を位置づけておりますが、こういったことについて、市長の思い、また、今後取り組みについて市長の所見をお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（土居信一君） まだ質問中ですが、この際、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画情報課長。

〔企画情報課長 堅田典寿君登壇〕

○企画情報課長（堅田典寿君） 先ほど宮田議員からのバス料金無料化の再質問につきまして、答弁を訂正させていただきます。先ほど検討とのお答えをさせていただきましたが、無償化につきましては、考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） ただいま企画情報課長より、答弁の訂正の申出がありました。申出のとおりこれを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議ありませんので、申出のとおりこれを許可することに決しました。答弁、市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） それでは、ちょっと間が空きましたので、佐々木議員の御質問の要旨は、

高台まちづくり事業及び事前復興まちづくり計画への市長の思いを問うといったのが趣旨だと思います。

先ほど佐々木議員も冒頭おっしゃいましたけれども、東日本大震災から14年、ちょうど今日が14年目でございます、今日のニュースでも流れておりましたけれども、今までの復興費、この14年間で約40兆円を超える復興費が今復興予算として執行されようとしておるところでございます。この財源につきましては、皆さんもお支払いの復興特別税でありますとか、つなぎでいきますと、復興債、国の借金でありますけれども、これ特例法で認めてられておりました、そういうものが充てられております。しかし、そういう中でも、今日のニュースでいきますと、東北地方の事業所なんかは、やはり帰ってこない。人口減少も続いているという状況は40兆円かけても続いているということでございます。

国は能登半島見ても熊本地震を見ても、事後の対策は国が主導権を持ってやられるわけでございますけれども、事前対策として、今、じゃあ、何ができておるかという、津波避難タワーぐらいなものでございまして、これでは抜本的な、先ほど来言われた例えば災害関連死、熊本地震でいきますと、亡くなった方の3分の2が災害関連死であると。災害で亡くなった方は3分の1でしかないというような現状があるわけございまして、そのようなものを防ぐ、あるいは逃げ遅れ対策、逃げ遅れの方をなくしていくというようなことには、まだまだハードルは高いものがあるということで、やはり高台まちづくり、あるいは事前復興、これ計画でございしますが、県の言われるのは。計画では、やはり人の命は救えないんじゃないかなという思いが非常に私強くございます。

そこで、昨年、防災集団移転事業っていうのを国土交通省にございまして、これが実際、発災前対策としてなかなか使えない制度になっておる。お金的にも使えないしハードルは高いということで、何とかそれをハードル下げて事前にできないかというようなことで、高知県の中で黒潮町と須崎市がモデルになって、今その話を進めておりますが、こちらもなかなか実はハードルが高いところがございます。何かといいますと、やっぱり国の財政法が昭和22年にできまして、この財政法が全部、財政法の4条を見ていただいたら、国債と借入金に頼ったら駄目ですよっていう法律になってます。ただ、例外として建設国債は大丈夫ですよという法律でございまして。新たに法律をつくと、いわゆる赤字国債は発行していい、ただし、これ時限立法で、今回の赤字国債も令和7年度が期限になっておるはずですよ。そうすると、また新たに特例法をやって赤字国債を発行できるようにしなければならないというようなことで、堂々巡りなんですね。高度成長期時代は赤字国債なんか発行してなかったわけですけども、そういう財政状況になってるということで、いわゆる事前対策に回す国の財政的な裏づけが全くないわけです。事後は先ほど言ったように、復興特別税であるとか復興債でやれるわけですが、事前に、じゃあ、対策やらさせてくれと言ったときに、国からの支援がなかなか難しい状況にあると。

まず、この状況を変えていこうということで、今いろんな形でやっておるところでございますので、ぜひ市議会の皆様にも応援をいただいて、事前に十分対策ができるように、この高台であるとか、計画だけでなく、実際実行できるように、ぜひ市議会の皆様のお力もお借りして、国に対してそのような道を開けるようお願いをしていきたいと。そのような気持ちを込めた中での須

崎市総合計画案ということで御理解いただければというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 今市長からるる、市長が今取り組もうとされてることについて、かなり県の事前復興まちづくり計画指針、これが言うたら計画倒れになるのではないかという懸念、これは昨年私もずっと市長の考え方もお聞きしてきましたし、ただ、黒潮町は事前復興計画を策定して、一定その中で、これあと2問目に今回須崎市が事前復興まちづくり計画案に取り組むということ予算化してるということをお聞きしておりますので、その中身について市長にお聞きすることにいたしておりますが、今現在、先ほど市長がおっしゃったことを踏まえた市長の今現在、高台整備の取り組みや様々な安和の海岸堤防とこのインフラ整備についてはどんどん進めてるわけですが、県もそういった国政上の様々な課題は当然認識してると思いますので、やはり計画策定して現在市が取り組んでいる高台整備等もその中に盛り込むことによって、さらに市長の今の考え方を前へ進めることができるのではないかという私も市長の考え方に即しながら、なお県とも共同歩調取っていくことが重要ではないかな。そういう意味で、事前復興まちづくり計画策定指針の中身が結構やっぱり東日本大震災から14年たった中でのかなり課題を網羅しているという認識でお聞きしてきておりますので、先ほどの市長の答弁、これはもう全くそのとおりでございますして、これはしっかり市長を先頭に、やはり県、また国を動かしていく、これは取り組みはどんどん進めていかないかと思っておりますので、これは市長の思いに沿った形で、ぜひ進めていきたいと、決意新たにしておるところでございますが、続いての質問ですが、県が進める事前復興まちづくり計画の策定指針の仕組み、内容並びに須崎市では今後どのように同計画策定の立案を進めていくか、内容とスケジュールなどについて、市長の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高知県におけます事前復興まちづくり計画の考え方としましては、5つの基本理念、まず①命を守る、②生活を再建する、③なりわいを再生する、④歴史文化を継承する、⑤地域の課題等の解決につなげる、と東日本大震災の教訓で復興に時間を要すると住民や企業は疲弊して再建意欲を失い、まちを離れ、避難先でそのまま定住することにより、地域の活力の喪失と存続は危うくなることなどを参考にして、基本的、津波対策、復興パターン、土地利用の考え方をまず示すという内容になっております。

本市におきましては、先ほど申し上げました県が示しておる考え方を基本にして、まずは復興に関する事前準備として、市の現状整理と課題分析を行い、復興方針と復興組織、業務手順書、対象区域の選定を行政内部で協議、検討を行い、事前復興まちづくり計画案のたたき台の作成へと進み、その後、地域住民の方々にこの計画の御説明をさせていただきながら、合意形成を図っていきたくて考えており、スケジュール感といたしましては、少なくとも着手から最低3年程度は必要かと考えております。したがって、先ほど前問で御答弁申し上げました国に対するいろんな要請、要望と並行して進めていければというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 市長からその基本的考え方を、方針を表明していただきましたが、先ほどお話の中にもあった、市町村における事前復興まちづくり計画策定の進め方といったところで、いわゆるステップワンで行政内部の検討、須崎市としての行政内部の検討、ステップツーで、その方針に基づいて、地域住民の参加による協議、いわゆるここが東日本では突然の地震で、ここが非常に時間かかったということなわけですね。例えばこの須崎地区においてはどうか、多ノ郷地区ではどうか。特に密集市街地ですよ。それから、南地区、浦ノ内地区、どの地域を選定されるか分かりませんが、取りあえずこの須崎地区とか多ノ郷地区とか、こういった密集市街地、こういったところの住民の皆様と共にどうまちづくりを進めていくか。この議論が非常に大事になってくると思います。そういった意味で、やはりそこに地域住民の声をいかに参画していただいいただくか、ここが非常に大事になってくると思いますので、やはりそこで行政と住民の皆さんとの自助、共助、公助、この関係、非常に緊密につくり上げていく、これが非常に大事になってくると思います。

そして、ステップ3として、事前移転への着手。これ、お聞きしますと、やはり市長が進める高台整備等もこの事前復興の中に盛り込んで、1つの、市長がどのような考え方で今、高台整備を進めていこうとしてるのか、こういったところもやはり市民に十分、私たちの生活へ直に密着している、こういったところをやはり説明もできるわけですよ。

ほんで、黒潮町のこの記事が出ておりました、2月の21日に。これ、県内で初めて黒潮町として事前復興を策定したところで、先ほど市長もおっしゃってましたが、この中で、例えば高台の市街地づくり、避難路の安全強化など、災害リスクの低減、若い世代の定住・移住促進など、事前準備計画に位置づけ、災害前にできることを前倒しで進めるということも計画であるわけですね。

ほんで、先ほど国の様々な壁、障害等もありましたが、こういったところをやはり住民の皆さんと合意形成、これは何か難しいところもあると思いますが、意識を高めて合意形成をして、強力に国を動かしていく、この手順も非常に一方で大事でございますので、ぜひ市長が先頭に立って前へ進めていただけるように、よろしくお願ひしたいとします。

続きまして、市内8地域における緊急避難場所への市民の安全な避難行動並びに指定避難所における生活用水やトイレの確保や低体温症対策などのもう様々な山積する課題をしっかりと明確化して、本市が取り組む今年度のまず対策、どのように重点化して取り組んでいるのか、その方向性について、防災課長の所見をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） 本年度本市が取り組む防災まちづくり対策についてお答えさせていただきます。

発災時の避難については事前の準備が非常に重要と考えておりますので、具体的には、住宅の耐震化や家具の固定化によりまして住んでおられる住宅から外へ出られるようにすることと、出た場合のブロック塀や家屋の倒壊によります避難路の閉鎖を予防するための対策が大変重要であ

ると考えております。

また、夜間の避難では、明かりが重要であり、避難路への照明の設置についても進めていく必要がありますので、今後も地域の自主防災組織と連携しながら、事前対策の事業の計画を進めながら、避難路の安全を確保し、確実な避難につなげていくことができるよう補助制度等の啓発を進めて対応していくように考えております。

また、緊急避難場所での対策につきましては、昨年１２月に城山での夜間の滞在訓練を防災課の職員も参加して実施しました。実際に冬の屋外に滞在してみますと、防寒対策や天候対策の必要性を強く認識したと報告も受けており、その体験を今後の備蓄品の整備に生かして、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔７番 佐々木學君登壇〕

○７番（佐々木學君） 今、防災課長から基本方針を要点をまとめて答弁をしていただきました。

そういった取り組みを前へ進めていくためにも、例えば自主防災会や、市民の皆様との連携、また、今年度に防災士の立ち上げも予算化してるというふうに認識しておりますが、例えば昨年は能登半島地震のことを踏まえて、市民の皆さんも大変危機感を持って、例えば６月には避難タワーの設置について議会に陳情が上がってきて、全員の賛成で採択された。このように、市民の特に御婦人の方の意識が非常に高く、この間、意見交換も何回か行われた、それに防災課長もどんどん出席されて、活発な意見交換をされました。私たちも参加もさせていただいておりますし、それから、昨年のライトアップの夜間避難訓練等、私もこれに参加させていただいて、早朝５時半頃から大学生の御意見もお聞きいたしまして、本当に率直な様々な具体的な提案もいただきました。

こういった皆様からの御意見を、例えば具体的に、防災課として、こういった点を参考にして、こういった取り組みに反映していますといったことについて、せっかくの皆様からの意見が出ますので、また、そういう意見を反映して、今月、今年も様々な取り組みが始まっております。私もこの１３日にまち歩きのあれにも参加させていただくようにしておりますが、こういった市民の皆様の声をどのように防災課としてこの今年度の活動に具体的に、例えばこういった点を市民の皆さんの御意見反映して取り組んでますよという、そういったところをちょっと発信をこの場を借りて何点か、もう全部いうたら厳しいけど、防災課長が特にこの点を訴えたいという点で構いませんので、所見をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

適切なお答えになるかどうか分かりませんが、私どもは、やはり来年度に向けて一番軸足を置いてる部分は、先ほど答弁も申し上げましたとおり、耐震化工事に向けての対応とブロック塀の点検等をやっていきたいと考えておりますので、そういったところ、やっぱり自主防災組織と、皆さんと一緒に点検活動を行いながら、地域で危険な場所を示していきたいことと、あと、私の考えですけど、例えば耐震工事が終わった家がどれなのか分かるような例えばステッカーを

作ったり、森光議員さんからもありましたが、桃太郎旗を活用して、こういう事業をやってるんだということを積極的にアピールできればと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） ポイントをかいつまんで述べていただきましたが、せっかくそういう市民の方との率直な対話を、私も須崎地区のフレッシュクラブの今、副会長させていただいておりますが、会員の皆様からどうなるんだろうという声をお聞きして、先月、防災課長に出席させていただいて、約20人近い方と意見交換もさせていただいて、本当に皆様、安心しておりました。その中で様々な御要望も出たと思います。こういった地道な取り組みが非常に大事でございますし、やっぱり女性が、婦人の方がそういう意識に立つと、やはり横の広がりも広がっていく、もうこのことは先ほどより表明もされませんでした、本当に防災課長として実感されてると思います。自主防災会の中にも女性がもっともっと活躍する場を広げていく、こういったことも認識としては当然持っておられると思いますので、こういったところ、市民運動化していく、このところも非常に大事でございますので、やはり自助、共助、公助という堅い言葉ではなくて、本当にやっぱり行政が市民の中に入って取り組みを進める、こういった観点で、まさに防災課長もその先陣を切ってるというふうに認識してますので、今後ともよろしくお願いします。

それと、先ほど市長とのやり取りの中で感じたんですが、繰り返しになりますが、東日本大震災から14年の教訓ですよね。それから、去年の能登半島地震、また、森林火災が継続しておりますが、こういった教訓を踏まえて、例えば自宅からの避難、そして、緊急避難場所での生活、そして、指定緊急避難場所での生活、それから、復旧、復興へというように、やはりこれ段階がありますよね。まず、命を長らえること大事です、これは。と同時に、やはり本当にこの須崎のまちのまちづくりを考えたときに、各段階の、例えば今、冒頭で市長と議論させていただいた防災まちづくりという議論と一緒に同時並行でこれは話を進めていかんといかんと思います。防災まちづくりという話になると、もうこれは5年、10年という長期的視点になりますよね。やはりそういう取り組みとともに、直近の揺れから逃げる対策。ここのところをぜひ防災課長、今後、事前復興まちづくり計画の所管の課になると思いますので、より重責になると思いますが、しっかりその辺のところ、防災まちづくりという長期的視点に立って取り組みを進めていただきたいと思いますので、その点もう一度所見をその辺の角度からよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

議員から要望がありました御意見につきまして重く受け止めて、来年、令和7年度以降の事前復興まちづくり計画の策定に生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 須崎市海のまちプロジェクト推進協議会並びに須崎海のまち公社の取り組

みについて伺いたいと思います。

5年間計画のもう今4年目に入ってるというように認識しておりますが、須崎海のまち公社が発足して、須崎のサカナ本舗や須崎大漁堂などの本格的な経営や、その他多彩な活動を展開してるわけですが、一方、須崎市海のまちプロジェクト推進協議会は任意の団体として活発な活動を展開してるわけですが。

質問に入りますが、プロジェクト推進室が所管する須崎市海のまちプロジェクト推進協議会の経営体制や事業目的、そして、事業計画や財源、また、組織構成や本年度の事業目標、そして、現在重点的に取り組んでいる事業内容並びに同事業の進捗状況、そして、経営収支などについて、プロジェクト推進室長の所見をお聞きます。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えします。

須崎市海のまちプロジェクト推進協議会は、高知信用金庫様をはじめ、高知県、高知大学、須崎総合高校、県内テレビ局、マスコミ各社、須崎市観光協会など、観光関係団体等に賛同いただき、令和3年7月15日に設立をしました。第1回全体会議以降は、半年に一度、全体会議を行い、事業方針や計画の決定と取り組みの確認を行いながらプロジェクトを推進しているところでございます。

過疎、高齢化、人口減少、津波などの災害リスクにより急速に活力が失われていく中で、須崎市を持続可能な地域にしていくために取り組んでおります。また、県産業振興計画地域アクションプランにも位置づけしており、KPI、重要業績評価指標として、令和2年に商店街エリアの主要施設の来場者5,522人を令和5年度には5万人とする目標を掲げて取り組み、結果、5万1,979人と目標を達成しております。

今年度につきましては、市制70周年と魚市場の建て替えに合わせた須崎のサカナ文化祭や昨年度に引き続き、縁日商店街祭りの開催に加え、イベント時だけではなく、経常的に誘客ができる仕組みづくりに重点を置き、空き家、空き店舗を活用した分散型ホテルの企画やクルーズ船や団体観光客の誘客のための観光コンテンツ整備に取り組んでおるところでございます。

須崎市海のまちプロジェクト推進協議会につきましては、プロジェクトの方向性を決める協議会ですので、予算立ては行っておりません。したがって、収支計画等はありません。よろしくお願い致します。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 引き続きまして、須崎海のまち公社の経営体制や事業目的、事業計画や財源、また、組織構成や本年度の事業目標、そして、現在重点的に取り組んでいる事業内容並びに進捗状況、経営収支について、プロジェクト推進室長の所見をお聞きます。

○議長（土居信一君） プロジェクト推進室長。

〔プロジェクト推進室長 岡田進一君登壇〕

○プロジェクト推進室長（岡田進一君） お答えします。

一般社団法人須崎海のまち公社は、須崎市と高知信用金庫が設立社員となり、理事には、市の職員だけではなく、商店街振興会会長や高知大学理事、地元事業者に参加いただいております。本年4月より、協議会で計画した事業の実行団体として、須崎大漁堂、須崎のサカナ本舗の指定管理業務を受託し、様々なイベントや須崎市への誘客とおもてなし企画にも取り組んでおります。

2月末時点で、須崎大漁堂には6,945組、須崎のサカナ本舗には4,778組の来店をいただいております。1組2名で試算しますと、両施設で年間2万人程度の来店をいただいているという状況でございます。

イベント関係につきましては、ゴールデンウィークや8月のお盆時期にマルシェや釣り大会、ドロメや新子の振る舞いなどを企画し、須崎総合高校マルシェとも共催し、多くの方々に須崎市を楽しんでいただきました。9月13日には、新町町内会のご当地キャラまつり前日祭との連携、11月9日、10日、16日、17日には須崎の魚をPRし、市制70周年を祝う須崎のサカナ文化祭を開催し、3万人を超える来場者がありました。年末年始には、百寿門ライトアップとシンボルロードと商店街の飾りつけも行い、1月18日、19日には、縁日商店街祭りを開催し、1万9,000人が来場いただきました。地域の様々な団体の皆さんと連携しながら、須崎ならではの観光企画に育てていきたいと考えております。

公社の財源につきましては、市からの指定管理料が1,800万円、補助金が704万円、また、店舗売上げが2,700万円程度の見込みで、サカナ文化祭と縁日商店街祭りの大規模イベントでは、高知信用金庫様より3,661万3,000円、地域みらい財団様より2,817万3,000円を分担金という形で支援していただいております。

市の財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金の活用に加え、全国からのふるさと納税によって、財政的な負担が非常に少ない形で事業を推進しております。以上でございます。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

昨年12月定例会で質問をいたしまして、企画情報課長からの答弁を踏まえての、今回、市長に質問をさせていただくものでございます。

浦ノ内湾の市営巡航船は、国の有利な支援があるとはいえ、住民の意向調査からは、住民の移動手段としての使命はほぼ終了し、特に南岸の皆様や北岸の陸上の移動手段確保体制の充実の要望が強いと言えると思います。

浦ノ内自主組織の住民の皆様の御意見をしっかり受け止めて、本市の観光資源としてさらに活用していくことも含めて、移動手段確保や観光資源活用を目的とした具体的な仕組みづくりを浦ノ内自主組織と真摯に協議し、しっかり住民の思いを反映した事業にしていくべきだと思いますが、市長の所見をお聞きします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 浦ノ内湾におけます巡航船の運航につきましては、12月定例会でも議員からの御質問にお答えをしたとおり、地域の皆さんの御利用は少ない状況となっておりますが、

最近はお遍路さんの定期便利用や台湾からのツアー客などの貸切り運航が増えており、ほかの地域にはない、本市の魅力の一つとして引き続き観光資源としての利活用も図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、移動手段確保体制の充実への御質問につきましては、昨年、浦ノ内地区の市政懇談会や南岸地域の皆さんからも御要望いただいておりますが、久通地区や吾桑地区では、地域や自主組織が中心となりコミュニティーバスの運行も行っておりますことから、浦ノ内地区におかれましても、移動手段の在り方につきまして、地域においても御検討をお願いしたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 先ほど市長の答弁は、昨年12月の質問の内容とほぼ軌を一にするものでございまして、あえて市長に質問させていただいたのは、一つの考え方として国の支援があるとはいえ、住民の皆様の移動手段を中心命題とする巡航船の営業についてはいわゆる大きな赤字を出しながら運航している。一方で、観光資源として利用するということも分からないわけではないが、やはりそういったこと、地域住民として同じ体制で進めることにはいかがなものかという声も強いというふうにお聞きしておりますし、そういった率直な声が市長の耳に届いているのかどうか、先ほどの御答弁の内容からは計り知れないわけですが、やはりそういった率直な声というものを私、市長が本当に率直に市民、そういった意味で、浦ノ内自主組織というものが立ち上がって、そういう自主組織を通しての声も要望も上がってると思いますが、そういった率直な声というものをより市長がじかにしっかりお聞きして、応えていくべきときが来てるのではないかなというふうに認識しておりますが、再度、市長の答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） どうもこちらの答弁の意も伝わってないような気がいたします。さっきも言いましたように、久通地区とか吾桑地区では地域自主組織の中で皆さん話し合って、じゃあ地域のそういう移動手段をどうするかというお話を地域で解決しようということをやられておるわけございまして、これが浦ノ内でできないという話ではないというふうに考えておりますという御答弁を申し上げた次第でございます。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） ちょっと話が擦れ違っているような気もしますが、久通地区、吾桑地区における移動手段確保の取り組みについては当然認識していると思えます。ただ、そういった中で、一方で、巡航船が運航している。これはあくまでも、言ったら事業目的としては住民の移動手段でございますので、こういったところを、そういう思いというものをやはり受け止めるべきではないかというふうな角度で今質問をしております。

吾桑地区、久通地区のそういうやり方は当然認識してるわけございしますが、浦ノ内自主組織も認識してると思えます。その上で、巡航船を運航しながら、なおかつ陸上も併せてやっていくということについて疑問を感じてる。こういった率直な思いがあるということについてお話をさ

せていただいてるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次の質問に移りたいと思ひます。

本市のジビエ事業は、コロナ感染のときの困難を乗り越えて、経営の安定化に努力する中で、昨年からの豚熱の感染拡大によって、生産体制としての保健所とのシステム立案や担い手の確保、捕獲した新鮮なイノシシの個体の確保など、大変な経営危機にさらされております。その中であつて、どのように経営を安定させていくか、現在早急な対策が必要となっております。

浦ノ内自主組織が主体となつて、本市が県や国の支援を基に立ち上げたものでございます。ジビエ事業として、豚熱の対策は、県は初めての対応だと聞いております。現場や県の出先機関の対応だけでは間に合わないと思ひます。本市が県知事や国への支援強化に取り組んでももらいたいと思ひますが、市長の所見をお聞きします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） ジビエ事業につきましては、これまでは豚熱感染区域のイノシシは加工、販売できないということでございましたが、食品衛生管理において、一定の条件の下で加工、販売が可能であることが判明したということで、現在、ジビエ浦ノ内が須崎福祉保健所から当該条件をクリアするための指導を受けているとお聞きをしておりますので、まずは、要望内容の詳細を、そういうことも含めてジビエ浦ノ内にお聞きした上で考えてまいりたいと思っております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 直接、ジビエ浦ノ内に確認をすると、そして、対応を考えていきたいという答弁でございましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、昨年7月からこういった状況については、私も一定もう何年も前から事業立ち上げた皆様、自主組織が立ち上がる以前からそういった声もお聞きして、側面からお話も聞いてきておりましたので、コロナの大変な時期、また同じ話になりますが、ジビエのそういう課題について、農林水産課長、また担当の職員の皆さんと共に現場で何回か打合せもし、農林水産課長と県へも出向いてお話もした経緯がございます。こういったことは農林水産課長、実態把握しております。先ほど質問した中身については、そういったことを踏まえて質問をいたしておりますので、早急な対応が必要になってまいります。これから事情聞いてやっていただくのは大いに結構でございますが、やはり県の対応も出先に任せている状況になっております。こういった豚熱に対応する保健所の取り組みも、保健所のほうも養豚ですよね、こういった事業所に対する保健所のシステムになってますので、こういった有害鳥獣対策としての保健所対応は今回初めてになっております。こういったことについて、やはり昨年から本当に悪戦苦闘されておりますので、しっかりと早急な対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次の質問ですが、住民自治と協働のまちづくりは、須崎市総合計画案の大きなテーマでございます。今回、今後の取り組みを進める上でも、住民の声をいかに反映して、本市の適正効果的な行政運営を進めていくか、大きな課題だと思います。

市内8地区の未組織化の特に須崎地区と多ノ郷地区の自主組織化並びに組織化した上での活発

な運営に当たって、もっと他自治体の事例研究や、例えば市長部局としてのさらに本格的な取り組みが必要になっている時期ではないかと思いますが、市長の所見をお聞きます。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 地域自主組織を核とした地域づくりは、平成23年に策定しました須崎市自治基本条例に基づいておりまして、地域の課題を解決するためのコミュニティ活動の充実や協力、支援などを行うことで住民自治を進めることとしております。

今後の人口減少や少子高齢化を踏まえ、持続可能な地域をつくっていくためには、行政だけでなく、住民自らが積極的に活動に参加する地域自主組織による取り組みが有効な手法であることから、公民館を連携の拠点とした市内7地区での立ち上げに向け、事業を推進してまいりました。

御案内のとおり、浦ノ内、上分、吾桑地区で組織が立ち上がっておりますが、残る地区につきましては、地域の特色や人口規模、住民会議の既存組織の状況が異なっており、結成に向けた進み方にも違いがございます。また、各地域で様々な御意見もあり、地域内におきましても温度差があることも承知をいたしております。

こうしたことから、例えば人口規模の大きい須崎地区や多ノ郷地区につきましては、分割しての組織化など、あらゆる方法を模索しながら、今後も継続して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、地域の拠点として、公民館との連携は必須であると考えておることからも、引き続き所管の教育委員会部局が事業を進めることとし、先進地の事例研究も行いながら、未整備地区の組織化を進めていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） 1つはもう市長のほうから答弁がありましたが、これまでの流れをしっかりと続けていくという答弁であったように認識をいたしました。

やはり住民自治と協働まちづくり、確かに自主組織化の運営に関しては、例えば島根県の雲南市等、かなり強力に推進されて、市民生活にも直接関わってくるわけですので、生涯学習的な角度のものから、さらに様々な課題にタッチしていかないかんわけですね。また、そういったところも踏まえて、やはり課題を再度明確にした上で、取り組みをさらに前へ進めていく必要があると思いますが、先ほど市長の答弁では、今の取り組みをさらに充実させていくということですが、そういったところも一つの考え方を再検討する時期が来ているのではないか、そのように私は認識しておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

昨年6月定例会で少子化対策としての改正子ども・子育て支援法制度を踏まえたヤングケアラーの実態把握調査と支援の強化について質疑をさせていただきました。

実態把握の調査については、ヤングケアラーという言葉を知っているかという調査にとどまっている。そして、ヤングケアラー実態把握の調査の今後のやり方については確認したいとのことであったわけです。

子ども・子育て支援課長のその後の取り組みについて、所見をお聞きたいします。

○議長（土居信一君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

ヤングケアラーの実態把握調査につきましては、来年度実施に向けて、関係機関と調査の方法について協議してまいりたいと考えております。また、ヤングケアラーをはじめとする子どもの実態の把握、支援につきましては、学校訪問や保育園訪問を通して関係機関等と連携を強化し、今後も継続して行ってまいります。

○議長（土居信一君） 佐々木さん。

〔7番 佐々木學君登壇〕

○7番（佐々木學君） ヤングケアラーに対しては、国もその認識を深めて具体的な施策に入り、県としても取り組みは進んでいる。そして、大事なのはやはり自治体、市町村単位でもいかに実態を把握していくか。確かに本人さんはなかなかそういった自覚に至っていない部分もありますし、学校とか関係者がそこ、難しい家庭状況とか、様々な条件の下で把握していくことは難しい状況であるわけですが、実際にそういったところが未来ある子どもさんの幸せに大きく阻害要因になってることは事実でございますので、まず実態把握を具体的にどうしていくか、ここがまず大事だと思います。そうしないと、様々な国の支援あったとしても、それを具体的な手にしていくのは難しいと思いますので、そして、具体的な支援をどう実施していくか、こういった2つの点がまさになかなか前へ進まない。実質、認識して取り組みは進めてらっしゃると思いますが、より実態把握、本市としての具体的な支援につなげていただけるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（土居信一君） 順次質問を許します。5番吉野寛招さん。

〔5番 吉野寛招君登壇〕

○5番（吉野寛招君） まず最初に、発言通告書にて提出しておりました、市長の政治姿勢についてにつきまして、質問の取下げを申し出いたします。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。ただいま吉野議員より、質問取下げの申出がありました。申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議ありませんので、申出のとおり許可することに決しました。

順次質問を許します。

〔5番 吉野寛招君登壇〕

○5番（吉野寛招君）

それでは、その他の質問に移りたいと思います。

市長も先ほど言われておられましたが、今日は、2011年3月11日、東日本大震災、マグニチュード9.0の巨大大地震が14年前の今日発生しております。14年目に当たり、テレビでは、当時の津波の様子から避難状況、復興の様子など多く放映されておりましたが、何度見ま

しても心が痛み、また、南海トラフ巨大地震の不安が頭をよぎります。いつ訪れるか分からない南海トラフ巨大地震への避難、防災について、重複する質問もございますが、本日は質問させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、まず、逃げ遅れのための避難施設について。

私の住んでいるところは、せんだって陳情で避難施設を造ってほしいと要望があった桐間地区、緑町地区、新町、浜町地区の3か所のうちの1つの新町1丁目ですが、陳情から9か月が経過しているわけですが、署名をされた方や地域の方々から、陳情でお願いした避難施設はどんなちゅうろうか、議会は賛成してくれたのにできんのかね、市長が決めるのかね、市長はどう思うちゅうろうかという声をよく聞きます。

議会は、市内3か所に避難施設を造ってほしいとの陳情に対し、全員一致で賛同し、この陳情を採択いたしました。これまでの議会において、私を含めて、避難施設建設についての質問をされた議員がいましたが、それに対する市長の御答弁は、現在のところ建設計画はないが、必要性を否定するものではない。地理的条件や地区の年齢構成の変化など、個別の状況の違いがあるので、避難タワーに限定することなく、様々な逃げ遅れ対策を検討、議論していくことも必要かと考えているという御答弁でございましたが、実はこの質問をつくるに当たり、私は自宅から指定避難場所の城山まで、避難を想定して歩いてみましたところ、麓まではすんなりたどり着くことができましたが、そこから、頂上といいますか、港の見える広場までの途中で、何度かやっぱり休みながら、膝が笑うのをこらえながらたどり着くのが精いっぱいという思いでした。私より年齢の上の高齢者の方々が果たしてたどり着くことができるのかと考えたときに、到底無理だなというのが実感でございました。苦労して途中まで避難したところで、津波にのみ込まれるかもしれないのなら、無理して、難儀な思いをして逃げなくていい、このような現実を突きつけられたような思いでございました。

城山避難場所への避難困難者や逃げ遅れ対策としての避難施設を何とか造ってほしいという市民の切実な声の詰まった陳情だからこそ全員一致で採択したものであり、切に避難タワーの建設をお願いするものであります。

どうでしょう、建設に向けてかじを切っていただけないでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、吉野議員にもお願いしたいのは、須崎市の津波対策の原点がどこにあったか、そこを、これ市議会の皆さんも御理解いただいて、当時の自主防災の総会等にもお諮りし、須崎市はこういう考え方でいきますよということを合意をした上で、百二十何か所の緊急避難場所を造ってきたと、これをまず思い出していただきたい。それは、東日本大震災の教訓から、想定外を想定するというところでございます。

基本的にどういうことかっていうと、津波避難タワーっていうのは高さに制限がございます。それ以上の津波が来た場合、もう逃げるところがないと。そういう前提に立って、幸いなことに須崎市は市街地の近くに山とか小高い場所があると。そこに行くと、想定外の津波が来ても、まだその上へ逃げれると。それを緊急避難場所にしましょうという大前提でここまで来ております。

それで、こないだ、6月定例会ですか、陳情書も頂いて、議会のほうも賛同されたということでございますが、まず、その前提を思い出していただきたいというのが1つ。

その上で、御答弁申し上げました様々な逃げ遅れ対策、あるいは津波避難タワーを否定するものではないという答弁を過去したわけでございますけれども、1つはやはり自主防災組織、各地の、これコロナ以降非常に、何といたしますか、活動が停滞をしております。やはりこの辺りの一番大事になってくる防災、あるいは避難で大事になってくる、ハード設備以上に、そういうソフト面がないと、逃げ遅れ対策も進まないわけございまして、そこの辺りをしっかり整備して、その上で、皆さんとも話し合いをした上でハード対策を決めていくっていうのが一つの順番である。もし方向転換するんであればですよ。そういうことを今考えておりまして、そこを議会の皆様にも御理解いただきたい、そのような気持ちでおる次第でございます。

○議長（土居信一君） 吉野さん。

〔5番 吉野寛招君登壇〕

○5番（吉野寛招君） ちなみに法務局ですけど、浜町、新町、青木町の人口が現在644名に対して、第二総合庁舎、法務局の収容人数が90名。90名ですので、逃げ遅れて行っても庁舎はもう満員でしょうし、やっぱり城山しかないわけですので、どうかひとつよろしく願いいたします、次に移ります。

次に、自主防災組織の現状についてお聞きいたします。

現在、須崎市にある自主防災組織の数と備品整備のための補助金申請など、実際に活動している自主防災組織の数は現時点で幾つぐらいありますでしょうか、防災課長にお尋ねいたします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

御質問の資機材整備や補助制度を活用している自主防災組織については、令和6年度末現在の実績となりますが、市内の自主防災組織の組織数は126であります。そのうち補助金の申請があった団体は82団体となっております。

御質問の、実際に活動している組織数としましては、補助金の申請を伴わない活動をされている団体もあろうかと思いますが、その数は把握できておりませんので、確実に活動されているという団体につきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助金の申請があった82団体となっております。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時10分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉野さん。

〔5番 吉野寛招君登壇〕

○５番（吉野寛招君） 次に、自主防災組織の立て直しの進捗状況についてお聞きいたします。

９月議会において、自主防災組織の再編についてお尋ねいたしましたが、その後の再編への進捗状況についてお尋ねいたしたいと思います。自主防災組織は、避難訓練や地域住民同士、地域と行政をつなぐ重要な機関であり、自助、共助の要とも言えると思います。災害に対して、自助の部分、まず逃げて、自分の命は自分で守るということが一番大事なことでありますが、そのための避難訓練の実施、より早く安全に避難できる避難経路の確認など、地域ぐるみで検討をしていくということは必要とされる災害前の重要な共助部分であると思います。災害発生後、避難場所、避難所での災害関連死を防ぐためにも、住民同士の共助は必要不可欠なものであると思います。それらが円滑に行われるためには、日頃からの住民同士の連携が必要とされます。そのためにも、自主防災組織の立て直しは急務ではないでしょうか。

先ほどの御答弁からも、県、市から出されている補助金申請が行われていない地域もあるようで、地域住民による防災に対する会の開催や避難灯の設置、備蓄倉庫の設置、備蓄品の点検、補てんなどといったことに地域格差が生じているのではないのでしょうか。

９月議会にお尋ねをいたしましてから６か月が経過しておりますが、感触といたしましては、あまり進んでいないように思うのですが、進捗具合と推し進める上で、もし問題点があるのでしたら、具体的にどのような問題点があるのか、どうして進んでないのか、この２点についてお尋ねいたします、防災課長。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

議員の御質問のとおり、自主防災組織は、地域と行政をつなぐ大きな役割を担っていただいているもので、さらに、地域の自助と共助をリンクさせながら、共助の主体的な働きを行っていただく重要な組織であると考えております。

しかしながら、これまで述べてきましたとおり、須崎市全体で少子高齢化による人口減少が進み、その組織を担っていただいております役員や構成員の方々も当然高齢化が進んでおり、その後継者が育っていないというのが現状であります。この現状の解消のために、その対策を強く市長より指示をされています。その進捗状況は、現在のところ、地区の取りまとめ役の地区防災組織へのアンケート調査とその分析までしか行えていないというのが現状であります。

今後は、その課題を深掘りすべく、引き続きヒアリングを行っていく予定としており、それを分析の上、最小単位の組織であります各地区の自主防災組織の現状把握を行う調査等を行いたいと考えております。

進めていくに当たり、問題点や課題としましては、やはり大きくは、防災組織の土台であります町内会や集落組織の活動の低下が大きな問題であるというような考えもあります。また、既に述べましたとおり、役員の高齢化や後継者の担い手がない現状、あるいは女性の参画の少なさも課題であると考えております。それに対しまして、一つひとつの課題に対して丁寧な分析を行いながら、その対策へ専門家等の御意見をいただきながら、課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 吉野さん。

〔5番 吉野寛招君登壇〕

○5番（吉野寛招君） 引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

次に、港の見える広場、憩いの広場、須崎市役所、須崎総合高校をつなぐ避難経路について。

私が現在住んでいる新町地区の指定避難場所は城山となっております。前述したように、3月初めに、地震発生を想定して、被災した後の避難所への移動ルートの検証を試みてみました。

まず、自宅付近の浜町1丁目、須崎観光漁業センターから城山避難場所までの所要時間を計ってみました。須崎観光漁業センターを北進し、新町三徳の魚屋さんの四つ角を左折し、シンボルロードを西に進み、がろ～さんの角で右折し、城山の麓より階段を上り、港の見える広場に行くというルートを取りました。私の足で、用意ドンで須崎観光漁業センターを出て15分を要しました。平時であることと、現在、私は70歳でございますが、今の年齢でこの時間であれば、ハザードマップに記された30センチの波の浸水予測時間は20分となっており、5年後では津波に襲われる前に避難する自信がないというのが実感でございます。新町地区、浜町地区には私よりも年齢の高い高齢者の方が多く住まわれていることから、城山避難場所までの避難には非常に厳しいものを感じたわけでございます。

さらに、指定されている避難所である須崎総合高校への避難経路はどうなっているのか検証を試みました。現時点では、城山避難場所から須崎総合高校避難場所まで避難する道は未整備でございます。現在、市役所に向かうことができる道路につながっているという林道が大善寺墓地駐車場付近から犬戻のガソリンスタンドの上の山まで整備されてるということだったので行ってみましたが、私の足で約30分の行程でございました。現在、港の見える広場から、憩いの広場からのどちらからも避難経路となるであろう林道へはつながっておらず、また、市役所側の出口となる道の整備も進んでいないようでした。

港の見える広場、憩いの広場から避難所である須崎総合高校までの避難経路は、今後どうなる予定かお聞かせ願います、防災課長。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

港の見える広場、憩いの広場から須崎総合高校までの移動経路につきましては、発災時の状況にもよりますが、まず1つ目として、市街地西方面、国道、県道を利用しながら、池ノ内方面を経由するルート、2つ目としまして、県道を利用して、原町、犬戻方面を経由するルート、3つ目としまして、現在、農林水産課において森林環境譲与税を活用して整備を進めております城山の山頂部に近いところに造ってます散策道の3ルートが考えられると思っております。

まず、2つ目のルートとしまして、原町、犬戻の部分は大変津波の津波ごみで通れないという可能性が高いと思いますので、全ルートの安全を確認しながら、その中から最も安全なルートを選択して、指定避難所であります須崎総合高校に避難していただくようになると考えております。

また、3つ目のルートの散策道につきましては、構造が林業で使います作業道の構造で整備されているものであり、いわゆる突き飛ばしの道となっており、安全性としたら高いものにはなっ

ておりませんが、このルートを利用できるように所管課と協議をしながら、避難経路の複数化に対応していきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 吉野さん。

〔5番 吉野寛招君登壇〕

○5番（吉野寛招君）

避難場所から避難所への安全な移動手段として、やはり私がちょっと行ってみた限りでは、立派な林道で、全然差し支えないんじゃないかという感じを受けましたけど、早期の完成をどうかよろしくお願いいたしまして、次に移ります。

次に、避難経路の道しるべについて。

今、須崎市は、海のまちプロジェクトを推進しており、観光客や、また、ノマドの誘致を推し進めておりますが、観光客の交流人口やノマドや須崎に持家があり、市外、県外に住所はあるが、須崎で就労活動のために長期滞在するといったいわゆる関係人口といった人々も増加していると思われれます。観光客に分かりやすい避難場所への避難経路の表示が必要ではないかと思いますが、この点についてどうお考えか。

また、原則須崎市民、須崎にある事業所への貸与となっている防災ラジオの須崎に住所はないが、様々な理由で須崎にある持家に長期間滞在するといった方々への貸与などはどのようなになっているのでしょうか。

そして、現在、須崎市の農業、漁業や介護、看護の場を支えて貢献してくださっている海外からの研修生たちが地震、津波に備えることができるように、避難場所、避難所、避難経路の周知や避難訓練参加への呼びかけなどはどうなっているのでしょうか。

また、就労先や地域の自主防災組織と連携し、そういったもののその方々への英語や母国語によるアナウンスが必要ではないかとも思いますが、どうお考えでしょうか。

この4点についてお伺いいたします、防災課長。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

御質問にあります戸別受信機の貸与につきましては、3パターン考えられると思っております。1つ目は、市内に居住する世帯、2番目に、市内に事務所、または事業所を所有する法人、または個人の方、3番目として、市長が防災上必要と認める施設の所有者を対象に行っております。

御質問のとおり、例えば転入によりまして住所を市内に定めた場合は、原則として、住民基本台帳法の規定によりまして、届出が必要と考えておりますが、旅行などにより長期滞在する方などにつきましては、状況を詳しく聞きまして、個別に判断していきたいと担当課は思っておりますし、できる限り柔軟な対応を心がけたいとも思っておりますので、そういった場合は、防災課まで御遠慮なく御相談をいただければと思っております。

次に、市内に居住する外国人の方々の課題につきましては、調べてみますと、住民基本台帳上では約500人を超える方々が須崎市に居住をしております。言語や文化の違いから、日本人とは異なった対応が必要なことが想定をされております。

実際の防災訓練への参加呼びかけにつきましては、市としましては、広報紙やホームページ、防災行政無線での呼びかけを行っており、個別での対応はできていないのが実情であります。人口的には、市民数の全体に占める割合としまして約３％となることから、課題の一つであると認識をしており、そのため、関係者、関係機関への引き続き呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 吉野さん。

〔５番 吉野寛招君登壇〕

○５番（吉野寛招君） 須崎市の農業、漁業、介護、看護の場を本当に支えて貢献してくださっている海外からの研修生たちのためにも、どうかよろしく願いいたします。

次に移ります。

城山避難場所について。

去る２月９日にＮＰＯ市民団体、須崎市民会主催の地震、津波対策意見交換会が須崎公民館交流ひろばで開かれました。私たち議員も案内をいただきましたので、参加させていただきましたが、須崎市民会の方々や参加された市民の皆様から活発な意見が出されており、市役所防災課からも濱崎課長も出席され、市民からの質問に答えてくださっており、こういった機会がもっと増えれば、市民にも地震、津波に対する不安やそれぞれについて、要請や意見交換ができ、今後の防災・減災に役立つのではないかと思います。

そこで、市民の方から出されていた幾つかの御意見の中から、気になった点についてお尋ねしたいと思います。

城山避難場所を市民も巻き込んだ公園化との要望が出ておりましたが、行政と市民の皆さんで協力して、現在の公園部分も含めた城山避難場所、市民から親しまれる公園にすれば、より一層の方が訪れるようになり、避難所、避難場所に親しんでもらえ、避難訓練につながるのではないかと思います。これについて、実行するお考えはないでしょうか、市長にお尋ねいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 緊急避難場所につきまして、避難場所を知らない、知ってるけど、まだ行ったことないというような市民の方々のために、避難場所に来てもらって、その場所で楽しんでもらうことを目的の一つといたしまして、去年の１２月に、城山避難道から港の見える広場や南古市町津波避難施設をライトアップするイベントと併せて夜間避難訓練を開催いたしました。この訓練には１００人を超える方々に御参加をいただきまして、その中には、初めて避難場所を訪れたという方も多くおいでになりました。

吉野議員御提案のとおり、避難場所をふだん使いの場所とするため、そこを楽しめる場にすることができれば、自然と人が訪れる機会ができることで、経路にある危険な場所やその代替ルートを考えるなど、ふだんからの避難訓練につながっていくと思われますので、どんな方法が効果的か、皆様の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 吉野さん。

〔５番 吉野寛招君登壇〕

○５番（吉野寛招君）　どうかよろしくお願いいたします。

次に、自助、公助の意識の向上について。

これまで須崎市では、２年に一度、大規模な災害を想定した防災訓練を、また、毎年、１８５４年１１月５日に発生した安政南海地震により和歌山県を大津波が襲った際、稲に火をつけて人々を救った稲むらの火の逸話にちなんで定められた津波防災の日には避難訓練を実施してまいりました。

高知県は、令和６年度９月２日の月曜日、姿勢を低く、頭を守り、動かないという安全を確保する行動を取る訓練であるシェイクアウト訓練を県民対象に実施し、参加登録団体３１９団体、参加登録者数３万５，８２９名の方が参加されました。シェイクアウト訓練の訓練内容は、参加者は、訓練時間になれば、それぞれの家庭、学校、職場で一斉に安全行動を取るというもので、まず低く、頭を守り、動かないよう１分間行うものです。シェイクアウト訓練の目的は、これを行うことで地震発生時における適切な行動の習慣と自助、公助の取り組みの強化、防災意識の向上を図るといったものです。この訓練は、避難場所への移動が困難な高齢者の方など、避難困難な方も自宅で行うことができるわけです。

こういった訓練は、当市でも、学校や職場単位では実施されていることと思いますが、こういった防災訓練を全市的に行う、市民が一斉に行う訓練をすることは、地震、津波発生前の防災意識の向上にもつながり、また、自分自身は自分で守るという意識の向上につながるのではないかと思います。これについての御所見を市長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君）　市長。

〔市長　楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君）　吉野議員御質問のシェイクアウト訓練は、姿勢を低く、頭を守り、動かないという安全を確保する行動を取る訓練で、高知県南海トラフ地震対策推進週間に合わせて、高知県が呼びかけて実施をしております。本市におきましても、市内一斉避難訓練の際に、避難行動へ移る前の訓練として、実施を呼びかけております。

御案内のとおり、自宅で誰でもできる訓練でございますので、皆さんの防災意識を高めるために、共助の中心的な役割を担います自主防災組織においても主体的に訓練を行っていただきたいと考えております。

それとあわせまして、いろいろな機会を通じ、市の関係機関や市民、各種団体などへ呼びかけを行い、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君）　吉野さん。

〔５番　吉野寛招君登壇〕

○５番（吉野寛招君）　どうかよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

〔「暫時の間休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君）　暫時の間、休憩いたします。

午後２時３２分　休憩

午後２時３３分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。９番森田收三さん。

〔９番 森田收三君登壇〕

○９番（森田收三君） 本日最後の質問者となりました。

初めに、市長の政治姿勢について聞いてまいりますが、前段に、今日、３月１１日は、東日本大震災の起きた日です。２０１１年３月１１日午後２時４６分頃、あと１１分ぐらいでしょうか、今の時間と大体同じ頃に東日本大震災が発生したわけです。亡くなられた方に哀悼の意を表したいと思います。

そして、今日、この日この時間に防災についての質問を行うことに大きな意義を感じています。先ほど来、森光、佐々木、吉野議員から南海地震対策等の質問がありましたが、重複する点もありますが、私なりに質問します。

今、桑田山の雪割桜が満開です。西条八十、作詞、服部良一、作曲、歌、藤山一郎で「青い山脈」があります。ビタミンボイスを披露したいところですが、議場ということで控えたいと思います。

歌詞を読んで、紹介してみたいと思います。「若く明るい 歌声に 雪崩は消える 花も咲く 青い山脈 雪割桜 空のはて きょうもわれらの 夢を呼ぶ」と歌っています。ぱっと明るく、夢呼ぶ答弁を期待して、質問します。

市長の政治姿勢の中で、質問１を最後の６番に順番を変更して、また、その他のアの質問については、前向きに解決の方向に向かっているということですので、割愛したいと思います。

それでは、前置きはこれにて終わります。私は、昨年６月議会前に陳情で避難施設建設要望が出ていた浜町、新町地区、緑町地区、桐間地区の３地区の一つである浜町１丁目にある須崎市観光漁業センターから城山避難場所までの避難経路確認と所要時間の計測をしましたが、私は今回、桐間地区の量販店周辺から、その地域の指定避難場所である妙見山交流会館まで歩いてみました。

まず、往路は、マルナカ裏の道路から県道２３号線、いわゆる須崎仁ノ線ではありますが、そこに出て、妙見山に向かいました。私の健脚で、１３分で交流会館に到着することができました。そして、どちらが近いか確認するために、復路は、もう一つのルートである元国道５６号線方面に向かう坂道を下り、多ノ郷駅から元の場所に戻りましたが、これには１６分を要しました。この確認作業で気づいたことについて質問いたします。

まず、桐間地区からの避難を想定すると、避難場所は、私が行ってみた妙見山交流会館やエム・セテック株式会社高知工場と考えます。津波到達までに避難が可能とお考えでしょうか。建設が予定されているスケートパークから妙見山交流会館避難所やエム・セテック株式会社高知工場避難所までの徒歩での避難時間をどの程度と想定しているのかお尋ねいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、津波到達までに避難が可能と考えるかというお問い合わせでございます。

津波到達想定時間と一般的な歩行速度、距離などから、避難は可能であると考えております。

なお、桐間地区の協議会による避難対策の検討も行われておりますので、避難の確実性を高めていくよう取り組んでまいりたいと思っております。

そして、スケートパーク建設予定地から近傍の避難場所であります妙見山やエム・セテックまでの距離は約900メートルでございますので、15分から20分と想定をしております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 次に、桐間地区には量販店や遊興施設、老人ホーム、また、新しいビジネスホテルや多くの若者が利用するであろうスケートパークの建設が今言いましたように予定されていますが、昼間の人口が多い桐間地区では、昼間（ひるま）人口、昼間（ちゅうかん）人口と言うようですが、何人と最大想定してるのか。また、避難をどのように考えているのかお尋ねいたします。先ほど市長の答弁では、15分、あるいは20分で津波が到達するというふうに答弁がありましたが、人数、また避難をどういうふうな形で行うのかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 基本的に昼間人口の方々は、須崎市の方じゃない方も大勢おいでということで、土地勘が、一言で言うてない方もおいでるわけで、そういう意味では、避難誘導、車を使って逃げたくなる、そのようなことに対して、まずどう対処するかというようなことをやっぱりあの辺りの津波避難協議会の中で整理をしていくということでございますが、まだそこが十分出来上がってない。これを早急に、行政主導でやっていかんといかん問題であると、それと避難誘導の問題をどうするかということをやはり外に向けて発信できるようにしていくというのがまず我々として一番先にやらんといかんことかなというふうに思ってます。

協議会は出来上がっておりますけれども、実際コロナによってやはり活動が中断しております、基本的にその後の、先ほど言った避難誘導であるとか、車による避難にどう対処するかとかいうことについてまだ結論が出てない状況でございますので、この点は早く取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 今、市長から避難誘導のことについて答弁があったわけですが、実際、私が妙見山まで歩いたルートに、どのように避難していいかという道しるべ、道標というんでしょうかね、それが1本もなかったということなんで、その点について、今後どういうふうに、道しるべがあれば、それが避難誘導にもつながる方策だと思っておりますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 当然道しるべも必要でございますでしょうし、例えば量販店の中に概略図

を示すとかであるとか、チラシをお配りするとか、そういう活動も必要になると。これは、だから、事業者の方の協力がどうしても必要になるということで、先ほども言いました、その対策協議会をもう一度活性化させていくということが必要であると思っております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 本当に地理に詳しくない昼間人口が多く来ているわけですので、やっぱりその協議会が積極的に活動して、また市とも連携して、あるいは関係者と連携しながら、そういった対策に取り組んでいただくことを要望しておきます。

続きまして、市内の各避難所における備蓄品のどんなもんが備わっているのか、品名ですね。そして、どの程度の避難者を想定して備蓄品を備えているのか。

また、各避難所における避難者への備蓄割合、これはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 指定避難所におけます備蓄につきましては、須崎市備蓄計画に基づき、順次整備を進めておるところでございまして、その計画では、備蓄物資の想定支給対象者数を1万7,000人と想定して、それに対応する食料品と水につきましては、令和7年度中に備蓄の目標数値を達成できる見込みとなっております。

また、その他の衛生用品等の生活用品や必要な資機材は、国による支援が予定されているものを除いて、現状は必要な想定数に対して不足している状況がございます。その内容の充足率は、高いもので乳幼児用の紙おむつ41%、低いものでは毛布の17.6%や避難所で使用するマット1.9%などとなっております。

当初計画では、令和7年度中に完了する予定でございましたが、食料品と水を除き、大幅に遅れが生じております。このことを解消するために、備蓄倉庫の整備を含む備蓄計画の見直しを行ってまいります。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） なかなか計画どおりにいってないようなんですが、その原因はどこにあったんでしょうか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） その件に関しましては、防災課長から答弁申し上げます。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

現在の須崎市備蓄計画では、防災倉庫43戸を整備するという計画になっておりまして、その整備が半分以下の進捗率なので、その関係で備蓄する場所がないというところが大きな原因の一つとなっておりますので、防災備蓄倉庫の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 次に、市内における現状の避難所の数はまだまだ不足していると考えるところです。今後の新たな避難所の整備計画について、どのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 南海トラフ地震の発生時には、市内で1万280人程度の避難者数を想定しておりまして、現在指定しております避難所と福祉避難所の収容定数は6,888人であることから、その差であります3,392人程度については、高幡5市町で策定しました高幡圏域広域避難計画の4,283人の収容枠での対応を考えております。

御質問の新たな避難所の整備計画についての考えは、浸水区域外への新たな公共施設の整備計画は現在のところございませんので、指定している避難所の内容の見直しや市内での新たな公共施設の掘り起こしによる収容者数の確保などを検討しながら避難生活の質の向上を目指すこととし、その補完対応として、広域避難も活用しなければならないと考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 最後の6番に行きますが、先日、NHKで「巨大地震シミュレーション 四国緊急対策室」という番組がありました。御覧になった方も多くいらっしゃると思います。冬の夜にマグニチュード9.1、須崎市周辺は震度7、そして、津波到達10分という巨大地震が発生したという最悪のシナリオをシミュレーションしたものでした。その中で、黒潮町の避難タワーに触れていました。

須崎市の地震津波対策で日頃より御助言をいただいている大槻知史高知大学教授が実際に黒潮町の避難タワーでアドバイスをされていましたが、大槻教授は、想定外が起きかねない避難、それでもここが命を守るとりでとなると指摘していました。黒潮町と須崎市では、地形など異なると思いますが、高齢者など避難弱者や地震の被害を受けて逃げ遅れた人にとっては、黒潮町の方々と同じように命を守るとりでとなるのではないかと考えます。

須崎市は、市長がこれまで議会での避難タワー建設についての質問に答弁されてきたように、確かに近くに避難できる山があります。しかし、私が6月議会前に調査した浜町から城山避難場所も今回行った桐間地区から妙見山交流会館避難場所も、高齢者などの避難困難者は津波が襲ってくるまでに避難することはできないのではというのが実感です。

市長は先ほど吉野議員の質問に対する答弁で、想定外を想定して、避難タワーでは高さが足りないと言われましたが、想定内の例えば1メートルでも助かる命も助からないわけで、1人の命でも救うなれば、私はやっぱりその想定内の範囲の人命救助、これが非常に大事じゃないかとも思うところです。

そこで、私は、陳情が出されてから、陳情に賛同した議員の責任として何回かこの議会の場で津波避難施設建設についてお尋ねしてまいりました。今回は、市民の方々から、市長にはっきり

した陳情に対する答えを聞いてほしいとの訴えがありました。自分を助ける自助の一つの方法として、高齢の方は、今住んでいるところから浸水しない場所にいる身内を頼って須崎市を離れる、あるいは諦めてこのままここにいる。また、これはもう既に起きていることですが、家を建てる予定をしている若い年代の方は、須崎市を離れ、津波の心配のない他市町に家を建てるといったことを選択しなくてはならない、こういった岐路に立っている方もいるのではと思います。市民の方から、覚悟を決めないといけないときに来ているのかもということを聞きました。市長から直接市民の方に陳情に対する答弁をしていただきたいところです。

市長にお尋ねします。陳情にあった地区に避難困難者や逃げ遅れ対策としての避難施設建設の考えがあるのでしょうか、ないのでしょうか。陳情や署名をされた方々にお答えくださいませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 一言で言いますと、まだ結論出す時期ではないと思っております。それは今までも随分お答えしてきたんですが、やっぱり周りの自主防災組織等の共助の分をもう一回立て直さないと、本来の意味の防災にはつながらないと強く考えておるからです。先ほどの桐間地区の協議会の話もそうです。各地における自主防災組織も形はできておりますけれども、活動はほぼできてない状況でございます。これは、避難タワーより危機的な話だと私は考えておりまして、まずそこをしっかりとしないと、避難タワーを造って、そこで安心してしまうと、余計にそこで思考が止まってしまう。これ、東日本大震災のときの、前も言いましたけども、宮城県の宮古市の田老町っていうところで実際起こってます。もうすごい設備を造って、皆さんが安心して、そこで活動も全部停止した。しかし、そのすごい設備が破れたと。そこでもう本当に大変な惨事になっております。そういう教訓もございますので、もうこれはあえて言うと、やはりもう一度住民のつながりをしっかりとすることがまず大切であると。それに向かって努力をしてきたいと、そのように思っております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 市長の立場として、なかなかイエス・ノーを今言えないということで、避難タワーよりも自主防災組織、協議会とか、そういったものの立て直しが急務だということですが、本当に機能していないと、今、これが私としては実感なんです。

今後、市長、どういうふうにこの協議会、あるいは自主防災組織を立て直していかれるのか、その辺答弁できますか。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） これは一定市役所が汗をかかなければいけない段階にあると認識をしております。桐間地区協議会であれば、その中に入っていく。自主防災組織の活動であれば、例えば耐震の問題、いろんなアプローチがあるんですけども、それを持って自主防災組織の方々と交わっていく。その中で活動をやっていただけるように取り組を進めていく。このようなことし

かないのかなというふうに思っております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 私は最近行われた避難訓練と、まず12月に行われた、高知大学生なんかも含めた夜間の避難訓練、これには副市長も参加しておりました。そして、2月にNPO市民団体須崎市民会の皆さんが開催しました地震津波対策の意見交換会、これにも参加して、皆さんの意見も聞いてきたところです。そして、今月8日に浦ノ内地区の自主防災組織の避難訓練、今回は訓練というよりも、簡易トイレの組立て、これの体験をしたところです。

やはり多くの皆さんがこの津波、災害に関心を持って、やっぱり日頃よりこういった、何というんでしょうか、訓練、あるいは学習会に参加していかなければ、事前の心積もりもなかなかできていけないんじゃないかと、そのように思うところです。

市長の政治姿勢については、以上です。

当面する課題として、農業政策についてお聞きいたします。

令和の米騒動についてお尋ねします。

昨年8月の令和の米騒動は、需要に対して供給が不足したことが最大の原因ですが、しかし、今のこの地球の温暖化、最高気温が三十七、八度、こういったことで米の品質が非常に落ちた。こういったことで不足もあったわけです。主の原因は、供給が不足した、これが原因ですが、2023年6月から2024年6月までの米の需要量は705万トン、2023年秋のお米の生産量は661万トンと、44万トン不足していました。2024年産米の生産量は683万トンと増えましたが、仮に需要量が昨年と同等とした場合、不足分がさらに23万トン増えることになります。高騰により需要量が低下する可能性はありますが、インバウンドは引き続き増加しており、円安により、ほかの食料も米以上に値上がりする中、これが都合よくいくとは見通せません。

当時の農林水産大臣は、2024年産米が出てくれば価格は落ち着くと言いましたが、実際には、今年に入っても高騰が続き、1俵60キロが4万円以上、5キロ3,500円以上という水準に達しています。米の流通、販売に関わるプレイヤーの不足が解消していない状況をシベリアに見て、計画的に販売するための在庫を確保しようと買いに動いているからです。昨日、備蓄米が入札にかけられたわけですが、果たしてこれで価格が安定するのでしょうか。なかなかそうはいかないと思うんです。あとの5万トン、それ以上は古米が含まれ、なかなか解決には向かわない。これが現実ではないでしょうか。

原因は、50年にわたり減反政策により米の生産量を減らし続けたことにあります。需要予測ギリギリで生産するよう誘導しつつ、流通を完全に市場任せにしてきたために、僅かな需要の変化で価格が乱高下することになったのです。消費者は、大幅な値上がりで悲鳴を上げていますが、米農家が米高騰に湧いているかといえば、決してそんなことはありません。秋に出荷した農家は、1俵4万円の高騰の恩恵は受けていませんし、2020年産の大暴落以降、借金を重ねることで経営を維持してきた経営体も多く、多少の米価の上昇分は支払いで消えています。多くの農家が、今までの安過ぎた、上がってもどうせまた下がると展望を失っており、急激に離農が進んでいます。今回のような混乱を再び起こさないためには、農家には安心して生産してもらい、価格が低

下した場合には、農家の所得を補償すること、政府の責任で流通をしっかりとすることで米騒動が終息するのではと思うところです。

みんなでこの問題は考えていかなければなりません、市長としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） まず、今回の米価の高騰につきましては、昨年の全国各地での大雨や高温被害に伴う不作が影響し、また、コロナ禍が落ち着いたことで外食産業やインバウンドでの米の需要が増加するなど、これらの要因が重なり合い供給不足となり、価格の高騰を引き起こしたと言われております。

そして、森田議員の政府の食料政策の誤りであるというお考えにつきましては、昨年6月に施行されました改正食料・農業・農村基本法が米価の上昇を後押ししたとの世論の一部もございますが、米価が上がることで農業所得が増えるのであれば、農業者の生産意欲にもつながるのではないかというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田收三君登壇〕

○9番（森田收三君） 続きまして、農業人口の減少についてお聞きいたします。

今、日本の食と農は歴史的な曲がり角に立っていると思うところです。自民党農政は、20年後に基本的農業従事者は30万人程度に激減するとしています。既に米農家は、20年前の175万戸が58万戸へ3分の1に激減、酪農、畜産危機で酪農農家は1万戸を割りました。養豚農家は3,130戸、養鶏農家1,640戸、ブロイラー養鶏は2,050戸と劇的な減少で、私たちの近辺で見ることができなくなったところです。何より、国が役割を果たさなければなりません。米の問題も酪農等の問題も、国の農業政策が問題なわけです。

米の値段については、消費者米価は上がりました。生産者米価は、食糧管理制度があった40年前の農家精算金1万8,505円に戻っただけだというのが農家の声です。当時と比べて、消費者物価は4.6倍になっていて、とてもこれでは再生産可能な米価ではないわけです。消費者から見れば、農家はもうかっていると思われ、これが続けば、生産者と消費者の間に不信感が生じます。消費者に適正価格を負担してもらうではなく、生産者には再生産できて持続可能な価格を保障し、消費者には、誰でも買える価格で売る国の役割が必要です。人口減少が進む日本ですが、世界では人口が増え続けています。増大する需要に対して、世界の耕作面積が劇的に増えることはありません。いつまでも輸入に頼ることはできません。国内で食べるものを国内で作る国消国産に今切り替えなければ、日本の食料は守れないと思っています。

この点についての市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（土居信一君） この際、10分間休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後３時１９分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁求めます。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 我が国の食料自給率を上げていくためには、まずは農業の担い手を確保していくことが重要であると認識をしております。そうしたことから、国の農業政策におきましては、昨年６月に施行されました改正食料・農業・農村基本法に基づき、具体的な施策がより一層推進されることで農業人口の減少に歯止めがかかることを期待するものでございます。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔９番 森田収三君登壇〕

○９番（森田収三君） 最後の質問です。その他のイです。

高知県アンテナショップとさとさへ期間限定で出店をするということを伺いました。どのようなものをPRの目玉として須崎市の売り込みを図っていこうと考えてるのか、御所見を文化スポーツ・観光課長にお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

議員御案内のとおり、先日、３月８日土曜日に大阪駅前、KITTE大阪内にあります高知県アンテナショップ、SUPER LOCAL SHOPとさとさ横のイベントスペースにおきまして、市職員、生産者、しんじょう君が参加し、醤油やカラスミ、須崎の魚の加工品などの試食、販売とともに、観光PRを実施してまいりました。お立ち寄りいただきました方々からは、非常においしいであるとか、ぜひ購入したいであるとかなどのお声をいただき、大変好評であったと報告がありました。

本市には、ほかにも鍋焼きラーメンやミョウガ等の誇るべき食文化や特産品がありますことから、今後におきましても、様々な機会を捉え積極的に本市の魅力を発信してまいりたいというふうに考えております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔９番 森田収三君登壇〕

○９番（森田収三君） その出店をした中で、先ほど言われたんですが、商談として、感触というか、まとまったものがあるのか。どういうところに須崎の産品に注目されたのか、その点をお聞きいたします。

○議長（土居信一君） 文化スポーツ・観光課長。

〔文化スポーツ・観光課長 廣見太志君登壇〕

○文化スポーツ・観光課長（廣見太志君） お答えいたします。

今回は、１日のみのスポットの出店でございましたので、特段商談が成立したわけではございませんが、須崎市出身で大阪に在住してる方たちも結構集まっていたというふうに聞いておりまして、まず、やっぱり魚の加工品が非常においしいというような話もいただいております。

○議長（土居信一君） 森田さん。

〔9番 森田収三君登壇〕

○9番（森田収三君） 魚の加工品が好評だったということですが、昨年でしたか、干物屋さんが2軒廃業するというようなことも起きたわけです。やはり魚のまちをPRしていくには、こういった産業を発展させていかなければならないと、このことを申し上げまして、今議会、私の一般質問を終わります。

〔「関連質問」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 11番森光さん。

〔11番 森光一晴君登壇〕

○11番（森光一晴君） 森光です。

ちょっと一つ関連質問をさせていただきたいと思います。

桐間地区は、昼間人口が多いということの中で、その避難についての課題はたくさんあるかと思うんですけども、そういう利用してる方が車で避難をしてしまう、これは当然推奨するところではないんですけども、車で移動する方が想定、かなりされるんではないかということで、ひょっと多ノ郷小学校のグラウンドだとか、おひさま保育園等のスペースを開放することについて、桐間地区の協議会含めて、検討材料の中に入れていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

防災課長、お構いなければ、お願いします。

○議長（土居信一君） 防災課長。

〔防災課長 濱崎守央君登壇〕

○防災課長（濱崎守央君） お答えします。

議員御案内の車による避難につきましては、おっしゃるとおり、推奨しておりません。また、基本的な考えとしても、行政側としても推奨するものでもありませんので、当初から開放することをして市民の方とか、来市の方に御案内するというのは混乱を招くものがあると思いますので、その辺を含めて、桐間の協議会で議論をしていきたいと思っております。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

3月12日の議事日程は、一般質問、議案審議及び委員会付託等であります。開議時刻は、午前10時。

本日は、これにて延会いたします。

午後3時27分 延会

第488回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和7年3月12日（水曜日）午前10時開議

第 1. 一般質問

第 2. 市議案第 9 号 須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について

第 3. 市議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

第 4. 市議案第11号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 5. 市議案第12号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

第 6. 市議案第13号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

第 7. 市議案第14号 須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 8. 市議案第15号 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について

第 9. 市議案第16号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

第10. 市議案第17号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について

第11. 市議案第18号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第12. 市議案第19号 須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について

第13. 市議案第20号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第14. 市議案第21号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第15. 市議案第22号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第16. 市議案第23号 須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

第17. 市議案第24号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について

第18. 市議案第25号 須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について

第19. 市議案第26号 須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について

第20. 市議案第27号 須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第21. 市議案第28号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

- 基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第22. 市議案第29号 須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について
- 第23. 市議案第30号 専決処分の承認について
- 第24. 市議案第31号 専決処分の承認について
- 第25. 市議案第32号 令和7年度須崎市一般会計予算について
- 第26. 市議案第33号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 第27. 市議案第34号 令和7年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 第28. 市議案第35号 令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 第29. 市議案第36号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 第30. 市議案第37号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第31. 市議案第38号 令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第32. 市議案第39号 令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 第33. 市議案第40号 令和7年度須崎市水道事業会計予算について
- 第34. 市議案第41号 令和7年度須崎市下水道事業会計予算について
- 第35. 市議案第42号 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について
- 第36. 市議案第43号 令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 第37. 市議案第45号 市道路線の認定について
- 第38. 市議案第46号 指定管理者の指定について
- 第39. 市議案第47号 指定管理者の指定について
- 第40. 市議案第48号 指定管理者の指定について
- 第41. 市議案第49号 指定管理者の指定について
- 第42. 市議案第50号 教育委員会委員の任命について
- 第43. 市議案第51号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第44. 市議案第52号 須崎市総合計画の基本構想の策定について
- 第45. 市議案第54号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第45まで

出席議員

1 番 西村 泰一君
3 番 宮田 志野君
6 番 松田 健君

2 番 大崎 宏明君
4 番 杉山 愛子君
7 番 佐々木 學君

8 番 山本 啓介君
10 番 海地 雅弘君
12 番 高橋 立一君
14 番 土居 信一君

9 番 森田 收三君
11 番 森光 一晴君
13 番 高橋 祐平君

欠席議員

2 番 大崎 宏明君 午後から
5 番 吉野 寛招君
14 番 土居 信一君 午前中

説明のため出席した者

市 長 楠瀬 耕作君
会計管理者兼会計課長 小野修一郎君
企画情報課長 堅田 典寿君
元気創造課長 山岡 伸也君
防災課長 濱崎 守央君
建設課長 楠瀬 晃君
住宅・建築課長 國廣 哲也君
長寿介護課長 大崎 弘美君
市民課長 高橋 正恭君
人権交流センター所長 松浦 永治君
教育長 竹内 新君
学校教育課長 中西 司君
子ども・子育て支援課長兼
青少年育成センター所長 市川ゆかり君

副 市 長 梅原健一郎君
総 務 課 長 松浦 すが君
プロジェクト推進室長 岡田 進一君
文化スポーツ・観光課長 廣見 太志君
税務課長兼固定資産評価員 森光 和明君
農林水産課長 嶋崎 貴寿君
環境未来課長 宮本 良二君
健康推進課長 中川 雄大君
福祉事務所長 森光 澄夫君
上下水道課長 大野 明君
教育次長 西村 浩司君
生涯学習課長 福本 博一君
港湾政策推進監 壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長 久万 敏幸君
会計年度任用職員 森本 慧君

次 長 谷脇 弘君

午前10時 開議

○副議長（高橋祐平君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。14番土居信一さんより、申合せにより、本日午前中の欠席の届けが
ております。また、5番吉野寛招さんから、所用のため本日1日の欠席の届出が
てっております。

また、本日は土佐市議会より、前議長の森田市議、山本市議が来てくださっております。誠にありがとうございます。

日程第1 一般質問

○副議長（高橋祐平君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。10番海地雅弘さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） おはようございます。

それでは、一般質問の2日目になります。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最近、この議場で、議会で、市長のネクタイを見るのがちょっと僕の趣味になっておりまして、今日も非常に鮮やかなネクタイをしております、私も負けじと、朝いろいろ探してきまして、平成8年に全国の商工会青年部連合会出向しとったときに、当時の総務委員長にお別れ会でいただいたウルトラマンのネクタイをきて、何とか時間切れがないようにうまいことしたいなと思って参りました。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、市長の政治姿勢につきまして、何点かお聞きをいたします。

まず、道路交通違反についての顛末、報告書につきましてお伺いいたします。1月21日付におきまして、須崎市議会議員の皆様という道路交通違反についての顛末書、報告をいただきました。この報告書は、1月19日の午前11時頃、須崎市神田の農耕関係車両道を通行したことによる通行違反、違反反則点2点、反則金7,000円で検挙されたというもので、進入については、私の不注意による標識の見逃しが原因で誤って進入し、通行したものであり、交通安全を推奨していく立場にある市長として大変御迷惑をおかけしたと、深く深謝をしていると。また、深く反省するとともに、以後このような違反を起こさないよう信頼回復に努めてまいりたい旨、少し省略させていただきましたが、このように記されておりました。

この交通違反が、公務中なのか、私的な時間の出来事なのか書かれておりませんでしたが、この報告書は市長の素直な気持ちが表され、反省し、深く深謝していることが伝わる文章でございました。また、今議会、処分議案として給料の月額10%、1か月減給する条例改正議案が提出されております。

しかし、この頂いた部分でちょっと腑に落ちないところがあったのが、頂いた封筒が市役所の公務用に使用している封筒で、料金は料金後納郵便、郵便区内特別郵便物になったものだと思いますが、その部分で送付されてまいりました。違反に関しましては個人の不注意によるものですので、郵便物などは個人的に送付するべきだと思います。ささいなことではありますが、公私混同と思われるような行動は市長として慎むべきだと思います。

24時間365日市長職にあり、いろいろ忙しかったことだと思います。この件につきまして、市長にお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） おはようございます。

改めまして、議会開催冒頭でもおわび申し上げましたけれども、さる1月に進入禁止のところに入ってしまったということで検挙されまして、重ね重ね申し訳なく思っております。その点で、海地議員より御指摘をいただきました。非常にありがたい御指摘かと思っております。

若干の、せっかくでございますので、説明というか、させていただければと思うんですけども、まず、私、公人でもございますので、勤務時間外でございました。勤務時間外の出来事でございますけれども、すぐ皆さんにお知らせするべきやということと、発表するべきだということで、マスコミ各社に、まず、こういうことがあったと、これは須崎市の市長として、私的な時間でありつつも、公人としてこういうミスを犯しましたということをお知らせした次第でございます。そのお知らせする前に、やはり議員の皆さんにはきちっとお知らせするべきであろうということで取った行動でございます。

先ほど言いましたように、公人として、市役所としても、市の市長がそういうことをしたということをお知らせする、ある意味義務があるというふうにも考えておまして、そういった経費もかかったわけでございますので、そういう意味も含めまして、今議会に減給議案を提出させていただいております。

これが、今の1か月10%が、そういう意味において適切かどうかということも、ぜひ御判断をいただければというふうに思っております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） 丁寧な御答弁いただきました。

あのバイパスができてもう何年たつんですかね、25年、30年ぐらいたつんですかね。あれ、できたとき、私も知らずに、あそこの交通違反を知らずに入って、ああ、速くなったなと思って、次行こうと思ったら、何か農耕車両専用と書いておまして、それ以来私も通ったことはありませんし、よく捕まらんかったなと、逆に、こんなところで言っているのかどうか分かりませんが、もう時効と思いますんで。

やっぱりこういうことは常日頃注意しなきゃいけないなということ、市長の気持ちはよく分かりましたんで。

それでは、次、行かせていただきます。

株式会社クリーブラッツ社との訴訟問題につきましてお伺いいたします。さる2月7日、本市と株式会社クリーブラッツ社との間における損害賠償請求事件及び使用差止等反訴請求事件の第一審判決が東京地方裁判所において言い渡されました。損害賠償事件につきましては786万2,347円及び遅延損害金の支払いを命じる。そして、反訴提起につきましては棄却されました。須崎市としては、この判決は到底容認できないということで控訴することとし、2月21日付で控訴状を送付し、25日には到達したと提案趣旨説明において報告を受けました。

須崎市民として非常に残念で悔しい第一審判決となりました。市民の皆様からも、どうなっちゃうがぜよと、しんじょう君は大丈夫ながかよ、などとお叱りを、いや、御批判を私どもいただいているところでございます。そこで、確認のために何点かお聞きします。これ、もう5年ぐらい

になるんですかね、これがあってから。

まず1つ目としまして、そもそもどうしてこういう状態になったんでしょうか。私ども今まで何回かお聞きはしておりますが、やっぱり市民の皆さんまだまだ分かりにくいところもございますんで、市民の皆さんに分かりやすく御説明を願いたいと。

2つ目として、市民の財産であるしんじょう君の権利を守るべく、控訴審に臨みたいということでございますが、勝算はあるのか、どういったものをしっかり守っていききたいのか、御答弁願いたいと思います。

そして、3つ目として、この訴訟に関して、もろもろ現在までかかった費用があらうかと思えますので、およそお幾らぐらいになるのかお聞きしておきたいと思えます。よろしく願います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 御質問いただきまして、ありがとうございます。この件に関しましても大変長い時間がたっておりまして、市民の皆様には本当にいろんな形で御心配をかけまして、この点に関しましてもおわびを申し上げる次第でございます。

3つ質問いただきました。まず1点目として、どうしてこうなったのか、2点目として、控訴審の勝算があるのか、3点目として、費用が今までどうだったかということでございます。1点目と3点目につきましては後ほど担当課長から御答弁申し上げまして、2点目の控訴審に関してでございます。

一審の内容を見ますと、いわゆる着ぐるみの「ちいたん☆」が誕生してから、しんじょう君と約1年弱コラボした期間がございます。基本的に着ぐるみ「ちいたん☆」はしんじょう君の二次的著作物、著作権はしんじょう君にあるということが前提において、明確な「ちいたん☆」に対して許諾書、こんなこととしていいよとかいう書類での許諾書は、市としては公式には一切出してないわけですが、当時のゆるキャラ界の信頼関係といいますか、須崎市もいろんな形で市の名前をPRしたいということが前提でやっておりましたので、せっかくできたもんだから1年間ぐらいということでやったわけですが、結局相手方にそういう、何ていうか、誠意がなくて、勝手に商標を我々の知らない間に申請したり、全く違う形の商業活動に走ったりして、これはもう一緒にやっていけんということで、観光大使を解任したわけです。

それイコール、もう活動をやめてくれという話になったわけですが、一審ではその1年弱の間のコラボが、須崎市がいわゆる黙示に許諾しておったんだと。書類はないけども、そういう、同じに行動したこと自体が活動を認めておったんだというような話で、その以降の話も、解任した以降の話も、やはり黙示の許諾があったということで、期限も定めず裁判所は、じゃあいつまで黙示の許諾が続くかとかいうことも明示せずに、今回、その一言で全部が決められておるという内容でございます。

それに対して、我々としたら権利者が、仮に100歩譲って黙示で許諾したとしても、じゃあ、未来永劫そうなんですとか、著作権っていうのはすごい支配権がありますんで、どの部分をじゃあ黙示の許諾してたんですかと。そういう明解な判断のない一審判決でございますので、これ

は到底容認できないということで、しんじょう君の権利っていうのは、言いましたとおり道路とか橋と一緒に須崎市民の財産でございますので、これをきちっとクリアにしておくということで、控訴するという判断を代理人の弁護士と相談の上させていただいたわけです。

勝算はあるかというお問い合わせであります。控訴でございますので、我々としたら勝算がないとは思っておりません。以上です。

○副議長（高橋祐平君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 山岡伸也君登壇〕

○元気創造課長（山岡伸也君） １点目と３点目についてお答えさせていただきます。

まず、１点目のこれまでの経過についてであります。平成２８年１１月、しんじょう君がゆるキャラグランプリ２０１６で優勝。平成２９年８月に株式会社クリーブラッツ社より、しんじょう君にコツメカワウソ「ちいたん☆」の冠番組に出演してほしいと打診があり、また、同じ９月にクリーブラッツ社よりコツメカワウソ「ちいたん☆」を本市の観光大使にしてほしいと話を持ちかけられました。

その際、コツメカワウソ「ちいたん☆」はツイッターのフォロワー数が数十万人を超えていて本市をＰＲできるなどと、本市のメリットについて説明され、本市のために協力を申し出てくれているものと素直に信じ、これに応じる方向で話を進めていました。

その後、クリーブラッツ社より、キャラクター「ちいたん☆」を作成したいのでしんじょう君のデザイナーを紹介してほしいと依頼され、これに応じました。なお、その時点で、キャラクター「ちいたん☆」はしんじょう君の兄弟とか親友という設定で作りたいなどと提案されていましたが、その点につきましては全てお断りしております。

その後、平成２９年１０月、キャラクター「ちいたん☆」のイラストについて、ほぼ完成した段階で初めて示されまして、あまりにもしんじょう君に似過ぎていたため、デザインの変更について提案しましたが、変更されることはありませんでした。

そして１１月、クリーブラッツ社よりキャラクター「ちいたん☆」の着ぐるみを作成するに当たり、また、関係各所からデザインがしんじょう君の色違いだが許可を取れている保証が欲しいと言われて、これに対応できるようにしたい旨の相談を受けました。

これに対し、本市はキャラクター「ちいたん☆」の着ぐるみを製作し、本家であるしんじょう君や本市のＰＲのために須崎市観光大使委嘱式に出席したり、それに関連して、多少の活動をした程度であれば、しんじょう君そのものをつくるわけではないから、委嘱式までの時間的制約を鑑みて、特に許可等の手続は必要ないものとして扱うこととし、着ぐるみ製作であれば、しんじょう君を作るわけではないから許可する必要はない旨の回答をいたしました。

これに対しクリーブラッツ社より、着ぐるみ製作会社だけではなく、今後タイアップする企業へも証明しなければならないため、その旨を正式な書面により証明してほしいと依頼されましたが、正式な書面での発行が必要であれば具体的な許可の内容、範囲、条件等の希望を明示した正式な書面で申請いただき、その内容を審査した上で正式に決定する必要がある旨をお伝えしましたが、以降、正式な書面での申請は一切なされておりませんでした。

そして、平成３０年１月、東京都内において委嘱式を開催し、正式にコツメカワウソ「ちいた

ん☆」を須崎市観光大使に委嘱、このときキャラクター「ちいたん☆」がお披露目されました。その後、2月から6月にかけてキャラクター「ちいたん☆」の過激な動画が炎上し、本市に大量のクレームが寄せられるようになりましたが、本市はコツメカワウソ「ちいたん☆」を観光大使に任命しているため、鎮静化に協力したり、多方面で活動をバックアップしておりました。

その後、キャラクター「ちいたん☆」が本市のPRと無関係に営利活動に邁進するようになり、本市の観光大使としての活動がなくなっていたこと、観光大使任命の理由であるツイッターのフォロワー数が水増しであったこと、無断でキャラクター「ちいたん☆」のイラストに係る国内商標登録を行っていたことなど、クリーブラッツ社との信頼関係が維持できなくなり、コツメカワウソ「ちいたん☆」の観光大使の解任と、キャラクター「ちいたん☆」の活動停止を平成31年1月に求め、2月に本市の定例記者会見において、キャラクター「ちいたん☆」の問題点を指摘し、東京地方裁判所にキャラクター「ちいたん☆」の標章と着ぐるみの使用禁止を求める仮処分命令申立てを行いました。

それに対し、令和元年9月、キャラクター「ちいたん☆」の標章と着ぐるみの使用について、本市の黙示の許諾が認められるとして仮処分の申立てが却下され、10月に即時抗告を行いました。12月、即時抗告が棄却されました。その後、令和3年7月、クリーブラッツ社は本市が行った定例記者会見等により損害を被ったとして、本市に対し約4,324万円の損害賠償請求を起こし、令和5年3月、これに対しキャラクター「ちいたん☆」の使用差止めと損害賠償を求め反訴を行いました。本年2月7日に損害賠償請求事件及び使用差止等反訴請求事件の第一審判決が東京地方裁判所において言い渡され、損害賠償請求については786万2,347円の支払い、反訴提起については棄却されました。以上までがこれまでの経過となっております。

なお、3点目のこれまでの費用についてであります。法律事務所への委託料の支払い等が683万1,275円、裁判傍聴等の際に係る職員の出張旅費などで94万5,410円の支出となっております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君）

やはり、今、課長、るる、もうかなり丁寧に御説明いただきましたので、本当にしんじょう君は須崎市の財産であるという、相手方がいかに、どう言いますかね、非情なというか、悪意を持って行動しておるのかということがよく分かったと思います。この間、ちょっとこの関連でずっと記事を読んでいましたら、こんなこと書いてましたね。「ちいたん☆」の運営会社は、今後も「ちいたん☆」としんじょう君が生き生きと活動できるよう努力を重ねていきますとコメントしてましたと、こんなこと書いてましたんで、非常に、やはり僕も腹立たしいと思って、もうぜひともこれ、控訴をして、やはり権利を守るべくしっかりとやっていっていただきたいなと、これはもう市長、ぜひ応援しますんでよろしく願いいたします。次に参ります。

住友大阪セメント高知工場の休転と市内宿泊施設につきましてお伺いをいたします。宿泊施設が脆弱な当市におきまして、9月オープン予定と聞いております、九州大分県に本部がありますAZホテルの進出は非常に喜ばしいことでございます。

一方で、住友大阪セメント高知工場さんは、開業以来、休転時には市内の宿泊施設への短期・長期にわたり宿泊をしていただき、大きいお金を落としていただいている業者さんが、A Zホテルオープン後はそちらへ宿泊施設の変更があるんじゃないかと非常に心配していると、既存の宿泊施設の方から何軒かお聞きをいたしました。

12月議会で、このA Zホテルについては須崎市として誘致はしていないとおっしゃっておられました。須崎市が誘致をしていないということであれば、住友大阪セメント高知工場さんを通じて業者さんに働きかけていただいて、できるだけ今までどおりの宿泊施設の使用をお願いしたい旨、行政を通じて話を持って行っていただきたいと思っているところでございます。市内の旅館、ホテル業者もこのように思っていることだと思います。民間のことといって放っておけない事案であると考えているところでございますが、市長の御所見を賜っておきたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） HOTEL A Zのオープン、これ、部屋数が158室だそうでございます。本年9月1日と聞いておりまして、ご当地キャラまつり in 須崎やオープンウォータースイミングなど、県内外から多くの方に来ていただけるイベントの際の宿泊需要に対応でき、多くの経済波及効果も見込まれ、特にこれまでなかなか市内に宿泊できずに市外で宿泊されていた方の本市への宿泊につながり、観光客の増加にも期待をしておるところでございます。そういう意味におきまして、具体的に住友大阪セメント高知工場さんの休転時、これ、結構な方がおいでますので、私も存じ上げております。

それに対して、基本的に民民のお話なんで、どこまで市としてお願いするかということでございますけれども、やはり既存の宿泊事業者の方も非常に頑張っておられるわけございまして、そういう意味では、先ほど言いました休転の職員も全部須崎市で賄っていなくて、周辺の佐川町とかに宿泊は散らばってたわけで、できれば、キャパが大きくなったんで、外に行かれてた分をぜひ須崎市でというお願いはできるかもしれませんので、その辺は宿泊事業者の方ともよくお話をしながら、既存の対応をしていきたいというふうに思っております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ぜひとも、やっぱり既存の事業者の方、非常に心配されるところでございますし、やはりああいった、ああいうホテルのタイプ、あまりなかったもんでございますんで、やはり市外宿泊してる方も結構いらっしゃることは事実でございます。須崎市の会社に訪問、セメント以外にしても、須崎市を訪問するにしても高知市へ泊まってから来るとかですね。結構そういう方もいらっしゃいましたんで、そういった需要はもちろん須崎市の中で掘り起こされる分だと思いますし、また、周辺への波及効果もございます。

だけど、やはり、もし今までの休転の須崎市で泊まってる皆様がそういうことになると、非常に問題も大きくなるのかなと、もうこれに応じて事業もやめようかなと思う方もいらっしゃると思いますんで、その辺りも加味しながら、ぜひ工場の方と市長が、またトップ会談でもしながら、やはり市長の発言っていうのは非常に重いわけでございますんで、その辺りも所管課と相談しな

から進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、須崎版防災必携につきましてお伺いいたします。昨年9月議会で提案いたしました須崎版防災必携でございますが、担当課でも再配布に向けて検討していましたし、ハザードマップ等ですね、昨年の市政懇談会でもそのような意見や要望が出されていたので、令和7年度中の作成に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えており、それに併せて検討していきたいというふうな答弁を9月議会でございました。

須崎版防災必携の進捗状況、昨日、森光議員の質問に答える形で、県の、変わったということで、令和8年になるのかなというふうな感触はあったわけですが、このことにつきまして一応質問をさせていただきたいと思います。お願いします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 現在配付をしております地区別津波ハザードマップは平成25年に作成したものでございまして、長年緊急避難場所などのデータが更新されておらず、その更新につきましては市民の方々からの御意見や御要望もありましたことから、令和7年度中にデータを最新のものに更新し、配付する準備を進めておりましたが、高知県が被害想定を見直すということで、令和8年3月以降にその内容を公表予定ということでございますので、新たに作成するハザードマップへ最新の被害想定を反映させたいということでございますので、1年延ばして令和8年度中へ変更させていただきたいと考えております。この点、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） ぜひハザードマップとか、新たに避難場所、それに通じていろいろな防災用具とか、どんなところで売ってるとか、いろんなところでも、極端にしたらいろんなお店屋さんから事業所から提案いただいて、広告載せてあげてもいいんじゃないのかなというような感覚もありますんで、そんなも含めて、使い勝手のいいものにしていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、高台整備につきましてお伺いいたします。高台移転に向けた整備の取り組みとして、東川内第1市営住宅用地の小規模宅地造成を進めながら、周辺の用地についても取得に向け地権者と交渉を重ねていると報告をいただきました。また、新たな高台整備候補地としまして、隣接する須崎自動車学校用地を取得整備するため、地権者である有限会社オーシャン・クルー様とも協議することとし、関連予算が今議会計上されております。少しずつではありますが、着実に高台開発に向けまして進んでいるなと感じているところでございます。

こういった小規模開発を進めながら、私、以前市長が市長になって3年目のときかな、筒井副市長が就任時、ぜひとも高台整備をしていただきたいという思いがありまして、知り合いのコンサルタントに依頼して、簡単な図面でしたが描いていただいて、それは多ノ郷小学校から現在の須崎自動車学校までの高台開発を、結果的に高台まちづくりができたらいいなと思っていたところで、こういった小規模開発も順次進めながら、そういったところが高台開発につながっていけばいいなと思っているところでございます。

今年発行される新たな須崎市総合計画でも、主要プロジェクトとして前回に引き続き高台まちづくりが書き込まれております。その中で、整備対象施設等に応じて事業規模を分類し、早期に高台団地の開発を行い、将来的に高台まちづくりを目指したいと書いています。この部分をどのように解釈、読み解いたらいいのかお示しをいただきたいなというふうに思います。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高台まちづくりににつきましては、配付させていただいております参考資料、須崎市総合計画及び第3期須崎市総合戦略（案）の基本計画に、都市機能の高台整備といたしまして、災害拠点病院や市内製造業の高台整備の実現に向けた取り組みについての方針を定めておりまして、また、住宅地の高台整備といたしまして、小規模な住宅地の高台整備を実現するための取り組みについて方針を定めております。

これらに加えて、災害時における仮設住宅用地など、防災公園の確保につきましても大変重要な課題でありますことから、今般提出いたしました次期総合計画の主要プログラムに高台まちづくりを位置づけておるところでございます。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君）

あそこの場所は非常にいい場所で、僕もいろいろ須崎市あちこち見ながら、須崎市が団地とか造るにしても、やはり基本的な僕の考え方は、基本的にまちに近いところで、避難場所にもなり、それができたらまちが拡大していくというふうなイメージを持ってまして、そこに救急病院があるとか、工場の移転があるとか、民間の住宅があるとか、そういうふうになっていけばいいのかというふうな感じで思いを乗せてコンサルに描いていただいたことでもございました。須崎市もいろいろ検討した結果、そういった場所がいいんだろうというふうになったわけでもございますんで、こういった小規模で上手に開発を、あまりお金かけないようにしながら、最終的につながっていけばいいなど。できれば佐川町からの道があの辺まで抜けてくれば、まだ開発にも拍車がかかるのかなというふうな感じでも思っているところでもございます。ぜひとも高台整備、これ、早く進めていかないと、非常に人口の減少もございまして、もし南海トラフが来ると、市長も昨日の質問でもおっしゃっていたように、1回起こって住民が出ていくと帰ってこないということにもつながりますんで、やはり早めに、事前復興の観点からも進めていっていただきたい、須崎市の一つのハード整備の第一なのかなというふうに思いまして、私も協力できるところはいろいろ協力していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それともう1点、この地域につきまして、赤崎町には住友大阪セメント高知工場さんの社宅がございまして。地域の住民の方々から、住友大阪セメント高知工場さんの社宅、結構広い場所がございまして、その中にもちょっと広めの通路がございまして。かなり広いですね。七、八メートルから10メートルぐらいあるんじゃないでしょうか。ここの社宅を横断して須崎自動車学校への避難道建設ができないか要望を受けているところでもございまして、今後須崎市がこの上のオーシャン・クルーさんの用地を取得することになれば、地域の方々と御相談して、市長なり所管課

へお伺いしたいと考えているとでございます。須崎市が取得する方向になった場合、こういった周辺整備も頭に置いておいていただきたいと考えるところであります、市長の御所見をお聞きします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 赤崎町に限って言いますと、緊急避難場所につきましては、現在、須崎自動車学校と平和公園を指定をしております。昨日もだんだんの御答弁申し上げましたが、避難対策は非常に大事でございまして、やっぱり地域の中で一緒に共助として考えていくべきものでもございますので、ぜひ、先ほど地域の方というお話ありましたので、自主防災組織の方と一緒に話合いをしながら、どういう形がいいのかというものを考えていけたらとは思っております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君） いろいろと地域の方ともお話をしながら、そういった時期が来れば御相談もしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他当面する諸課題につきまして何点かお伺いいたします。

学校給食センター整備における地元対策につきましてお聞きをいたします。私、以前から学校給食センター整備に係る周辺地域の方々から、市道の拡幅や防犯灯の整備の要望を受けております。施設整備事業を行うときは、地域の市民の皆様も同時によくなっていかなければならないというのが私の基本的な考えで、また、こういったときじゃないと周辺整備に係る経費も捻出できないのではないかと考えているところでございます。

昨年3月議会でも、ちょうど1年前ですね、同様の質問をさせていただきました。当時の細木教育長の答弁は、地元対策におきまして確定した事項はございませんが、議員御指摘の点についても御意見を伺いながら、可能な範囲、検討してまいりたいと答弁されました。そして、現建設課長でもございます楠瀬課長の答弁も、確定した事項はありませんが状況に応じて協議させていただきたい、今後関係車両の通行など、周辺の交通状況を見ながら対応してまいりたいとのことでありました。あれから1年が経過しました。地元要望の部分的な市道の拡幅や防犯灯の整備につきまして、改めて教育長及び建設課長の御所見をお聞きをしておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 皆様、おはようございます。

海地議員の御質問にお答えをいたします。まず、給食センターにつきましては、建築工事などの入札も完了いたしまして、現在工事を進めております。地元の皆様には御理解と御協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

御質問の地元への対応につきましては、工事を始めた段階でありまして、現在も確定事項はございません。ただし、給食センター整備後に地元の方が敷地内を通行することはできないかという御相談はございましたので、今後の状況に応じて協議したいと考えてございます。以上でござ

います。

○副議長（高橋祐平君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） お答えします。先ほどの教育長からの御答弁でもありましたとおり、給食センターの整備については現在も工事中の状況でございますので、施設整備が完了した後に工事車両等による市道への影響を確認するとともに、給食センター関係車両の通行や周辺の交通状況を見ながら対応してまいります。

なお、防犯灯の整備につきましては予定をしております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔１０番 海地雅弘君登壇〕

○１０番（海地雅弘君） これからいろいろと地元からいろんなお話が、この部分、今、建設課長もおっしゃられましたけど、どうしてもこの部分がちょっと広く欲しいよねとかいうところがあれば対応していただけたのかなというふうに思っておりますし、防犯灯も基本は地域住民でつけて管理をしていくものであろうというところも、須崎市の方針としてはございますが、どうしても須崎市がつけなきゃいけない部分もあるかもしれませんので、そういった部分には対応をお願いしたいですし、地域でやる分につきましては、また地域で御申請をお願いしたいなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、公園の管理と整備につきましてお伺いいたします。須崎市内の公園の施設管理は建設課を中心に行われております。市内各地にある市民がくつろげる公園におきまして、椅子が壊れたり、ささくれたりして残念に思うことがありますが、こういった公園の管理、修繕は定期的に行われているのでしょうか。公園の管理、整備状況につきましてお聞きをしておきたいと思っております。

また、最近特に気になった場所は川端シンボルロードの椅子でございまして、海のまちプロジェクトにおいて暮れにぼんぼりが設置されましたんで、孫たちを連れて見に行きました。そこには座ることをちゅうちょさせるような椅子が多く、特にこれから春の花見のシーズンとか、気候のいい季節になりますと、あそこでお弁当を広げたり、コーヒーを飲んだりしてくつろいでおられる市民の姿も以前は見受けられた場所でもございますので、まちづくりなんかのイベントなどに呼応しながら、早めに手直しをするか、新たに設置をしていかなければならないというふうに感じているところでございます。公園の管理と整備につきまして、改めまして管理者である建設課の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） 市街地でございます２７か所の都市公園は、設置から３０年以上経過した公園が６割を占めておりまして、老朽化や経年劣化により更新が必要とされる施設がございます。これらのうち１０か所の公園施設は、長寿命化計画に基づき財政状況に応じて更新を進めていくことにしております。

また、シンボルロードでございますが、こちらの椅子については令和７年度に更新する予算を

今議会に計上しておりますので、対応してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔１０番 海地雅弘君登壇〕

○１０番（海地雅弘君） 令和７年度ということでした。できたら時期的なものも、４月なのか、９月なのか、来年の３月なのか、できたらお示しいただきたいなと思いますが。

○副議長（高橋祐平君） 建設課長。

〔建設課長 楠瀬晃君登壇〕

○建設課長（楠瀬晃君） これから、春から夏にかけてイベントもたくさんあると思いますので、できるだけ早く対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔１０番 海地雅弘君登壇〕

○１０番（海地雅弘君） できるだけ早く対応していただけるということでございますので、やはり需要の高いところなんかは集中的にやっていけばいいのかなというふうに思っているとございまして、なかなか全て対応するっていうのも、計画もしなきゃ駄目なんで、そこは楠瀬課長の手腕の見せどころで、何とか早めにいろんなところを直していただきたいなと思います。それでは、最後の質問をさせていただきます。

健康寿命延伸施設につきましてお伺いいたします。昨年９月議会におきまして、健康寿命延伸における施設としてフィットネスジムの誘致についてお聞きをいたしました。答弁では、初期投資からランニングコストまで当市負担なら出店の可能性もあるというような説明であったように思います。その後、健康推進課長からいろいろと御相談もお受けしたことから、９月議会後、今、空き店舗の企業側の担当者に連絡をして、家賃や賃貸の状況について調整を図らせていただきました。そして担当課より、貸す側、借りる側とも協議をしているとお聞きしております。前向きに進んでいるのではないかというふうに感じているところでございますが、現在の状況、今後につきまして、健康推進課長にお聞きをしておきたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 健康推進課長。

〔健康推進課長 中川雄大君登壇〕

○健康推進課長（中川雄大君） お答えします。議員御質問のとおり、昨年の９月議会におきまして、本市へのフィットネスジム誘致の可能性についてお答えいたしましたが、その後の進捗状況について御説明申し上げます。

現在、テナント企業様とは大筋で合意が形成されており、本市が健康増進施設としてテナントを借り上げ使用料を負担するという形で、テナントの区画、面積、賃料等の協議を進めております。現地での打合せも数回行い、３月中にはフィットネスジムの出店工事担当者様とテナント企業様との現地での詳細な打合せも計画されております。これを基に、出店に当たっての初期コスト及びランニング経費を算定し、本市が負担する経費について、６月議会を目途に補正予算をお諮りしたいと考えております。

また、本年１月にフィットネスジムを運営する企業の本社を市長が訪問した際に、官民連携推進事業の責任者の方から、フィットネスジム出店に先立ち、総務省が所管する地方創生事業の一

つである地域活性化起業人制度の活用を御提案いただいております。この制度は、三大都市圏に所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき社員を地方自治体に一定期間派遣し、地方自治体に取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を生かしながら、即戦力人材として業務に従事することで地域活性化を図る取り組みでございまして、本市ではロゴスパークの運営等で活用いたしております。

先方の企業様からは、全国初の取り組みとして本市と協定を締結したいとの御提案をいただいております。本市といたしましても、この制度を基に健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の予防や介護予防などにつながる幅広い取り組みが展開できるのではないかと考えております。

今後におきましては、包括連携協定及び地域活性化起業人制度の協定締結を基に、市民の健康づくりへ向けたソフト面での取り組みと合わせ、フィットネスジムの誘致など、ハード面での体制整備を進めることによって相乗効果が発揮できる多様な取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお力添えをよろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

○副議長（高橋祐平君） 海地さん。

〔10番 海地雅弘君登壇〕

○10番（海地雅弘君）

私も年金世代になりまして、非常に体力的な衰えも最近感じているところでございまして、非常にフィットネスジム、ある意味期待もしているところでございます。ぜひとも、私もまあ一肌といいますか、少しお力をお貸しできたのかなというところもございます。遠山の金さんばりにぱっと脱げればいいんですが、そこまでなかなか力もございませんので、できる限りお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今議会、質問を終わります。

○副議長（高橋祐平君） 順次質問を許します。4番杉山愛子さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） おはようございます。日本共産党の杉山愛子です。通告に沿って質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

介護の安心についてです。先日、ある事例に接しまして、介護認定の申請や区分変更申請を行うタイミングについて考えさせられました。簡単に状況を説明いたします。

御夫婦で暮らしていて、介護が必要な夫を妻が介護しており、介護サービスはほとんど利用されていませんでした。妻が長期の入院が必要となったことから、夫は生活全般に介護サービスの利用が必要になりました。しかし、要支援2の認定であったため、使えるサービスが限られ大変お困りでした。区分変更申請をしたところ、要介護2と判定されました。要介護2の夫が要支援2の認定であったことが、今回の事例の問題の一つにはあると思います。安心して介護を続けられない状況になるところを目の当たりにしまして、非常に胸が痛みました。

介護保険は介護度の認定によって受けられるサービスが異なり、給付限度額も異なります。心身の状態の変化があったときに速やかに区分変更の申請をし、適切な介護認定を受けていることで状態に応じたサービスにつながるができますけれども、家族が介護をしている場合など、

サービスをあまり利用していないケースもありまして、区分変更の必要性が認識されにくいのではないのでしょうか。

また、介護認定を受けていない高齢者の中には、介護保険制度についてよく分からないという方や、自分の状態が申請の対象になると認識していない方、また、申請の方法が分からない、どこに聞いたらいいのか分からないという方もいらっしゃるということを聞いています。今、サービスを利用せずに、家族の支援などで暮らせている方であっても、家族の入院などの突発的な事態が生じたときに必要な介護サービスを安心して利用できるよう、介護認定や区分変更申請の周知が重要ではないのでしょうか。

介護保険制度や対象となる心身の状態、相談先や申請方法、また、区分変更の重要性についても、周知の強化について長寿介護課長に見解をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 長寿介護課長。

〔長寿介護課長 大崎弘美君登壇〕

○長寿介護課長（大崎弘美君） お答えします。介護保険の要介護認定につきましては、介護サービスの給付に結びついていることから、要介護認定をお持ちの方及び家族には、これまでも心身の状態が悪化したとき、もしくは状態が改善したときには速やかに変更申請を行い、状態に応じた適正な介護サービスをお使いいただくようお願いをしてきました。現在も、ホームページや長寿介護課の窓口で手続について説明をしておりますが、引き続き市民の皆様が適切な介護サービスをお使いいただけるように、須崎市地域包括支援センター等関係機関に周知し、協力をしながら、必要な支援を今後も行っていきたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） どうかよろしく願いいたします。介護の問題、非常に人材不足ですとか事業所の閉鎖など、厳しい現実も学ばせていただきました。介護保険法は介護が必要となった方の尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスに係る給付を行うことが目的でございます。制度の周知、非常に重要と考えるので、より一層強化を求めまして、次の質問に移ります。

教育行政についてです。中学校統合についてですけれども、統合後のスクールバスの運行計画案について、保護者連絡ツールなどで既に配信はされておりますけれども、読んでいる方は少ないという印象を持っています。各地域で説明会を行う予定ということでしたが、日程や開催方法、周知の方法、参加対象者についてお示してください。

○副議長（高橋祐平君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） おはようございます。

御質問にお答えをいたします。スクールバスの運行計画案につきましてはの説明会は、朝ヶ丘中学校へのスクールバスの運行を予定しております上分地区、南地区、浦ノ内地区の令和6年度の中学1年生の保護者及び小学生の保護者を対象に開催をいたします。

日程でございますが、上分公民館では3月24日、南公民館では3月26日、浦ノ内公民館で

は3月27日の、いずれも午後7時からの開催といたしております。

また、周知の方法ですが、議員からも触れていただきましたが、小・中学校の保護者の方に登録をしていただいております、スマートフォンに送信ができます家庭連絡システムすぐーるでの配信と、すぐーるを登録されていない御家庭のほうには、学校を通じて御案内をすることといたしております。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） すぐーるを登録をしていますが、携帯が、スマホを替えた場合なんかは再度登録が必要であったりして、それを学校がきちっと把握できてるのか、学校教育課が把握できているのか、そこもちょっと非常に疑問があるところでして、できればすぐーると文書配付も全員に配付していただけたらと考えております。

そうして、これに関わってくるのが小学生、中学1年生の保護者ということですがけれども、保育園の保護者についても、今後保育園児も学校に上がっていくわけで、そのスクールバス利用する対象者であると考えますので、保育園のほうにも案内をして、説明会参加したい人は参加ができるように案内をするべきではないかと求めておきます。

そして、地域の住民の方も、これからスクールバスの運行に当たって関係をしてまいりますので、せめてホームページのお知らせなんかで開催の御案内ということはしていただきたいと、こちら求めておきます。

そして、肝心のバスに乗って通学するのは子どもたちなわけですがけれども、子どもたちへの説明会の開催についてはどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。子どもたちへの説明会、いかがでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） お答えいたします。現在、保護者の方に説明をする予定といたしておりますので、ぜひ保護者の方からもお伝えはいただけたらありがたいというふうには思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 説明を聞きたい子どもたちがぜひ参加ができるようお願いいたします。令和4年の9月に成立しましたこども基本法では、11条ですね、こども施策を策定し、実施する際、対象となる子どもや関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするというふうにも掲げられております。子どもへの意見聴取について非常に大事にしていきたいと思っております。次の質問に移ります。

上分地区からのスクールバスの運行ルートですが、国道197号線を川下に下っていき、須崎中学校を左折し、バイパスを経由するという、今、案が示されております。保護者らからは、津波浸水想定区域を通学することへの不安をこれまでも伝えてきたはずだけれども、どうして海に向かって進行をするのか。浸水地域を多く通るだけでなく、バイパス経由で液状化可能性の大き

な地域を通るのはなぜかといった疑問の声が多く聞かれます。バイパス経由のルートは、県の液化可能性予測図で液化可能性が大や中と示された区域を多く通るルートです。登校時に南海トラフ地震が発生した際、高架の崩落や液化化による道路の寸断、バスの横転などのリスクが懸念されますが、この点の御認識をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

災害の多い我が国において、発災時、通学路にリスクはあり得るものと認識をしております。議員御指摘のバイパスとは、国道５６号線のことかと思われます。スクールバスの運行計画案では、上分地区、南地区、浦ノ内地区から運行する登校便の降車場所として、西崎町の旧杉乃家前としておりました。しかしながら、統合準備委員会の委員や令和７年度に校区外通学バス運行予定地区の保護者から、バスの降車場所をもっと学校の近くにしてほしいという要望をいただき、朝ヶ丘中学校付近において、子どもの安全、また、学校までの距離、また、スクールバスの停車スペースなどの観点から、バイパスを経由させた上で朝ヶ丘中学校の県道向かいを降車場所として決定したところです。

仮にその降車場所にバイパスを経由せずバスを停車するには、交通量の多い道路上の信号のない場所でバスを右折させたり、Ｕターンさせたりするリスクが生じるため、毎日の運行上の安全を重視し、バイパス経由としたものです。

○副議長（高橋祐平君） まだ質問中ではございますけれども、この際１０分間休憩いたします。

午前１０時５９分 休憩

午前１１時１０分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 御説明をいただきました。リスクはあるものという御答弁だったと思います。

液化化の可能性がある距離を、そのバイパス経由と、新莊川を上って県道３１５号線を通るルートで朝ヶ丘中学校に行った場合、その液化化、可能性のある地域の距離ですね、バイパスのほう、２，１２３メートルです。３１５号線を通った場合、８２８メートルです。こういったリスクを非常に保護者は心配をしております、受け止めとしては、統合は保護者の過半数は上分中学校、津波 に関してはですけども、安全だから残してほしいというお声は非常に多い中で、統合を進めますというふうにしているわけですので、安全な通学路の整備ということをしていただかないと困ると考えます。新莊川を上るルートで、そして県道３１５号線を通って朝ヶ丘中学校の入り口を拡幅するなどして、学校の敷地内にバスを進入させるといったことで少しでもその不安を払拭するルートが取れるのではないかと思いますけれども、そういった整備ができませんでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

当初、登校便について、新莊川を上るルートも検討いたしました。しかし、国道の左側は新莊川が流れており拡幅が困難であること、また県道上分多ノ郷線への交差点を過ぎて夫領地区でも乗降場所を予定をしていることから、生徒を乗車させた状態で国道１９７号線をＵターンさせる必要が生じ、毎日の運行上の安全面でのリスクがありましたので、それを避けて現在の運行計画案を提示をしているところでございます。

また、朝ヶ丘中学校入り口の拡幅につきましても課題がございます。朝ヶ丘中学校側の道路沿いに乗降場所を整備することは困難であり、安全対策として朝ヶ丘中学校の敷地内にスクールバスを進入させることになるのではないかと考えられますが、それには徒歩通学や自転車通学の生徒との通路を区分し、スクールバスが十分に通行できる道幅や、車両を安全にＵターンさせるスペースが必要となります。しかしながら、朝ヶ丘中学校は敷地に余裕がありませんので、先ほどの御質問にお答えしましたとおり、朝ヶ丘中学校付近で現在の登校便の降車場所を決定したものでございます。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君）

新莊川を上るルート左側に安全な乗降場所が確保、整備が難しいということでしたけれども、私、通りまして、あると思いますね。３か所ぐらいは取れると考えております。そして、１９７号線のＵターンをする、児童生徒を乗せてＵターンをする、そのことのリスクを答弁いただきましたけれども、下校便では、多分、それをするんですよね。そう私は認識してますけど、下校便では県道３１５号線帰ってきて、夫領のほうに行って、Ｕターンして下っていくので、下校では可能なことがどうして登校ではできないのかなというふうに思いました。朝ヶ丘中学校の入り口の整備も大変困難であると、敷地の余裕がないということでした。徒歩や自転車の生徒の安全も非常に大事に考えないといけないので、私はもうこれは無理して敷地内にバスを進入させるということは、現状では難しいと考えております。ですので、難しいんですよ、安全に子どもたちを登校させるということが今、難しい状況で、１２月議会で市長はバスの運行計画のいかんによって、統合計画そのものの見直しにつながるとは考えていないという答弁をされましたけれども、運行計画というのは登下校の生徒の安全に大きく関わるもので、今、避難訓練の計画も示されていない状況です。保護者や児童生徒の中に上分小・中学校の存続を願う声が依然ありまして、防災をはじめとする懸念が払拭されておられません。安全な通学のための整備を行って、生徒や保護者の理解が得られるまで統合を延期するべきではないでしょうか、市長、答弁をお願いします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 先ほど教育長が答弁したことも踏まえまして、統合を延期するような懸念等は全く考えておらず、中学校の統合につきましても、令和８年４月から変更する予定はござい

ません。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） これまでの説明会においても保護者がいろいろと不安の声を上げました。それに対して、市のほうは、不安をなくすように努力をします、理解を得られるよう丁寧に説明をしますということを繰り返してこられてますので、この現状での統合ということには、やはり私は反対の意思を申し上げます。

次の質問に移ります。学校給食についてです。

物価高騰により、市内小・中学校で来年度の給食費の増額が予定されています。何校が幾ら値上げになるのか、また市の補助額の引上げによって保護者負担が増えないようにするのか、お聞きします。

○副議長（高橋祐平君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） 御質問の御答弁をする前になりますが、先ほどのスクールバスの運行案の説明会に子どもさんの参加ができないかと御質問いただきまして、私のほうから、保護者から説明をお願いをしたいという旨の御答弁しましたけれども、子どもさんの参加も可能としたと思いますので、その点ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、先ほどの御質問に御答弁をいたします。

まず、令和７年度の笑顔になる給食充実事業費につきましては、本年度から増額を、３０円の増額をいたしまして、１食当たり１００円を支援をする予定としておりまして、当初予算に計上し、今議会で御提案をいたしております。

また、議員お尋ねの来年度、給食費を値上げする予定の学校でございますが、現在のところ３校で２０円値上げをする予定とお聞きをいたしております。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） ３校それぞれ２０円ということによろしいですか。私は５０円引上げというふうに認識をしている学校もありましたので、２０円ということなんですね。としますと、市の補助額が引き上がりますので、保護者負担は増えないということによろしいですか。もう一度、確認、よろしいでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたとおり、現在のところ３校で２０円を値上げをする予定とお聞きをいたしております。現在、当初予算を今議会で御提案をいたしておりますので、その点を加味したかどうかというのは学校のほうで判断すると思いますが、この２０円値上げとなりますと保護者負担ということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 分かりました。

現在、給食費無償化を実施する市町村、令和６年９月で全国で７２２自治体、約４０％の自治体が無償化を実施しています。高知県内は、３４市町村のうち、無償化を実施している、または実施予定が１４市町村、４１％です。国は、令和８年度から小学校給食費の無償化を検討しています。教育の一環である給食で自治体間に格差が生じていることは問題です。国として予算を、財源措置の必要性を国に迫る意味でも、須崎市も今、無償化に踏み切るべきではないかと考えますけれども、御見解をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 教育長。

〔教育長 竹内新君登壇〕

○教育長（竹内新君） お答えいたします。

報道によりますと、自由民主党、公明党、日本維新の会の３党の間で合意がなされ、その中にいわゆる給食無償化として、まずは小学校を念頭に令和８年度に実現するなどあるようでございます。本市としては、具体的にどのような対応を行った上で令和８年度を迎える必要があるのか、国の検討状況を注視してまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 国の令和８年度の無償化を待たず、令和７年度に須崎市の給食無償化をぜひ検討いただきたいと思います。給食費というのは、食費と考えたら保護者負担というのは理解できるんですけれども、私は給食費は教育費だと考えております。物価高騰で食材費がますます高騰すれば、自治体の経済力などによって子どもの給食に格差が生じます。学校給食法第１０条でも給食を活用した食に関する指導が書かれているんですけれども、学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業または自然環境の恵沢に対する児童または生徒の理解の増進を図るよう努めるものとするがあります。家庭の経済状況にかかわらずみんなが平等に食べられる給食で、須崎の食を享受することは、地方創生にも必要な教育であると考えますので、国に対してこれからも無償化の実現を求めていると思っています。今、学校の給食、須崎は魚種が豊富な、魚種が豊富というのが非常に売りだということなんで、魚のまちということで売っていると思いますけれども、給食に魚が出ていないんです。久しぶりに、今月ですね、メヒカリが出ました。そして文旦は出ないんです、給食に。こういったことをどのように考えるかということでも、やっぱり郷土の食を子どもたちが平等に享受するための予算というのは教育費として、やっぱり国に求めていると思っています。

次の質問に移ります。就学援助制度についてです。

就学援助制度の認定には申請が必要ですが、申請には申請を希望する旨の調査表をまず提出しまして、それによって後日配付される申請書に記入をし、再度提出しなければなりません。申請書には家族構成や申請理由を記入し、児童生徒１人につき１枚の提出が必要です。記入の作業量の負担や、理由を記入する際の心理的負担、中には学校で子どもを介しての申請に子どもの心理

的負担を懸念する御家庭もあると聞いています。さらに教職員の業務負担の軽減の考えから、電子申請を導入する自治体が増えておりますけれども、須崎市としても対象世帯が利用しやすいよう、また教職員の業務負担軽減の考えから電子申請を取り入れること、またその理由の記入についても不要にすることを検討してはいかがでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 中西司君登壇〕

○学校教育課長（中西司君） お答えいたします。

就学援助制度につきましては、学校を通じて保護者の方に制度の御案内をしております、提出された申請書に基づき、就学援助の要件を満たしているのかどうかについて審査を行っておりますので、現在のところ、世帯構成や申請理由等の記載の省略は考えておりません。なお、電子申請の導入や申請書を世帯で1枚にするなど、申請手続の簡素化につきましては、保護者の負担軽減等の観点から、今後の検討課題であるというふうに考えております。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） ぜひ申請のハードルを下げてくださいをお願いします。内閣府の調査で、貧困世帯の就学援助の利用割合は6割ということを知りました。なかなかやはり申請のハードルが高いのではないかと考えておりますので、今後もそういった心理的負担なども含め、所得基準がクリアすれば利用ができる制度ですので、理由の記入は不要だと考えますので、その辺りもまた再度検討をお願いいたします。

子育て支援の質問に移ります。

第3期須崎市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。事業計画の名称が、すききっこ☆うきうきプランということで、とってもすてきな名前だと思いました。ですが、現状は孤立の「孤」と書く方の孤育ての苦悩や、仕事や子育ての両立に疲弊する親たちの、うきうきではなく、きゅうきゅうとした現状があると思います。基本目標に掲げられた、子どもを産み育てなくなるまちに向けて、行政の支援を求めてまいります。

土曜保育についてです。おひさま保育園での土曜一日集合保育が始まって、もうすぐ1年になります。初めての試みでしたので、預ける側、預かる側双方に御苦労や御不安もあったかと思いますが、就労形態が多様化する中、半日保育では困るという御家庭のニーズに寄り添えたのではないかと評価をいたします。

1月25日、高知新聞、声ひろばに、お孫さんが土曜保育を利用しているというおばあさんからの投稿がありました。内容は、おひさま保育園が遠く、保護者の職場とは逆方向であり、送迎が大変だということ。また、金曜日に3人分の布団を持ち帰り、土曜日におひさま保育園に持っていけないといけなといった苦労もあり、地元での土曜保育実施を希望するという御意見でした。お布団の問題は、私も当事者ですので、本当に御苦労が理解できました。この投稿をどのようにお受け止めになられたかお聞きします。

○副議長（高橋祐平君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

高知新聞の読者投稿についての受け止めということではありますが、個々の人が持つ独自の視点や思いを述べられていると捉えておりますので、それに関する感想は控えさせていただきます。

市としましては、本年度開始した土曜日の一日保育を実施することで、共働き世帯や核家族世帯の保護者等の就労の支援を支えることに大きく進展があったと考えております。また運営面では、利用する児童のいる各園の保育士が交代で対応することで、保護者や子どもが安心して利用できる体制となっていると認識しております。始まったばかりの土曜一日保育でありますので、今後、保護者や保育士の皆様の御意見を伺いながら、質の向上に努めてまいります。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） おっしゃるとおりで、須崎市の子育て環境として非常に進展があったことは、そのとおりだと考えます。とてもすばらしい土曜の一日保育の実施であると私も思っております。しかし、やっぱり送迎の負担が地域によっては増えていたりするわけで、そういった実態を訴える非常に重い投稿であったと私は受け止めておりますので、感想をお伺いしました。こういったこと全てに手を差し伸べることは難しいわけですが、もし全園でも土曜保育ができれば、それが理想なわけなんですけれども、そういったことには大変多くの課題があることも承知しております。その中で、この現状の体制の中でのこの子育てのしんどさにどのような支援ができるのか、寄り添っていけるのかが今の日本の社会全体に問われている問題だと感じます。現状でも、例えば通園バスの運行ですとか、実施園を１園ではなく２園に増やすですとか、またお布団のレンタルサービスなどを検討することはできるのではないのでしょうか。基本計画にも掲げられております目標に向かって、土曜保育に関しては取り組みの１年を節目にして、利用している保護者らにどんなことにお困りか、どのような支援があったらいいと思うかといった聞き取りを行ってはいかがでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

杉山議員御承知のとおり、保育士の労働条件や土曜日以外の平日の保育の運営など、複数園で土曜の一日保育を実施するには課題がございます。これまでの統合により、通園バスを運行している園につきましては、おひさま保育園までの区間延長をしておりますが、他の路線からの送迎についての検討はいたしておりません。有料のサービスの導入につきましては、保護者の経済的な負担増が避けられないことなどから、検討はなされております。土曜一日保育についての保護者の御意見につきましては、各保育園でアンケートが実施されており、その中でいただいた御意見を市に提出していただいております。今後も保育現場と連携をして、利用者からの御意見を集約いただき、質の向上に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 各園でアンケートを行っているということを、私、存じません。土曜保

育に限ったことでのアンケートということでしょうか。そういった取り組みをされているということを知って、少し、何ていうんですかね、うれしかったというか、寄り添っていただいているんだなというふうに受け止めました。今、本当に、このこども基本法も制定されて、少子化対策、取り組んでいこうと国を挙げてやっているわけですが、このこども基本法の中での推進していくこども施策というのは、例えばどういったことかということ、例えば働きながら子育てしやすい環境づくりを行うというふうには、こども家庭庁のホームページにも例として働きながら子育てしやすい環境づくりというのが挙げられています。この新聞投稿をされた御家庭のお母さん、働きながら子育てしやすい環境と言えるでしょうかということをもみんなで一緒に考えていきたいわけです。私が敬愛しております助産師さんの言葉ですが、たとえ夫婦がそろっていても、父と母と子どもという単位は子育ての環境としては小さ過ぎるんだと、無理があるんだというふうにおっしゃっていました。また子育て政策で移住者が増えている明石市の元市長は、核家族化が進み、日本社会の構造が変化していて、大家族に代わって国や自治体が子どもを支えなければならないというふうにおっしゃっています。こういった姿勢ですね、寄り添う姿勢を市としても示すことが、須崎市の子ども・子育ての目標にも掲げられてます、育つ子どもと育てる親に夢と笑顔をとということにつながるのではないかと思いますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

次に移ります。ファミリーサポート制度ですが、この制度を活用して保育園に送迎をしてもらうのですとか、あるいは自宅の近くで土曜日預かっていただくということも可能ではありますが、このファミサポ制度がなかなかマッチングをしないので、支援制度として機能していないのではないかなという声をお聞きします。子どもの預け先に困っているというお声はたくさん聞きますが、まかせて会員さんですね、預かる側の会員さんに相談が全く来ていない、数年間、相談が来ないという現状も聞いております。知らない人に預けるのが不安であったり、どんな子どもさんを預かるのか分からないので、まかせて会員として登録をすることにちゅうちょするといった声も聞きました。会員同士の交流会を実施して、会員外の参加も促して、預かりたい側と預ける側の顔をつなぐことで安心が生まれ、利用してみようかなとか、会員登録をしようかなと思ってもらえるのではないのでしょうか。交流会の実施について、御見解をお伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） 答えいたします。

現在、ファミリーサポートセンターの利用者のマッチングにつきましては、まかせて会員の方の申出をいただいております援助できる日時とサービス内容を確認し、当課から依頼をしております。まかせて会員の方の援助できる日時とサービス内容につきましては、申出の時点より変動していることも考えられますので、今後、まかせて会員の方全員にマッチングの依頼方法の効率化を検討しているところでございます。

また、交流会の実施につきましては、まかせて会員とおねがい会員の方はお仕事をされている方も多いことから、会員の方への交流会の開催についての調査を実施しまして、今後、開催の可否も含めて検討してまいります。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） ぜひ検討をお願いいたします。

ファミサポ制度ですが、利用料が平日は１時間６００円で、土日ですと７００円、昼間の料金で、夜はもう少し割高になりますが、有償のボランティアですので、そういった価格で、預かる側としては本当にボランティア価格なんですけれども、預ける側として、やっぱりファミサポの利用料が高いという声を何人もからお聞きをしております。やっぱり１時間、２時間とかではなくて、４時間とか６時間とかまとまった時間お願いするということになると、利用料の負担が出てくるということです。高知市では、土曜日の学童保育のニーズの不足に対応するというので、土曜日、小学校１年生から３年生の家庭でファミサポを利用して子どもを預かってもらう場合、市が４００円の補助をするという予算が今、提案されているということです。こういった形でファミサポの利用料を須崎市としても補助をして、やっぱり利用しやすい、家庭の負担を抑える、そういった支援ができるのではないかと思いますけれども、ファミサポの利用料の一部補助について、須崎市でも検討いただけないでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（高橋祐平君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

現在、ファミリーサポートセンターの利用料につきましては、初回利用で支払った利用料のうち、利用開始時から４時間分を上限に助成をしております。初回利用料の助成は、ファミリーサポートセンターの利用が子育て世帯をサポートする選択肢の一つと考えていただけたらと取り組んでおります。継続利用の利用料の補助の実施については、現在検討していないのが現状でございます。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 繰り返しになりますけれども、やっぱり子育てしやすい環境、やっぱり核家族で子育ての大変さというのが、本当にきゅうきゅうしている現状があるわけで、そこにファミサポ制度というのは一つの受皿として有効な制度であると思います。社会全体で子育てを支えるために、この利用料の補助についてもまた今後、検討課題として取り組んでいただきたいと求めていると思います。

最後の質問になります。通園バスについてです。

新荘保育園が平成２６年、上分保育園に統合をしました。その際、新荘地区から上分保育園に通園する園児のために通園バスが運行をされていまして。数年前に利用世帯が１世帯となったことから、その御家庭の意向を確認した上で運行が休止されたと承知をしております。その後、新荘地区の園児の御家庭に利用希望は聞かれていないということですが、通園バスを利用するか否かは、勤務状況や家庭環境の変化に伴って変わると思います。毎年、在園児と入園を予定している御家庭に対し、次年度の利用希望を聞くべきではないでしょうか。そして希望があった場合、通園バスの運行はできるのかお聞きします。

○副議長（高橋祐平君） 子ども・子育て支援課長。

〔子ども・子育て支援課長 市川ゆかり君登壇〕

○子ども・子育て支援課長（市川ゆかり君） お答えいたします。

新莊地区からの通園バスにつきましては、新莊地区住民会議会長、上分保育園保護者会長、利用していた保護者の方からの御理解をいただきまして、令和5年度から現在まで運行の休止をしております。今後、運行の再開につきましては、御要望が上がった際には検討するとの約束がされております。これまで御要望はいただいておりませんが、休止から年数が経過してきたこともあり、上分保育園に通う新莊地区の保護者の皆さんからお話をお伺いする機会を設ける予定でございます。

○副議長（高橋祐平君） 杉山さん。

〔4番 杉山愛子君登壇〕

○4番（杉山愛子君） 課長がおっしゃるとおりで、やっぱり運行休止から年数もたっておりまして、新しい保護者の方なんかは通園バスがあったということも知らないわけで、バスがあること知らなければ要望もしようと思わない、そういったことになっていたかと思います。やはり同じ御家庭でも家庭環境というのは、例えば妊娠、出産ですとか、職場が変わるとか、親の介護が始まるとか、いろいろな環境の変化で利用の有無というのは変わりますので、やっぱりその辺り、毎年度の丁寧な聞き取りということをお願いいたします。

初めてこんなに時間が残ったの質問が、私の通告していた質問終わりました。いつもちょっとばたばたとした質問になってしまっておりました。今回ちょっと早口で聞き取りづらい部分があったかと思いますが、以上で質問を終わりたいと思います。

○副議長（高橋祐平君） 暫時の間、休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時45分 再開

○副議長（高橋祐平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次質問を許します。高橋立一さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 大変、今までにない速さで順番が回ってきてまして、本当に私自身もびっくりしてるところなんですけれども、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1問目の市長への質問ですが、国の来年度の人件費措置についてを質問したいと思って、聞き取りもお願いをしたところですが、後刻、聞き取りの後に様々な、私が認識していましたとか、あるセミナーに出たときの説明を受けて、この質問もつくったわけなんですけれども、ちょっと捉え方が間違っていたところが多少ありまして、それを御指摘いただきまして、ただそれがもう金曜日の夕方ぐらいであったので、もうちょっと間に合わないということもあって、訂正もできなかったわけでして。従いまして、それが事実と多少異なるところがあったので、質問が成り立ちにくいということが現出いたしました。ですが、後の質問につながる部分もございまして、変な形になるかも分かりませんが、質問しようとしていたことを語らせていただいて、

質問という形にならないことが、あんまりよいことかも知れませんが、どうしてもそこを踏まないと、先ほど言いましたような質問ができにくいというところがございますので、それをお許しいただきたいなというふうに思うところでございますが、構いませんでしょうか。

○副議長（高橋祐平君） はい。

○12番（高橋立一君） そしたら、お話をさせていただきます。そういったことで、総務課長と聞き取りの会計課長には大変、必要以上の御迷惑をおかけしたかも知れませんが、それでは、質問のていの質問ということで聞かせていただきたいというふうに思います。私の認識の中での部分と御訂正いただいた部分を披瀝しながら読ませていただきます。

総務省の令和7年度地方財政対策の概要によれば、令和7年度の給与改定に備え、地方公務員給与改定分として約8,000億円、一般行政経費に給与改善費、これはまだ仮称ですけれども、2,000億円が計上されているということで、これは、最初の認識でいいですよと、一般行政経費に区分されているということで、これは会計年度任用職員分の予算であるというふうに、私、認識をしておりました。それが最近の賃上げ基調の中で会計年度任用職員分を計上されていることは時流ということだけでは片づけられない、意味のあることであると考えますが、市長はどう思われるかという質問でございました。ところが、この約8,000億円の部分に実は会計年度任用職員分の昇給を見越した予算組みもされていて、もう一つの2,000億円の部分は、正職も会計年度任用職員の分も合わせた、予備的な備えの備えみたいな予算であるということをお聞きしましたので、そういった最初言ったような経緯になりましたので、大変申し訳ないですが、そういうことで御了承いただきたいと思います。

どっちにしても、膨大なこの当初予算にこの予算を組むということの意味、これは確かに昨今の賃上げの風潮といいますか、官民間問わずそういった風潮の中でむべなるかなというふうに思いますが、それだけじゃないところもあるんじゃないかということもございまして、その辺も踏まえて次からの質問に移っていきたいというふうに思っております。何よりも、言いましたように、こういったかなりの先を見越した予算組みがされたということを私は注目していきたいというふうに思うところでございます。

それで、次の質問になりますけれども、須崎市総合計画と市職員の人員確保についてを質問をいたします。

現行の須崎市総合計画は、令和6年度で終了し、新たな計画の下、須崎市政の発展に向けた政策等が展開されることを期待するところでございます。須崎市の人口推移は、10年後の2035年には1万5,000人程度、さらに10年後の2045年には1万1,000人程度の見込みであり、人口減少対策は喫緊の課題であります。この間、子育て世帯への補助や、移住での社会増等の人口減少対策はなされてきたところでございます。今後の人口減少対策について、市長のお考えをお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 今議会で御提案いたしました、新たな須崎市総合計画案におきまして、本市の将来の目指すべき姿としての人口ビジョンをお示しをしておりますが、国立社会保障・人口

問題研究所、いわゆる社人研の推計によりますと、議員御指摘のとおり、本市の人口減少は避けられない状況となっております。このような厳しい状況の中で、本市といたしましても減少幅を少しでも小さくするために人口減少対策に取り組むこととしておりまして、まず、若い世代の人口流出を抑制すると、そして出生率向上を妨げる要因を取り除いていくと、この2つを基本方針として定めて、対策を行っていくことといたしております。

具体的には、今議会でも予算の御提案をさせていただいておりますが、県が新たに設けた人口減少対策総合交付金を活用した女性活躍促進事業や、子育て世帯新築住宅取得支援事業などに新たに組み込むこととしておるほか、移住促進等の既存の取り組みについても、事業の拡充や磨き上げにより取り組みの強化を行っていくことといたしております。

○副議長（高橋祐平君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 何議会か前にこの調査の結果、ここまで詳細にどうだったか忘れましたけれども、市長にお伺いをしたことがあったと思います。いわゆる市町村の消滅のことも絡んだことだったと思いますが、そういったことも聞いたところございまして、これがもちろんそのまま予想どおりに推移していくかというのは分からんところございまして、地方としては、地方の自治体としては、ある意味、一つの叱咤として捉えて、あるいは、もう一つは、何くそというところも含めて対応していくべきだろうというふうにも言ったような気もいたします。先ほど市長言われた、様々な施策をこれから講じていかれるということでございます。一つひとつが結果的には総合的にかみ合って、点が線にならないとやっぱり全てはつながっていかないんじゃないかというふうな思いもいたします。そういった意味では、それぞれの細かさを追求しながら、それぞれの連携を強化させていくと、そういったことになろうかというふう思うわけございまして、ぜひとも強く確実に推進をしていっていただきたいなというふう思うところございまして。

次の質問に移ります。人口減少対策等、様々な課題が山積しておりまして、須崎市総合計画を中心に、課題解決に向けた政策が今後なされていくと思いますが、質の高い公共サービスの提供には、須崎市職員の力が必要であると考えます。しかしながら、全国的にも公務員人気さが下がりぎみでございまして、採用試験応募者数は、以前から比べると減少をいたしております。県内の市町村職員数は2024年4月1日現在値では9,551人であり、前年よりは18人増加しておりますが、ピーク時の2000年度と比べると2,074人減少をいたしております。2000年のピーク時以降、集中改革プランなどで職員数は大幅に削減された一方で、地方分権改革により国や県から権限や事務が市町村に移譲され、業務量は増加しているといったことが公務職場の実態として上げられます。人口が減れば、職員数も応じて減らしていくという考え方も当然あるかもしれませんが、人口増に向けた政策等を行っていく上では、継続して優秀な人材を確保、育成する必要があると考えます。公務員の定年が段階的に延長されている中ではございますが、人口が減少している中で職員の人材確保の今後の展望について市長にお伺いをいたします。

○副議長（高橋祐平君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高橋議員御案内のとおり、質の高い公共サービスの提供のためには、継続して優秀な人材を確保、育成する必要があると認識をいたしております。また、人口が減少していく中、民間やほかの公務職場との採用競争が激しくなっており、職員の人材確保につきましては年々厳しさを増している状況となっております。

そうした中で、本市といたしましても採用試験につきまして、受験可能年齢の拡大や試験区分や試験方法の見直し、また試験日程の変更など、様々な工夫を行ってまいりました。今後におきましても厳しい状況が続いていくことが予想されますので、引き続き採用試験の国籍条項の緩和に向けた検討や外部人材の活用も含め、幅広く人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（高橋祐平君） まだ質問中ではございますが、この際、昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５８分 休憩

午後 １時 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。２番大崎宏明さんから、受診のため午後の会議に遅れるとの届出があります。

質問を許します。高橋さん。

〔１２番 高橋立一君登壇〕

○１２番（高橋立一君） 昼休み挟みますとちょっとそれまでの答弁、質疑の内容、ちょっとやや飛んでしまうことがございまして、思い起こしながら質問させていただきたいと思います。

職員、人材の確保について質問させていただいて、これまでも市長言われたようないろんな手法であるとか方法、試みをされながら、広く人材を募ってきたということだろうと思いますし、これからもその方針を緩めることなく続けていくということであろうというふうにお伺いをいたしたところでございます。取り立てて、何ていうか、突拍子もないことであるとか、奇をてらうようなことはむしろ自治体としては控えなければならないかなとも思いますし、それが必ずしも効果的かなという疑問もありますので、市長言われたようにそういった手だてを緩めることなく、むしろ強化していく方向でやっぱりやっていくしかないかなというふうなことを感じたところでございます。ぜひそういった方向で力を入れて人材確保に努めていただきたいなというふうに改めて思ったところでございます。

次の質問に移ります。最初ちょっと言い訳じみたこと言わせていただきましたけれども、実はここで最初の話が私の中ではつながってるところでございますので、最初の質問とも関連することではありますが、また少し最初の論調とはちょっと齟齬があるかもしれませんが、実際、国にしてみれば賃上げ基調、時流ということに左右されるところはやはりどうしても否めないところだろうというふうに思います。また人事院は、民間相場という大前提の下で勧告を行ってきております。しかし、やはり官民を問わず、人材確保の課題が社会問題化している中で、賃上げは喚起力のものであると考えるところでございます。それは人材を集めるということだけでなく、職

員のモチベーションを維持すること、あるいはネガティブな理由での離職を防ぐことにもつながってくるものではないかと思うところでございます。もちろん、先ほども言いましたが、市長が言われるように、これまでも市長も言われて、何回も言われておりますが、賃上げだけに意味を見いだすつもりは私もございませんが、長く働き続けられる要因の一つであることは間違いないところだろうというふうに思います。その点踏まえて、改めて市長の御見解をお伺いをいたします。

○議長（土居信一君） 市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 高橋議員御質問のとおり、人事院の勧告につきましては、民間給与の状況を調査した上で勧告がなされており、令和6年度の勧告内容につきましては、約30年ぶりの高水準となるベースアップの内容等となっております。多くの自治体の職員の給与につきましては、人事院の勧告の内容に準じて改定を行っておりまして、本市におきましても令和7年1月臨時会において、関係条例の改正について議決をいただいたところでございます。高橋議員御案内の地方財政計画におきましても、令和7年度も引き続き給与の増額改定が想定されておりますので、これまでと同様に人事院勧告に準じ、給与改定を行うよう検討してまいりたいと考えております。人材確保が難しくなっていく中で、長く働き続けるため、もちろん給与面だけではなく、様々な要因があると認識いたしております。職員の皆様が長く勤めていただくために、また須崎市役所で働きたいと思っていただけるような職場づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 市長答弁いただきましたが、大胆にはっきりにはおっしゃらなかったんですが、賃金も大きな要素であるという含みのある答弁であったかなというふうに、含みというか、それも含めることだと、重要な要素だというふうに考えられておられるというふうに答弁を聞かせていただきました。

最初にもちょっと言うたかもしれませんが、確かに今、官民間問わず賃上げの時流に乗っているというふうなことが今ある状況だろうというふうに思いますし、むしろ今上げなくていつ上げるんだというふうなところは正直言うてあろうかと思います。よくマスコミとかテレビで日本は本当にこの何十年、30年ぐらいですか、賃金もそんなに上がってないということを世界のいろいろな国と比較されて言われることが多いわけで、実際そうだったろうというふうに思うわけでございます。どうしても今のこの賃上げ状況でいうと、公務員は、先ほど私も言いました、市長も言われました、人勧が基本になってくるところがございまして、人勧はすなわち民間の相場です。その、ある意味、公務員の力だけでは御し切れないところがいや応なく出てくるのは事実でございまして、仕方ないところは多分にある、それは分かっておるところでございまして。ですから、例えば民間の企業が春闘を頑張って賃上げを勝ち取るということを、例えば公務における労働組合が応援するというのも現の構図としては非常に矛盾してない構図だろうというふうに思うわけでございます。そういった意味でみんながよくなる、みんなが賃金、賃上げによくなるような社会であってほしいなということを常々思うところでございまして、これか

らもこういった時流だけのことで片づけられない、それが当たり前になるような社会になってほしいなというふうに思うところです。その時々によって額の多寡があったり、幅があったりするでしょうけれども、そういったことを願うところでございます。

次の質問に移らせていただきます。当面する課題について、女性活躍推進事業について、元気創造課長にお伺いをいたします。

令和7年度予算、当初予算において、女性活躍推進事業費が元気創造課所管で計上をされております。シングルマザー支援協会から要望があり、令和7年度は事務所を構えて委託事業として女性が住みやすい働きやすいまちづくりを目指した政策をしていくとのことでございます。その内容についてお伺いをいたします。元気創造課長にお伺いいたします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 山岡伸也君登壇〕

○元気創造課長（山岡伸也君） お答えします。

先週、3月5日に女性が安心して住み続けられる、住みたいと思えるまちを目指し、女性が活躍できるまち須崎を実現するため、本市と一般社団法人日本シングルマザー支援協会様と女性の活躍に関する連携協定を締結させていただきました。連携事項につきましては、女性活躍に必要な情報提供、女性の相談に関すること、女性の就労支援に関すること、地域の交流への機会や場の提供に関することとなっており、来年度、令和7年度からの女性活躍推進事業では地域課題の解決を女性視点から考え、女性が生活しやすい住みたくなるようなまちづくりを目指すことを目的として事業を進めていきたいと考えております。

事業の内容としましては、市内事業所向けに女性の働きやすい職場研修、企業誘致、職業紹介業務、女性が気軽に相談できる窓口の開設、婚活、交流支援事業として移住希望者等に対する移住相談や就労支援等と併せて、出会いのきっかけづくりや地域での交流の支援を行い、またNPO法人暮らすさきとの連携を図り、既存の移住促進の取り組みに加え、ウェブサイトの強化や移住相談会等で新たに女性にターゲットを絞って本市のプロモーションを行う広報活動などを行うことを考えており、定期的なアンケート調査、地元企業への定例ヒアリングを実施することによって成果を検証しながら目的達成に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） それで、最初にも聞きました、事務所を構えてということを聞いておりますが、それは実際、具体の話としてどこにどのような形態でというのは分かっておられるのか、どうでしょうか。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 山岡伸也君登壇〕

○元気創造課長（山岡伸也君） お答えします。

事務所につきましては、ある程度目星というか、決まっているところでありますが、まだちょっと予算のほうも議決されてませんので、詳細につきましては、正式に決まってから、広報なり、報告のほうさせていただきたいと思います。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 女性に対する様々な支援策であるとか、情報も入れながらの取り組みが進んでいくというふうに期待しております。事務所まできちっと構えてやられるということは本当に素晴らしいことだと、本腰を入れてるなというふうな受け止めをさせていただきました。その他、さっきの人口減の話じゃあないんですけれども、やっぱり県外へ出ていかれる女性の何%かはやっぱり仕事、就労の問題が大きくあるだろうと、かなりの部分占めるだろうというふうに想像するわけでございまして、そういった意味でも大変意義のある事業かなというふうに思うところでございます。単に女性は子どもを産む性であるからというふうな言い方をするのは私は好まないし、間違っているとは思いますが、ただ事実としてやっぱり女性が残っていただける社会環境づくりをしないと人口も保ていけない部分もありますので、それは男の問題であり、女性の問題あるということは変わらないだろうというふうに思うわけでございます。せっきくの事業ですので、推進をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

この事業に取り組むことで男女平等に関する施策を定めている須崎市人権施策総合計画とあわせて、須崎市としての男女平等、女性活躍推進がされるまちづくりを進めていくことを期待をいたしておるところでございます。その点について考えをお聞きします。

○議長（土居信一君） 元気創造課長。

〔元気創造課長 山岡伸也君登壇〕

○元気創造課長（山岡伸也君） お答えします。

シングルマザー支援協会の方々と話をする中で、男性は仕事、女性は家庭などといった性別役割分担意識が、個人だけではなく、企業の意識としてまだあることが一般的に多いという話もお聞きしておりますが、一方で、市内の事業所へのヒアリングの中で、そういった性別役割意識の解消に向けた先例的な取り組みをされている事業所もあったとの話もございました。本市が令和7年度から実施いたします女性活躍推進事業では、そういった先例的な取り組みを広げていく内容も含まれていますことから、今回一例にはなりますが、本事業での取り組みが女性の社会参画、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにもつながっていくものであると考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） ぜひ相乗効果を生めるように取り組みを強めていっていただきたいというふうに思います。本当に社会全体がそうですし、私も議員やる以前は労働組合の役員なんかもしておりましたし、その当時からそうでしたし、今まだ退職者の組織の中に入って役員もやらせてもらっていたりするわけで、そういったところでも、やっぱり役員一つ取ってもまだ女性が役員が非常に少ない、これはもう本当に組織として危機意識を持って、あえて何割は女性に担っていただくというふうなことを最初にやりながら、そういった問題解決に向けていろんな方法取っていったりするわけでございまして。やり方についてはそれぞれあるであろうし、もしかしたら間違ったやり方もしているかも分かりませんが、そういう組織であっても、意識的にそういうことをやっているということでございまして、事業として行政、地方自治体として大いにこうい

ったことを意識的に取り組んでいただくことは素晴らしいことだろうというふうに思うわけでございます。ぜひ、先ほども言いましたように素晴らしい相乗効果を生むように取り組んでいただきたいなというふうに思うわけでございます。

それでは、最後の質問に移ります。国勢調査について、総務課長にお伺いいたします。

5年前も実は当時の梅原課長に質問させていただいた経緯もございました。5年に一度の国勢調査が本年10月1日を調査期日として実施されるようになっております。なかなかカバーし切れない方々はどうしても出てくるのではないかというふうに実際は思うところでございますが、ちなみに、ちょっと調べてみますと、前回、前々回からでしょうか、オンライン回答が可能になって、前々回のことも言わせていただきましたが、そのときは全国47都道府県の中で下から2番目のオンラインの回答率であったというふうに、たしか報告させていただいた覚えがあります。今回調べてみたら、最下位でございました。ただ1県だけ20%台。極端に差があるわけではないんですが、堂々たる最下位でございました。それと、また郵送での回答率は、全国で、42.3%でございます。オンラインのほうは全国平均37.9%だそうです。高知県は郵送のほうは50.2%ですから、やや高い、全国平均より高いということになっております。必然的に残りは手渡しであるとかということになるんだらうと、あるいはもしかしたら、どうしても回収ができないということが出てくるのかもしれない。本市では、これまでずっと、市の職員を中心として調査員を配置している歴史があるというふうに思いますけれども、ずっと最近では、全国の自治体では、個人情報保護の意識の高まりとか、セキュリティーマンションの増加等々がございまして、調査協力がなかなか得られないケースがあるというふうにも聞いております。回収率低下やトラブルを防ぐためにも、改めて万全を期した体制づくりが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（土居信一君） 総務課長。

〔総務課長 松浦すが君登壇〕

○総務課長（松浦すが君） 高橋議員御案内のとおり、統計調査に関しましては、訪問詐欺への警戒から調査に応じてもらえないなど、調査協力が得られないケースもございます。また国勢調査に限ったことではありませんが、調査員確保に苦慮する状況が続いているところでございます。国勢調査につきましては、国の最も重要かつ基本的な統計調査でありますので、調査を正確に適正に、また円滑に進めるためにも、万全の体制で臨む必要があると考えております。前回の令和2年の国勢調査におきましても、副市長を本部長とする国勢調査須崎市実施本部を設置いたしまして調査に当たっておりますので、本年調査におきましても実施本部を設置し、早い段階で準備を整え、体制整備を進めてまいりたいと考えております。

また市民の皆様に対しまして、広報やホームページなど様々な場面を通じ調査の必要性やオンライン、郵送を含む回答方法など丁寧にお知らせすることで回収率向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（土居信一君） 高橋さん。

〔12番 高橋立一君登壇〕

○12番（高橋立一君） 御存じのように地方交付税の算定に影響があるものでもございしょう

し、何より、その結果も大事ですけれども、調査していただく方の、大げさな言い方もしれませんが、身の安全を何より大事にしなければならないことだろうというふうに思っております。協力して、職員であっても、職員以外の方であってもそうだろうというふうに思うわけでございまして、課長答弁されたことで、本当に万全の体制を組んでいっていただいて、円滑な取り組みになることを希望したいと思います。5年前も当時の課長が、大体同趣旨の答弁でございまして、私の聞くとところによると、そんなに大過なく終わっていったというふうに聞いておりますので、今年に関してもぜひそういった方向で頑張っていただきたいというふうに思うところでございます。

少し早いですけれども、以上で私の今回の質問とさせていただきます。

○議長（土居信一君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第2 市議案第9号

○議長（土居信一君） 日程第2、市議案第9号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第9号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第3 市議案第10号

○議長（土居信一君） 日程第3、市議案第10号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第10号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第4 市議案第11号

○議長（土居信一君） 日程第4、市議案第11号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１１号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第５ 市議案第１２号

○議長（土居信一君） 日程第５、市議案第１２号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１２号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第６ 市議案第１３号

○議長（土居信一君） 日程第６、市議案第１３号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１３号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第７ 市議案第１４号

○議長（土居信一君） 日程第７、市議案第１４号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１４号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第８ 市議案第１５号

○議長（土居信一君） 日程第８、市議案第１５号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１５号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第９ 市議案第１６号

○議長（土居信一君） 日程第９、市議案第１６号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１６号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１０ 市議案第１７号

○議長（土居信一君） 日程第１０、市議案第１７号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１７号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１１ 市議案第１８号

○議長（土居信一君） 日程第１１、市議案第１８号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１８号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第１２ 市議案第１９号

○議長（土居信一君） 日程第１２、市議案第１９号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第１９号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第１３ 市議案第２０号

○議長（土居信一君） 日程第１３、市議案第２０号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２０号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１４ 市議案第２１号

○議長（土居信一君） 日程第１４、市議案第２１号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２１号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１５ 市議案第２２号

○議長（土居信一君） 日程第１５、市議案第２２号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２２号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１６ 市議案第２３号

○議長（土居信一君） 日程第１６、市議案第２３号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２３号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１７ 市議案第２４号

○議長（土居信一君） 日程第１７、市議案第２４号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２４号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第１８ 市議案第２５号

○議長（土居信一君） 日程第１８、市議案第２５号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２５号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第１９ 市議案第２６号

○議長（土居信一君） 日程第１９、市議案第２６号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２６号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第２０ 市議案第２７号

○議長（土居信一君） 日程第２０、市議案第２７号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２７号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第２１ 市議案第２８号

○議長（土居信一君） 日程第２１、市議案第２８号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２８号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第２２ 市議案第２９号

○議長（土居信一君） 日程第２２、市議案第２９号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第２９号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第２３ 市議案第３０号

○議長（土居信一君） 日程第２３、市議案第３０号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３０号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第２４ 市議案第３１号

○議長（土居信一君） 日程第２４、市議案第３１号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３１号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第２５ 市議案第３２号

○議長（土居信一君） 日程第２５、市議案第３２号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３２号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第２６ 市議案第３３号

○議長（土居信一君） 日程第２６、市議案第３３号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３３号は、総務文教委員会に付託

いたします。

日程第２７ 市議案第３４号

○議長（土居信一君） 日程第２７、市議案第３４号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３４号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第２８ 市議案第３５号

○議長（土居信一君） 日程第２８、市議案第３５号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３５号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第２９ 市議案第３６号

○議長（土居信一君） 日程第２９、市議案第３６号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３６号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３０ 市議案第３７号

○議長（土居信一君） 日程第３０、市議案第３７号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３７号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３１ 市議案第３８号

○議長（土居信一君） 日程第３１、市議案第３８号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３８号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３２ 市議案第３９号

○議長（土居信一君） 日程第３２、市議案第３９号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３９号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３３ 市議案第４０号

○議長（土居信一君） 日程第３３、市議案第４０号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４０号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３４ 市議案第４１号

○議長（土居信一君） 日程第３４、市議案第４１号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４１号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３５ 市議案第４２号

○議長（土居信一君） 日程第３５、市議案第４２号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４２号は、それぞれの委員会に分割して付託いたします。

日程第３６ 市議案第４３号

○議長（土居信一君） 日程第３６、市議案第４３号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４３号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３７ 市議案第４５号

○議長（土居信一君） 日程第３７、市議案第４５号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４５号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３８ 市議案第４６号

○議長（土居信一君） 日程第３８、市議案第４６号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４６号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第３９ 市議案第４７号

○議長（土居信一君） 日程第３９、市議案第４７号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４７号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第４０ 市議案第４８号

○議長（土居信一君） 日程第４０、市議案第４８号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４８号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第４１ 市議案第４９号

○議長（土居信一君） 日程第４１、市議案第４９号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第４９号は、産業厚生委員会に付託いたします。

日程第４２ 市議案第５０号

○議長（土居信一君） 日程第４２、市議案第５０号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

○議長（土居信一君） お諮りいたします。本案は、先例に従い、質疑及び委員会への付託、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会への付託、討論を省略することに決しました。

△市議案第５０号採決

○議長（土居信一君） これより市議案第５０号を採決いたします。

本案は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第５０号は、原案に同意することに決しました。

日程第４３ 市議案第５１号

○議長（土居信一君） 日程第４３、市議案第５１号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第５１号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第４４ 市議案第５２号

○議長（土居信一君） 日程第４４、市議案第５２号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第５２号は、総務文教委員会に付託いたします。

日程第４５ 市議案第５４号

○議長（土居信一君） 日程第４５、市議案第５４号を議題といたします。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第５４号は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（土居信一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日１３日から３月１８日までは委員会審査等のため休会し、３月１９日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

３月１９日の議事日程は、議案並びに陳情の審議であります。

開議時刻は午前１０時。

本日はこれにて散会いたします。

午後１時３８分 散会

第488回須崎市議会3月定例会会議録

議事日程

令和7年3月19日（水曜日）午前10時開議

- 第 1. 市議案第 9 号 須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について
市議案第10号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
市議案第11号 須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第12号 須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第13号 須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第14号 須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第15号 須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
市議案第16号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第17号 須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について
市議案第18号 須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
市議案第19号 須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について
市議案第20号 須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第21号 須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第22号 須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第23号 須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
市議案第24号 須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について
市議案第25号 須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について
市議案第26号 須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について
市議案第27号 須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
市議案第28号 須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

- 基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 市議案第29号 須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について
- 市議案第30号 専決処分の承認について
- 市議案第31号 専決処分の承認について
- 市議案第32号 令和7年度須崎市一般会計予算について
- 市議案第33号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算について
- 市議案第34号 令和7年度須崎市バス事業特別会計予算について
- 市議案第35号 令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算について
- 市議案第36号 令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算について
- 市議案第37号 令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について
- 市議案第38号 令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 市議案第39号 令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について
- 市議案第40号 令和7年度須崎市水道事業会計予算について
- 市議案第41号 令和7年度須崎市下水道事業会計予算について
- 市議案第42号 令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について
- 市議案第43号 令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 市議案第45号 市道路線の認定について
- 市議案第46号 指定管理者の指定について
- 市議案第47号 指定管理者の指定について
- 市議案第48号 指定管理者の指定について
- 市議案第49号 指定管理者の指定について
- 市議案第51号 須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 市議案第52号 須崎市総合計画の基本構想の策定について
- 市議案第54号 須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例について
- 陳情第15号 学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情

第 2. 議案訂正・説明・委員会付託

第 3. 閉会中の事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1 番	西村 泰一君	2 番	大崎 宏明君
3 番	宮田 志野君	4 番	杉山 愛子君
5 番	吉野 寛招君	6 番	松田 健君
7 番	佐々木 學君	8 番	山本 啓介君
9 番	森田 收三君	10 番	海地 雅弘君
11 番	森光 一晴君	12 番	高橋 立一君
13 番	高橋 祐平君	14 番	土居 信一君

説明のため出席した者

市 長	楠瀬 耕作君	副 市 長	梅原健一郎君
会計管理者兼会計課長	小野修一郎君	総 務 課 長	松浦 すが君
企 画 情 報 課 長	堅田 典寿君	プロジェクト推進室長	岡田 進一君
元 気 創 造 課 長	山岡 伸也君	文化スポーツ・観光課長	廣見 太志君
防 災 課 長	濱崎 守央君	税務課長兼固定資産評価員	森光 和明君
建 設 課 長	楠瀬 晃君	農林水産課長補佐	長山 浩二君
住 宅 ・ 建 築 課 長	國廣 哲也君	環 境 未 来 課 長	宮本 良二君
長 寿 介 護 課 長	大崎 弘美君	健 康 推 進 課 長	中川 雄大君
市 民 課 長	高橋 正恭君	福 祉 事 務 所 長	森光 澄夫君
人権交流センター所長	松浦 永治君	上 下 水 道 課 長	大野 明君
教 育 長	竹内 新君	教 育 次 長	西村 浩司君
学 校 教 育 課 長	中西 司君	生 涯 学 習 課 長	福本 博一君
子ども・子育て支援課長兼 青少年育成センター所長	市川ゆかり君	港 湾 政 策 推 進 監	壹反田正好君

事務局職員出席者

局 長	久万 敏幸君	次 長	谷脇 弘君
会計年度任用職員	森本 慧君		

午前10時 開議

○議長（土居信一君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 市議案第9号から第43号、市議案第45号から市議案第49号及び第51号、第5

2号、第54号、陳情第15号

○議長（土居信一君） 日程第1、市議案第9号から第43号並びに市議案第45号から第49号及び第51号、第52号、第54号の43議案と、継続審査となっておりました陳情第15号の1件、これら44件の議案及び陳情を一括議題といたします。

△委員長報告

○議長（土居信一君） これより順次委員長の報告を求めます。総務文教委員長・高橋立一さん。

令和7年3月19日

須崎市議会議長 土居 信一 様

総務文教委員長 高橋 立一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第 9号	須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について	原案可決
市議案第10号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
市議案第11号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第12号	須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第13号	須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第14号	須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第15号	須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第16号	須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第17号	須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第20号	須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第21号	須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第22号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第23号	須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第25号	須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について	原案可決

市議案第 30 号	専決処分の承認について	原案承認
市議案第 31 号	専決処分の承認について《分 割》	原案承認
市議案第 32 号	令和 7 年度須崎市一般会計予算について《分 割》	原案可決
市議案第 33 号	令和 7 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 34 号	令和 7 年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決
市議案第 35 号	令和 7 年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決
市議案第 42 号	令和 6 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について《分 割》	原案可決
市議案第 47 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 48 号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第 51 号	須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第 52 号	須崎市総合計画の基本構想の策定について	原案可決
市議案第 54 号	須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和 7 年 3 月 19 日

須崎市議会議長 土居 信一 様

総務文教委員長 高橋 立一

請願・陳情審査報告書

本委員会に付託の請願・陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第 143 条第 1 項及び第 145 条の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	提 出 者	審査結果
陳第 15 号	学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情《令和 6 年 継 続 》	高知市丸ノ内 2-1-10 高知県教職員組合 執行委員長 細木 久義	不 採 択

〔総務文教委員長 高橋立一君登壇〕

○総務文教委員長（高橋立一君） 今議会、総務文教委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第 9 号須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について、市議案第 10 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、市議案第 11 号須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第 12 号須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第 13 号須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第 14 号須崎市職員の育

児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第15号須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、市議案第16号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第17号須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について、市議案第20号須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上10議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第21号須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第22号須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての2議案につきましては、委員から、法改正による当分の間の具体的な期間、新たに項目を加える必要性、最低基準を常に向上させるよう努めることの整合性についてに関して質問がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第23号須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第25号須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、雇用の基準を設けたらよいのではといった質問があり、執行部より、雇用の維持に向けていけるよう検討したいとの答弁がありました。また、新たに雇用する雇用形態は問われないかとの質問に対しては、定義を設けている、継続して正職員として雇ってもらいたい思いもあるとの答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第30号専決処分の承認についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、賠償金の財源、専決処分に至った経緯や判断基準、今後の再発防止に向けての取り組みなどについて質問があり、執行部より、事故後、相手方の保護者、保育園、市で協議をし、相手方から係争に発展するような発言もなく、請求金額から保険会社が保険金額を算定したもので、弁護士に相談するといったことはしなかった。また、不備があった箇所は全て対応したとの答弁がありました。なお、今回、登っていいところでない柱を登っている事故であり、保護者にも不備があったと思う、今後は専決するにしても事前に経過説明をしてほしいとの執行部に要望をしました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第31号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきましては、執行部からの説明を受け、審査を進めました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第32号令和7年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分につき

まして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、ポケふたの市内設置場所、岩井レコード、錦湯、吉村旅館の改修後の経営の見通し、観光クラスター事業の駐車場整備も含めた計画提示、道の駅改修の経緯、N I E 推進事業の新聞社数、須崎中学校、朝ヶ丘中学校の大規模改造工事の内容、学校給食の保護者負担の軽減、助産施設利用事業の対象者への周知方法などといった多くの質問があり、執行部よりそれぞれに対する答弁がありました。

審査の中で、観光クラスター事業は予算の計上が多額で、具体的な見通しも説明がない状況であり反対、大阪・関西万博関連予算は夢洲での開催に安全面での懸念があり反対、学校統合事業費は統合に反対の立場から、図書館等複合施設の整備事業は浸水区域であり、これまでの経緯から反対するといった意見があり、挙手による採決を実施し、結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第33号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計予算についてにつきましては、委員から、人件費が高いことに関し、改善する意思が見られない、外部委託する意識を持ってほしいとの要望があり、執行部より、お遍路さんや貸切りでの海外利用者も増えており、経費削減をしつつ、様々な協議をしながら収益を上げていきたいとの答弁がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第34号令和7年度須崎市バス事業特別会計予算について、市議案第35号令和7年度須崎市スクールバス特別会計予算についての2議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）についてのうち、当委員会付託分につきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、観光クラスター整備事業費について、錦湯の隣と向かいの敷地購入後の利用方法について質問がありました。審査の中で、観光クラスター整備事業に関して、具体的な全体の構想などが示されていない状態での予算計上であり、反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第47号指定管理者の指定について、市議案第48号指定管理者の指定について、市議案第51号須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての3議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第52号須崎市総合計画の基本構想の策定についてにつきましては、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、小規模校を存続させることで子どもたちの多様な学びの場の選択肢になるのではといった質問があり、執行部から、集団生活の中での切磋琢磨するような環境も重要だ。また、学校規模によって多様な教育が保証されているわけでもない。学校統合の計画は常にある前提で考えているといった答弁がありました。審査の中で、学校統合は保護者や地域住民の理解や協力を得て進めるべきだと考えており、本計画には反対するとの意見があり、挙手による採決を実施し、結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第54号須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例に

ついてにつきましては、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情の審査結果につきまして御報告をいたします。

継続審査となっておりました陳情第15号学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情につきましては、委員より、新たな職の設置に伴い、教育活動の自由と共同性を破壊し、管理統制が強められることが懸念されるという部分については判断できるものがないので反対する、教員のなり手不足が深刻で、子どもの学習環境の保証にも関わる課題なので採択をするべきと考えるといった意見がありました。意見が分かれたため、挙手により採決を行い、結果、採決に対しての挙手少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適当な御決定をいただきますようお願いをいたします。

○議長（土居信一君） 産業厚生委員会委員長・森光一晴さん。

令和7年3月19日

須崎市議会議長 土居 信一 様

産業厚生委員長 森光 一晴

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告します。

記

市議案第18号	須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第19号	須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第24号	須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第26号	須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第27号	須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第28号	須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
市議案第29号	須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について	原案可決
市議案第31号	専決処分の承認について《分割》	原案承認
市議案第32号	令和7年度須崎市一般会計予算について《分割》	原案可決
市議案第36号	令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
市議案第38号	令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決
市議案第39号	令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決

市議案第４０号	令和７年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決
市議案第４１号	令和７年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決
市議案第４２号	令和６年度須崎市一般会計補正予算（第１１号）について	原案可決
市議案第４３号	令和６年度須崎市下水道事業会計補正予算（第４号）について	原案可決
市議案第４５号	市道路線の認定について	認 定
市議案第４６号	指定管理者の指定について	原案可決
市議案第４９号	指定管理者の指定について	原案可決

〔産業厚生委員長 森光一晴君登壇〕

○産業厚生委員長（森光一晴君） ただいまより、今議会、産業厚生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

まず、市議案第１８号須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、市議案第１９号須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について、市議案第２４号須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について、市議案第２６号須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について、市議案第２７号須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、市議案第２８号須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、以上６議案につきまして、それぞれ執行部の説明を求め、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第２９号須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例についてにつきまして、執行部から説明を受け、慎重に審査を進めました。審査の中で、委員から、対象者がいないので条例をなくすということだが、実際に自宅で介護されている方もいるので、そうした方の支援につながる条例であれば残しておくべきだと思うので反対するとの意見が出され、挙手により採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第３１号専決処分の承認についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、非課税世帯支援事業において、前回の給付の際、支給要件確認書で申請がなかった方がどれくらいいたのか、未申告の世帯を非課税世帯とみなす場合があるのかといった質問があり、執行部から回答がありました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、市議案第３２号令和７年度須崎市一般会計予算についてのうち、当委員会付託分につきまして、執行部からの説明を受け、慎重に審査を進めました。質疑では、委員から、新規狩猟者の登録者数、シンボルロードの照明、住宅リフォーム補助金の交付対象者、生活保護の申請件数が減っている原因や申請時の手続、妊婦出産時タクシー利用補助、福祉避難所指定促進事業や高齢者介護予防事業の具体的な実施内容、産前産後ヘルパー派遣事業の実績、宿泊型産後ケア事業の対象者など多くの質問があり、それぞれ執行部から説明がありました。審査の中で、マイナン

バーカード交付事業は、従来より反対してる事業であり反対するとの意見が出され、挙手により採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第36号令和7年度須崎市国民健康保険特別会計予算についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市議案第37号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてにつきまして、議案内容に誤りがあったとのことで、本会議に一旦差し戻し、執行部から議案内容の訂正及び説明を受けた上で、再度委員会審査を行うことになりました。

次に、市議案第38号令和7年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、市議案第39号令和7年度須崎市介護保険特別会計予算について、市議案第40号令和7年度須崎市水道事業会計予算について、市議案第41号令和7年度須崎市下水道事業会計予算について、市議案第42号令和6年度須崎市一般会計補正予算（第11号）について、市議案第43号令和6年度須崎市下水道事業会計補正予算（第4号）について、市議案第45号市道路線の認定について、市議案第46号指定管理者の指定について、市議案第49号指定管理者の指定についての9議案につきましては、執行部からの説明を受け、慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。

これで御報告を終わりますが、どうかよろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願いいたします。

日程第2 議案訂正・説明・委員会付託

○議長（土居信一君） 日程第2、ただいま産業厚生委員長の報告にありました市議案第37号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について議案内容の訂正の申し出がありましたので、執行部から説明を求めます。市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） おはようございます。

市議案第37号令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について、予算書に誤りがあったことに関しましておわびを申し上げますとともに、議案の訂正をお願いいたします。

別冊令和7年度須崎市特別会計予算書51ページを御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,008万円といたしておりますが、正しくは4億5,044万8,000円となります。

次に、52ページの第1表、歳入歳出予算の歳入ですが、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金の金額が1億4,308万3,000円とありますが、正しくは1億4,345万1,000円となり、それに伴いまして歳入合計も4億5,044万8,000円となります。

また、53ページの歳出ですが、第2款後期高齢者医療広域連合負担金、第1項後期高齢者医療広域連合負担金の金額が4億3,483万9,000円とありますが、正しくは4億3,520万7,000円となり、歳出合計も4億5,044万8,000円となります。

54ページからの歳入歳出予算事項別明細書に関しましても同様に訂正となっておりますが、詳細につきましては配付いたしております令和7年度須崎市特別会計予算書正誤表を御参照くださいようお願いいたします。

また、訂正箇所を正しく改めた須崎市後期高齢者医療特別会計予算書も同時に配付いたしておりますので、そちらも御参照ください。

議案の訂正につきましては以上ですが、このたびの予算書の誤りによりまして議員の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことについておわびを申し上げますとともに、今後このようなことがないよう細心の注意を払って事務の執行に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） ただいま説明のありました市議案第37号の議案内容の訂正について、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議がありませんので、申出のとおりこれを許可することに決しました。

△議案説明

○議長（土居信一君） 引き続き、市議案第37号について執行部から説明を求めます。市民課長。

〔市民課長 高橋正恭君登壇〕

○市民課長（高橋正恭君） それでは、改めまして、市議案第37号須崎市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

議案書の59ページ、訂正後の令和7年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算書の1ページでございます。第1条におきまして歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,044万8,000円と定めるとともに、第2条におきまして地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めております。

それでは、3ページの歳出から御説明いたします。第1款総務費1,363万8,000円、第2款後期高齢者医療広域連合負担金が4億3,520万7,000円、第3款公債費1,000円、第4款諸支出金110万2,000円、第5款予備費50万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、2ページの歳入を御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料が3億579万3,000円、第2款使用料及び手数料が2,000円、第3款繰入金1億4,345万1,000円、第4款繰越金1,000円、第5款諸収入120万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

なお、詳細につきましては、4ページからの歳入歳出予算事項別明細書を御参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土居信一君） 以上で議案の説明が終わりました。

○議長（土居信一君） これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△委員会付託

○議長（土居信一君） ただいま議題となっております市議案第３７号は、産業厚生委員会に付託いたします。

委員の皆さんは、委員会会議室へ移動をお願いします。

この際、暫時の間、休憩いたします。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時５９分 再開

○議長（土居信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△委員長報告

○議長（土居信一君） 産業厚生委員長の報告を求めます。

令和７年３月１９日

須崎市議会議長 土居 信一 様

産業厚生委員長 森光 一晴

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第１１０条の規定により報告します。

記

市議案第３７号 令和７年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について

原案可決

〔産業厚生委員長 森光一晴君登壇〕

○産業厚生委員長（森光一晴君） 先ほど産業厚生委員会に付託されました議件につきまして、審査の経過と結果の御報告をいたします。

市議案第３７号令和７年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算についてにつきまして、執行部から説明を受け、審査を進めました。議案につきまして慎重審査の結果、執行部からの説明を適切と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で御報告を終わりますが、適当な御決定をいただきますようお願いいたします。

△委員長報告に対する質疑

○議長（土居信一君） これよりただいまの両委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 質疑なしと認めます。

△討論

○議長（土居信一君） これより討論に入ります。３番宮田志野さん。

〔３番 宮田志野君登壇〕

○３番（宮田志野君） 日本共産党の宮田志野です。

市議案第２９号須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について、市議案第５２号須崎市

総合計画の基本構想の策定についての各委員長報告は、原案可決でした。私は、日本共産党市議団を代表し、それぞれの委員長報告に反対の立場で討論を行います。

まず、市議案第29号須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例についてです。

この条例は、寝たきり状態の方を在宅で介護する場合に支給される手当について、平成4年に始まり、その後、5回の改定が行われてきました。介護保険制度のサービスへの移行などにより該当者がいなくなったので、条例を廃止するとの説明でした。しかし、介護保険制度の枠に当てはまらない方や介護認定されてもサービスを受けない方などの介護については、家族の協力が必要不可欠となっている現実があります。条件の緩和拡大により在宅介護されている方への手当支給を行うこともできるのではないかと考えますので、条例の廃止に反対いたします。

次に、市議案第52号須崎市総合計画の基本構想の策定についてです。

須崎市総合計画基本構想の主要プロジェクトの4番目には新たな教育の推進が掲げられ、令和8年度から中学校を5校から2校に、その3年後を目標に小学校を8校から5校に統合すると統合後の学校数を明記しています。学校統合は、文科省の統合に関する手引にもあるように、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれ、行政にはその姿勢が求められます。現在の統合計画に反対する市民の意見には、子どもたちの教育環境として複数の選択肢があるべきというものや地域の中に学校があることの教育的意義は大きいといった意見があります。

全国的には増加する不登校の課題解決のために子どもたちの多様な学びの場の保障が叫ばれています。この件に関して教育長は、小規模な学校を残すことが学びの場の多様性につながるものではないとの意見を述べられました。しかし、現に不登校当事者である子どもの保護者から、小規模な学校であれば学校に行けたかもしれないとの声を聞いています。こういった声に耳を傾け、地元の学校の存続を希望する保護者の意見を尊重し、小規模な学校を残すことは須崎市の子どもたちにとって一つの学びの場の選択肢になると考えることから、私たちは統合計画の見直しを求めています。

また、統合の対象となっている安和小学校は、今年度の須崎市プレゼンテーション大会において最高位の市長賞を受賞しました。地元の自然環境を保全する活動に参加し、子どもたちが自ら考え、行動したことなどが本物の学びであると評価されての受賞でした。ジンデ池という地元の生きた教材が活用できる教育環境を適正配置基準を重視した教育環境の整備によって失うことについては、そのメリットやデメリットを当事者を交えて十分に議論する必要があります。教育長は、統合後の新たな学区に安和地区もあり、安和の教育環境がなくなるわけではないとの考えを述べられましたが、学習指導要領で取り扱う内容が増え、授業時数が膨らみ、子どもと教職員に負担が増えている中で、ジンデ池を活用した学びが統合後もこれまでと同様に可能でしょうか。

須崎市総合計画は、今後10年間の須崎市の最上位計画として策定されるものです。統合計画など市民の声を聞き、柔軟な見直しも図るべきであると考えことから、本基本構想の策定には反対いたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はございませんか。4番杉山愛子さん。

〔４番 杉山愛子君登壇〕

○４番（杉山愛子君） 日本共産党の杉山愛子です。

市議案第３２号令和７年度須崎市一般会計予算について及び市議案第４２号令和６年度須崎市一般会計補正予算（第１１号）について、総務文教委員長の報告は、それぞれ原案可決でした。また、陳情第１５号学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情についての報告は不採択でした。私は、日本共産党須崎市議団を代表し、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

最初に、市議案第３２号令和７年度須崎市一般会計予算について、予算の中にはこれまで日本共産党市議団も求めてきた若者定住のための住宅新築やリフォームへの補助金、支障木の伐採に係る費用の補助金など市民要望に応える新たな制度の創設が盛り込まれ、おおむね評価するものですが、賛成できない予算も含まれていることから反対いたします。

まず、マイナンバーカード交付事務費については、経済界の要望を背景にマイナ保険証も一体に進められており、医療費の抑制や公的医療保険制度を変質させていく狙いがあるものであるため、マイナンバーカード事業に反対の立場でございます。

観光費については、大阪・関西万博への出展に係る費用が含まれていますが、大阪・関西万博の開催は税金を使ってカジノ誘致に向けた基盤整備を行うものであること、また会場の安全性についても非常に懸念され、開催自体に反対の立場でございます。

また、学校統合事業費については住民合意のない学校統合には反対であり、図書館等複合施設整備事業費については津波浸水想定区域への施設設備であるにもかかわらず避難場所としての機能を有しない設計であり、来館者の命が守れるのかと市民の中に依然疑問の声が大きいことなどからこれまでも予算に反対をしてきた立場であり、令和７年度予算にも反対いたします。

加えて、観光クラスター整備事業として計上されている４億８，７０６万２，０００円についてでございます。本事業費は、海のまちプロジェクトの一環である須崎縁日商店街ホテル整備事業に係る経費で、内訳は、旧岩井レコードと旧錦湯の改修工事費が約２億８，０００万円、吉村旅館の改修費として２億円などです。巨額の予算を投じる整備ですが、整備後の施設の運用、運営などの計画や経営の見込みについて何ら示されておりません。例えば旧錦湯を改装してオープンする温浴施設の燃料費はどのくらいかかるか、毎日営業するのか、料金設定は、人件費は、利用者数の想定はといった試算は大変重要で、予算計上に当たって議会に示すべきものと考えます。施設を整備した上で経営が成り立たなければ、運営費や維持費などの負担は市民に強いられることになるのではないのでしょうか。そういった懸念に対する市民への説明責任も現状では果たせないため、反対いたします。

次に、市議案第４２号令和６年度須崎市一般会計補正予算（１１号）についてに計上されている観光クラスター整備事業費についても同様の理由から反対するものです。

本補正予算は、旧錦湯隣地と向かいの土地の購入費１２０万円です。購入後には駐車場としての活用などが予定されているとの説明がありましたが、土地購入後の建物解体や駐車場整備に係る経費などは総じてどの程度の予算が必要になるのかなども不明であり、土地購入が適当である

か判断しかねます。施設整備計画、運用計画などを含めた縁日商店街ホテル事業全体の見通しについて議会に説明を行った上で予算計上すべきであると考えます。

次に、陳情第15号学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

全国の学校で教員不足が深刻です。2024年10月に全日本教職員組合が行った34都道府県、11政令市における調査では、教員の本来必要な数に達していない未配置が4,739人であったと報告されています。

高知県では、病気や出産などで休職をした先生の代替教員が1か月以上配置されなかった件数は、2023年度で115件あったと報道されています。代替教員の確保ができない学校では、子どもだけで自習をするしかないといった状況や1年の中で何回も担任が替わるといった環境の変化が子どもたちに強いられています。まさに教員の不足は、未来を担う子どもたちの学習権に関わる深刻な問題であり、今手を打たなければなりません。

教員不足の背景には、長時間過密労働といった労働環境問題が指摘されています。休憩なんて1分もない。トイレに行く時間もない。勤務時間内に翌日の授業準備はできないから残業するしかない。こういった現状において精神疾患などで病休する教員も全国で7,000人を超えています。

課題の解決には定数改善によって先生を増やし、1人の先生が受け持つ授業の持ちコマ数を1日4コマ以下に削減することが求められています。

また、定額働かせ放題と言われる現行の給特法の下で過労死ラインを超える時間外労働が常態化しています。残業代を支給することで行政のコスト意識を醸成し、業務削減や人員増のための議論がより深められることが期待されています。現場にいる先生からは、教育実習に来た学生が採用試験を受けない。業務量に見合った賃金保障のために残業代を支給してください。そうでなければ教師は増えませんという悲痛なお声も直接お聞きしております。

総務文教委員会の審議においては、陳情趣旨のうち、新たな職の創設は教育活動の自由と共同性を破壊し、管理統制が強められることが懸念されるという部分について本当にそうなのかを判断できないために不採択とするという意見がありましたが、新たな職の創設については先行導入されている東京都の教職員組合から、教職員の序列化が起こり、管理と競争が強められ、教師や保護者を苦しめているといった声が実際に上がっています。当事者である教員だから発せられている懸念であり、真摯に受け止め、導入には慎重な審議をと国に求めることは適当であり、本陳情を採択すべきと考えます。

議員の皆様には、この国の未来を担う子どもたちの教育を受ける権利保障に関わる危機的状況を共有していただき、国に対して全会一致で本意見書提出の御判断をいただきますようお願いを申し上げ、討論いたします。

○議長（土居信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） これにて討論を終結いたします。

△市議案第２９号採決

○議長（土居信一君） これより採決に入ります。

まず、市議案第２９号須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第２９号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第３２号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第３２号令和７年度須崎市一般会計予算についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決であります。各委員長の報告のとおり賛成することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第３２号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第４２号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第４２号令和６年度須崎市一般会計補正予算（第１１号）についてを採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決であります。各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第４２号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第５２号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第５２号須崎市総合計画の基本構想の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、市議案第５２号は、原案のとおり可決することに決しました。

△市議案第９号～第２８号、第３０号、第３１号、第３３号～第４１号、第４３号、第４５号～第４９号、第５１号、第５４号採決

○議長（土居信一君） 次に、市議案第９号から第２８号及び第３０号、第３１号、第３３号から第４１号、第４３号並びに第４５号から第４９号、第５１号、第５４号までの以上３９議案を一括して採決いたします。

これらの議案に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決、承認、認定であります。これらの議案を各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、市議案第9号から第28号及び第30号、第31号、第33号から第41号、第43号並びに第45号から第49号、第51号、第54号までの以上39議案は、原案可決、承認、認定することに決しました。

△陳情第15号採決

○議長（土居信一君） 次に、陳情第15号学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居信一君） 起立多数であります。よって、陳情第15号は、不採択と決しました。

日程第3 閉会中の事務調査について

○議長（土居信一君） 日程第3、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、所管部門において事務調査を行うことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会及び議会運営委員会は、閉会中も必要に応じ、事務調査を行うことに決しました。

△字句等の整理

○議長（土居信一君） お諮りいたします。今会期中の発言取消し、発言訂正等の字句等の整理につきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居信一君） 御異議なしと認めます。よって、字句等の整理につきましては、これを議長に委任することに決しました。

○議長（土居信一君） 以上で今期定例会に付議されました議件は全て終了いたしました。市長。

〔市長 楠瀬耕作君登壇〕

○市長（楠瀬耕作君） 閉会前の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本定例会に御提案申し上げました各議案につきまして、いずれも慎重審議

の上、適切な御決定をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会中に頂戴いたしました数々の御意見や御提言につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

桜の便りも聞こえてくるような穏やかな季節となつてまいりました。議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、新年度にかけて何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分御留意をいただき、ますます御活躍されますよう心から御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居信一君） 3月の定例会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、新年度体制に向け数多くの議案審議となりましたが、議員の皆様にはいずれも熱心な御審議をいただきまして、本日予定どおりの日程で全議案を議了し、ここに閉会の運びとなりました。

本定例会では新たな須崎市総合計画の策定や未来に向けた事業展開、まちづくりの指針について示されましたが、これに対し市議会一同といたしましても施策の推進状況に注視するとともに、適切な取り組みを執行部と共に進めてまいりたいと考えております。

新年度を迎え、市民の皆様におかれましては何かと御多用のことと存じます。最近変な天気が続きますが、体調管理にくれぐれも御留意されることを御祈念申し上げまして、閉会前の御挨拶とします。

これをもちまして第488回須崎市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

須崎市議会議長

須崎市議会副議長

須崎市議会議員

須崎市議会議員

須崎市議会議員

第488回須崎市議会3月定例会一般質問・関連質問 目次（参考資料）

順番	質問者氏名	通 告 の 内 容	ページ
1	11番 森光一晴	1. 防災・減災 *地震の揺れから身を守る対策とさらなる啓発を行って はどうか 55 *逃げ遅れ対策として津波救命艇を設置するなどの考え はあるか 56 *避難所名や場所がよくわかるような地図や防災マップ の作成、提供は可能か 57 *避難所での生活環境は十分整備されているのか 57 *避難所となっている企業と検証、点検などはでき ているのか 58 2. 路線バス等の避難訓練実施 *市営路線バスの運行ルート上の指定避難場所の周知 及び避難訓練を実施したのか 59 *保育園送迎バスの避難訓練は実施できたか 59 *スクールバスの避難訓練は具体的に調整や訓練計画 は進んだのか 60 3. 環境美化対策 *富士ヶ浜のごみの清掃を県土木とともに実施して はどうか 61 4. 健康維持増進対策 *市民が津野町の里楽を利用した場合への費用の助 成を検討したか 62 5. デジタル振興券ジモッペイ *紙ベースでの対象者は最終的に何パーセントだ ったのか 63	
2	3番 宮田志野	1. 須崎市総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創 生総合戦略 *総合計画を策定してからの取り組みについて総 合的な見解を問う 64 *市民の意見を反映するための取り組みをどのよう に行ったか 65 *市の進める統合計画と学校統合などは矛盾して いるのではないかと問う 65 *道路や橋などの維持管理、補修の計画的が市民 の要求とは隔たりがあるのではないかと問う 66 *港湾整備の事業計画と今後の港の活用について 問う 67 *大型船、クルーズ船の就航も検討しているのか 問う 67 *須崎市総合計画についてのパブリックコメント の募集期間と方法、結果について問う 68	

		2. 農業政策 * 農業を持続可能とするために、価格保障・所得補償制度の国への要望の実施 * 農業機械の購入補助制度創設の検討をしてもらいたい * 給食への地元産米を支給する取り組みの検討 * 支障木伐採の補助制度についての検討は行ったのか。今後のとりくみについて問う 6 9 7 0 7 0 7 1 3. タクシーチケット * 高齢者おでかけ応援事業の実績と今後の課題、増額の検討について問う 7 1 4. 公共交通 * 上分や安和地域などへ予約型乗合タクシーの延長について検討していただきたい 7 2 * 市営バスを無料とし、バスへの利便の向上をはかり乗車の習慣をつくることはできないか 7 3 5. 自衛隊への適格者名簿提供 * 今年度、自衛隊への適格者名簿提供はどのように行われたのか 7 4 * 名簿提出についての通知を対象世帯に行い、提出の可否を問うことを求める 7 5 6. 猫の不妊去勢手術 * 猫の不妊去勢手術への補助金の件数、金額の拡充を要望する 7 5 * 市の担当係、担当者を設置し、補助援助の検討ができないか問う 7 7	
3	7 番 佐々木學	1. 高台まちづくり事業及び事前復興まちづくり計画 * 事前復興まちづくりや人口減少対策の観点から現在取り組む高台整備事業を位置付けていることについて、市長の所見を問う 7 8 * 県が進める事前復興まちづくり計画の策定の仕組み、内容、須崎市で今後の計画策定立案の内容とスケジュールを問う 8 0 2. 南海トラフ巨大地震対策など防災まちづくり * 緊急避難場所への本市が取り組む今年度の対策について問う 8 1 * 市民の意見を反映し、具体的に取り組みを強化していくことは何か 8 2 * 防災まちづくりという長期的視点からの取り組みについて所見を問う 8 3 3. 地方創生・地域活性化の取り組み * 須崎海のまち協議会の経営体制や事業目的や事業計画や財源、また組織・構成や本年度の事業目標、現在重 8 4	

		点的に取り組んでいる事業内容並びに同事業の進捗状況、経営収支について問う * 須崎海のまち公社の経営体制や事業目的、事業計画や財源、組織構成や本年度の事業目標、現在重点的に取り組んでいる事業内容並びに進捗状況、経営収支について問う 4. 市営巡航船 * 市営巡航船の活用を住民の意見を反映し行っていくべきだが市長の所見を問う * 浦ノ内自主組織を通しての市民の要望について市長の所見を問う 5. ジビエ事業 * ジビエ事業の経営安定化のための国、県からの支援強化の要望について所見を問う 6. 地域自主組織 * 須崎地区、多ノ郷地区の自主組織化、他自治体の事例研究や市長部局としての取り組みについての所見を問う 7. ヤングケアラー * ヤングケアラーの実態把握調査の取り組みについて問う	8 4 8 5 8 6 8 7 8 7 8 8
4	5 番 吉野寛招	1. 防災・減災 * 逃げ遅れ対策として避難タワーの建設を要望する * 現時点で活動している自主防災組織数を問う * 自主防災組織立て直しの進捗状況と問題点を問う * 港の見える広場、憩いの広場から避難所である須崎総合高校までの避難経路は、今後どうなる予定か * 観光客に分かりやすい避難場所への避難経路の表示が必要ではないか。また、本市に住所がない長期滞在の方への防災ラジオの貸与は怎么样了っているか * 海外からの研修生への避難場所、避難所、避難経路の周知や避難訓練参加への呼びかけなどは怎么样了っているのか * 城山避難場所を公園化する考えはないか * シェイクアウト訓練を全市的に行い意識向上につなげることにについて市長の所見を問う	9 0 9 1 9 2 9 3 9 4 9 4 9 5 9 6
5	6 番 森田収三	1. 防災・減災 * 桐間地区から妙見山交流会館避難所やエム・セテック株式会社高知工場避難所までの徒歩での避難時間をどの程度と想定しているのか問う * 桐間地区の昼間人口の想定人数、避難をどのような形で行うのか問う * 避難誘導のための道標の活用方策について問う	9 7 9 8 9 8

		*各避難所の備蓄品の品名、避難者への備蓄割合を問う *今後の新たな避難所整備計画について問う *陳情のあった地区への避難施設建設の意思を問う *協議会、自主防災組織の立て直しについて問う 2. 農業政策 *今回の米価の高騰について市長の所見を問う *農業人口の減少について市長の所見を問う 3. 高知県アンテナショップとさとさへの出店 *どのようなものをPRの目玉として須崎市を売り込むのか	9 9 1 0 0 1 0 0 1 0 1 1 0 2 1 0 3 1 0 4
	(関連質問) 1 1 番 森光一晴	○車での避難者を想定して多ノ郷小学校グラウンド、おひさま保育園のスペースを開放することは検討していないか	1 0 5
6	1 0 番 海地雅弘	1. 道路交通違反の報告 *市長の道路交通違反の顛末書が市の封筒で送付されてきたことについて問う 2. 会社クリーブラッツ社との訴訟 *株式会社クリーブラッツ社との訴訟問題の経過、控訴審の勝算及び費用について問う 3. ホテル進出 *市から住友大阪セメントを通じて休転時の市内宿泊施設の利用をお願いできないか 4. 防災・減災 *須崎版防災必携の進捗状況について問う 3. 高台移転 *須崎市総合計画の整備対象施設等に応じて事業規模を分類し、早期に高台団地の開発を行い、将来的に高台まちづくりを目指す」と記載している部分の解釈について問う *赤崎町用地取得後の周辺整備について市長の所見を問う 4. 給食センター *市道拡幅や防犯灯の周辺整備について所見を問う 5. 公園管理 *公園の管理、整備状況について問う 6. 健康寿命延伸施設誘致 *フィットネスジム誘致の状況、今後について問う	1 1 0 1 1 1 1 1 4 1 1 6 1 1 6 1 1 7 1 1 8 1 1 9 1 2 0

7	4 番 杉山愛子	1. 介護保険制度 *介護保険制度の周知強化について見解を問う 2. 中学校の統合計画 *スクールバスの運行計画説明会の日程、対象者、周知方法について問う *子どもたちへの説明会開催について問う *バイパス経由ルートでのリスクの認識について問う *安全な通学路の整備ができないか問う *安全な通学のための整備を行って、生徒や保護者の理解が得られるまで統合を延期するべきではないか 3. 学校給食 *来年度の給食費は何校がいくら増額するのか問う *保護者負担が増えないか問う *須崎市も給食無償化に踏み切るべきではないか見解と問う 4. 就学援助制度 *電子申請の導入、申請手続きの簡素化を検討できないか 5. 土曜保育 *高知新聞への土曜保育の投稿についてどう考えるか *利用保護者にどのような支援が必要か聞き取りを行ってはどうか 6. ファミリーサポートセンター *会員同士の交流会を実施について見解を問う *利用料の一部補助について検討してはどうか 7. 通園バス *新荘地区の保護者へ毎年バスの利用希望を聞くべきではないか	1 2 1 1 2 2 1 2 3 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 6 1 2 7 1 2 7 1 2 8 1 2 9 1 3 0 1 3 1 1 3 1
	8 1 2 番 高橋立一	1. 人口減少対策 *今後の人口減少対策について市長の考えを問う 2. 人材確保 *職員の人材確保の今後の展望について問う *賃上げも踏まえ、人材確保について市長の見解を問う 3. 女性活躍推進事業 *女性活躍推進事業の委託事業の内容について問う *この事業を通して須崎市としての男女平等、女性活躍推進がされるまちづくりを進めていくことに期待するが、見解を問う	1 3 2 1 3 4 1 3 5 1 3 7 1 3 8

		4．国勢調査 ＊回収率低下やトラブルを防ぐための体制づくりが必要 と考えるがどうか	1 3 9
--	--	---	-------

第４８７回須崎市議会１月臨時会議決一覧表（参考資料）

１．議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第１号	須崎市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決	R 7.1.10
市議案第２号	令和６年度須崎市一般会計補正予算（第９号）について	原案可決	R 7.1.10
市議案第３号	令和６年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について	原案可決	R 7.1.10
市議案第４号	令和６年度須崎市介護保険特別会計補正予算（第３号）について	原案可決	R 7.1.10
市議案第５号	令和６年度須崎市水道事業会計補正予算（第２号）について	原案可決	R 7.1.10
市議案第６号	工事請負契約の締結について	原案可決	R 7.1.10
市議案第７号	工事請負契約の締結について	原案可決	R 7.1.10
市議案第８号	工事請負契約の締結について	原案可決	R 7.1.10

第４８８回須崎市議会３月定例会議決一覧表（参考資料）

１．議案関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
市議案第９号	須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１０号	須崎市一般職の職員の旅費に関する条例の制定について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１１号	須崎市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１２号	須崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１３号	須崎市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１４号	須崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１５号	須崎市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１６号	須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１７号	須崎市長等の給料及びその他の給与並びに旅費支給条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１８号	須崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第１９号	須崎市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第２０号	須崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19

市議案第 2 1 号	須崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 2 号	須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 3 号	須崎市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 4 号	須崎市市営住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 5 号	須崎市企業等誘致促進条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 6 号	須崎市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 7 号	須崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 8 号	須崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 2 9 号	須崎市在宅介護手当支給条例を廃止する条例について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 3 0 号	専決処分の承認について	原案承認	R 7. 3. 19
市議案第 3 1 号	専決処分の承認について	原案承認	R 7. 3. 19
市議案第 3 2 号	令和 7 年度須崎市一般会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 3 3 号	令和 7 年度須崎市巡航船事業特別会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19

市議案第 3 4 号	令和 7 年度須崎市バス事業特別会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 3 5 号	令和 7 年度須崎市スクールバス特別会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 3 6 号	令和 7 年度須崎市国民健康保険特別会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 3 7 号	令和 7 年度須崎市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 3 8 号	令和 7 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 3 9 号	令和 7 年度須崎市介護保険特別会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 4 0 号	令和 7 年度須崎市水道事業会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 4 1 号	令和 7 年度須崎市下水道事業会計予算について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 4 2 号	令和 6 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 4 3 号	令和 6 年度須崎市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について	原案可決	R 7. 3. 19
市議案第 4 4 号	工事請負契約の変更について	原案可決	R 7. 3. 5
市議案第 4 5 号	市道路線の認定について	原案認定	R 7. 3. 19
市議案第 4 6 号	指定管理者の指定について	原案可決	R 7. 3. 19

市議案第４７号	指定管理者の指定について	原案可決	R7.3.19
市議案第４８号	指定管理者の指定について	原案可決	R7.3.19
市議案第４９号	指定管理者の指定について	原案可決	R7.3.19
市議案第５０号	教育委員会委員の任命について	原案同意	R7.3.12
市議案第５１号	須崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	R7.3.19
市議案第５２号	須崎市総合計画の基本構想の策定について	原案可決	R7.3.19
市議案第５３号	区域内の公共的団体等の活動の総合調整について	原案可決	R7.3.5
市議案第５４号	須崎市国際交流員及び外国語指導助手設置条例の一部を改正する条例	原案可決	R7.3.19

2. 請願・陳情関係

事件番号	事 件 名	議決結果	議決年月日
陳情第１５号	学校の業務量に見合った教職員配置、長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正、新たな職の創設に対して慎重審議を求める陳情	不採択	R7.3.19